

改正案	現行
<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 会社の登記事項証明書</p> <p>三 創立総会が招集されたときは、その創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項（創立総会の決議の省略）の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該保険会社が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面）</p> <p>四 事業計画書</p> <p>五 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>六 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社）（法第四条第一項第</p>	<p>（免許申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 会社の登記事項証明書</p> <p>三 創立総会が招集されたときは、その創立総会の議事録（会社法第八十二条第一項（創立総会の決議の省略）の規定により創立総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）（当該保険会社が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。）により設立された場合又は会社分割により設立された場合には、これに関する株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）その他必要な手続があつたことを証する書面）</p> <p>四 事業計画書</p> <p>五 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類</p> <p>六 取締役及び監査役（委員会設置会社）（法第四条第一項第三号に</p>

二号に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては取締役、指名委員会等設置会社（同号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び執行役）の履歴書

七 会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

八 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿）

九 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の二第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

八 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役及び執行役）の履歴書

七 会計参与設置会社（法第五十三条の十八第一項に規定する会計参与設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、会計参与の履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。以下同じ。）

八 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあっては、社員になろうとする者の名簿）

九 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十 法第三条第一項の免許を受けようとする者が子会社等（法第九十七条の二第三項前段に規定する子会社等をいう。以下この号及び第十条の二第五号において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

八 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

二 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）
、 損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
、 株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ホ 法第三条第一項の免許を受けようとする者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類

十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百二十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる

二 当該子会社等の最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）
、 損益計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
、 株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）
その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ホ 法第三条第一項の免許を受けようとする者及びその子会社等の業務、財産及び損益の状況の見込みを記載した書類

十一 当該免許申請に係る保険が第三分野保険（法第三条第四項第二号若しくは第五項第二号に掲げる保険（以下この号において「第三分野の元受保険」という。）又は同条第五項第一号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約（保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第三十三条第三項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項第八号において同じ。）に係るすべての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。）の保険期間が一年以下の保険契約（当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。）及び第二百二十二条第一項第五号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第十一条第七号、第五十三条第一項第七号の二及び第七号の三、第一百八条第一項第六号、第一百七十九条第一項第七号並びに第二百四十三条において同じ。）を含む場合にあつては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第四条第二項第四号に掲げる

書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二 その他法第五条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第四号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

3 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、第一項（第三号に係る部分を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社）にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険

書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十二 その他法第五条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第四号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

3 保険会社以外の株式会社が従前の目的を変更して保険業を営むため法第四条第一項の規定により免許申請書を提出する場合には、同条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、第一項（第三号に係る部分を除く。）に規定する書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して保険業を営むことを決議した株主総会の議事録

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面

三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

（取締役等の兼職の認可の申請等）

第十四条の二 保険会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社）にあつては、執行役。次項において同じ。）は、法第八条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、当該保険会社を経由して金融庁長官に提出しなければならない。ただし、常務に従事しようとする他の会社が保険会社又

会社又は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 理由書

二 履歴書

三 保険会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 保険会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請に係る取締役が保険会社の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示

は外国保険会社等である場合においては、第五号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 理由書

二 履歴書

三 保険会社及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 保険会社と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款（これに準ずるものを含む。）、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。））その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請に係る取締役が保険会社の常務に従事することに対し、当該認可の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十四条の四 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示

する方法とする。

- 一 法第十六条第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）
- 二 法第十七条の四第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）
- 三 法第二十六条第二項第三号
- 四 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）、第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）
- 五 法第三十二条の二第三項第二号
- 六 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）、第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十八條第四項第二号（議事録）及び第三百十九條第三項第二号（株主総会の決議の省略）
- 七 法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）
- 八 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第三百十八條第四項第二号（議事録）
- 九 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号（議事録等）
- 十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第

する方法とする。

- 一 法第十六条第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）
- 二 法第十七条の四第二項第三号（法第五十七条第四項において準用する場合を含む。）
- 三 法第二十六条第二項第三号
- 四 法第三十条の八第六項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）、第七十六条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）
- 五 法第三十二条の二第三項第二号
- 六 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）、第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）、第三百十八條第四項第二号（議事録）及び第三百十九條第三項第二号（株主総会の決議の省略）
- 七 法第四十四条の二第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第七項第二号（議決権の代理行使）
- 八 法第四十九条第一項において準用する会社法第三百十二条第五項（電磁的方法による議決権の行使）及び第三百十八條第四項第二号（議事録）
- 九 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十一条第二項第二号（議事録等）
- 十 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十四条第

- 二項第二号（会計参与の権限）及び第三百七十八条第二項第三号（会計参与による計算書類等の備置き等）
- 十一 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第三項において準用する場合を含む。）
- 十二 法第五十三条の二十二第二項第二号
- 十三 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十一第二項において準用する場合を含む。）
- 十四 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三條第二項第二号（議事録）
- 十五 法第五十四条の八第三項第三号
- 十六 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）
- 十七 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）
- 十八 法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号
- 十九 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）
- 二十 法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項（電磁

- 二項第二号（会計参与の権限）及び第三百七十八条第二項第三号（会計参与による計算書類等の備置き等）
- 十一 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第二項第二号（議事録）（法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十四条第三項において準用する場合を含む。）
- 十二 法第五十三条の二十二第二項第二号
（新設）
- 十三 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十三條第二項第二号（議事録）
- 十四 法第五十四条の八第三項第三号
- 十五 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十四条第二項第二号（社債原簿の備置き及び閲覧等）
- 十六 法第六十一条の八第二項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号（議事録）
- 十七 法第六十九条の二第三項第三号及び第五項第三号
- 十八 法第七十四条第三項において準用する会社法第七十四条第七項第二号（議決権の代理行使）
- 十九 法第七十四条第三項（法第七十七条第六項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第七十六条第五項（電磁

的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）

二十一 法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）

二十二 法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号

二十三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十四 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十五 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十六 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十七 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十八 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

的方法による議決権の行使）及び第八十一条第三項第二号（議事録）

二十 法第八十二条第三項第三号（法第九十六条の十五において準用する場合を含む。）

二十一 法第八十七条第三項第三号及び第五項第三号

二十二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十一条第四項（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十四条第三項第三号（吸収合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十四 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第八百一条第六項（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

二十五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百三条第三項第三号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）

二十六 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百一条第四項（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第三項第三号

二十七 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百五条第六項（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）において準用する同条第四項第三号

- 二十九 法第五十六條の二第二項第三号
三十 法第六十五條の二第二項第三号
三十一 法第六十五條の九第二項第三号
三十二 法第六十五條の十三第三項第三号（法第六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）
三十三 法第六十五條の十五第二項第三号
三十四 法第六十五條の十九第二項第三号
三十五 法第六十五條の二十一第三項第三号（法第六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）
三十六 法第六十六條第三項第三号
三十七 法第八十條の十五において準用する会社法第三百七十一條第二項第二号（議事録等）
三十八 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十六條第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）
三十九 法第九十六條第五項第三号
四十 法第二百二十四條第三項第三号
四十一 法第二百四十條の七第二項第三号

（電子署名）

第十四條の六 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第二十二條第二項
二 法第五十三條の十六及び第八十條の十五において準用する会

- 二十八 法第五十六條の二第二項第三号
二十九 法第六十五條の二第二項第三号
三十 法第六十五條の九第二項第三号
三十一 法第六十五條の十三第三項第三号（法第六十五條の十四第三項において準用する場合を含む。）
三十二 法第六十五條の十五第二項第三号
三十三 法第六十五條の十九第二項第三号
三十四 法第六十五條の二十一第三項第三号（法第六十五條の二十二第三項において準用する場合を含む。）
三十五 法第六十六條第三項第三号
三十六 法第八十條の十五において準用する会社法第三百七十一條第二項第二号（議事録等）
三十七 法第八十條の十七において準用する会社法第四百九十六條第二項第三号（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）
三十八 法第九十六條第五項第三号
三十九 法第二百二十四條第三項第三号
四十 法第二百四十條の七第二項第三号

（電子署名）

第十四條の六 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 一 法第二十二條第二項
二 法第五十三條の十六及び第八十條の十五において準用する会

社法第三百六十九条第四項（取締役会の決議）

三 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十二条第三項（監査役会の決議）

四 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第四項（監査等委員会の決議）

五 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第四項（指名委員会等の決議）

六 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十二条第三項（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）及び第六百九十五条第三項（質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等）

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（監査報告の内容等）

第十七条の七 会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五）により、監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会が作成すべき監査

社法第三百六十九条第四項（取締役会の決議）

三 法第五十三条の二十一において準用する会社法第三百九十二条第三項（監査役会の決議）

（新設）

四 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第四項（委員会等の決議）

五 法第六十一条の五において準用する会社法第六百八十二条第三項（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）及び第六百九十五条第三項（質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等）

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（監査報告の内容等）

第十七条の七 会計監査人が作成すべき会計監査報告は別紙様式第一号（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の五）により、監査役、監査役会及び監査委員会が作成すべき監査報告はそれぞれ

報告はそれぞれ別紙様式第一号の二、第一号の三、第一号の三の二及び第一号の四（少額短期保険業者にあつては、それぞれ別紙様式第一号の六、第一号の七、第一号の七の二及び第一号の八）により作成しなければならない。

2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の監査に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社（法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）であつて監査役設置会社（法第三十条の十第四項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している」と認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又

別紙様式第一号の二、第一号の三及び第一号の四（少額短期保険業者にあつては、それぞれ別紙様式第一号の六、第一号の七及び第一号の八）により作成しなければならない。

2 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の監査に関し、この府令に定めのない事項については、会社法施行規則及び計算規則に定めるところによる。

（計算書類等の承認の特則に関する要件）

第十七条の八 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条（会計監査人設置会社の特則）に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号（監査役設置会社（法第三十条の十一第一項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）であつて監査役設置会社（法第三十条の十第三項に規定する監査役設置会社をいう。以下同じ。）でない保険業を営む株式会社にあつては、第三号を除く。）のいずれにも該当することとする。

一 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見（監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示している」と認められる旨の意見をいう。）が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の

は監査委員会の監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第二百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員（法第二条第十九項に規定する監査等委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（同項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第三百二十二条第三項（会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるもの

監査報告（監査役会設置会社にあつては、前条第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。）の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容（監査役会監査報告（計算規則第二百二十八条第一項（会計監査人設置会社の監査役会の監査報告の内容等）に規定する監査役会監査報告をいう。）の内容が監査役監査報告（同項に規定する監査役監査報告をいう。以下この号において同じ。）の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員（法第二条第十九項に規定する監査委員をいう。以下同じ。）の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。）が前号の意見でないこと。

四 法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百三十九条に規定する計算書類が計算規則第三百二十二条第三項（会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限）の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

（計算書類に関する事項）

第十七条の十五 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定めるもの

は、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二十四条（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十二条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条

は、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度（株式会社にあつては会社法第二十四条（定義）に規定する最終事業年度をいい、相互会社にあつては当該事業年度に係る法第五十四条の三第二項に規定する計算書類につき法第五十四条の六第二項の承認（同条第四項に規定する場合にあつては、法第五十四条の四第三項の承認）を受けた場合における当該事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第十七条第二項第二号の株式会社をいう。以下この条において同じ。）が法第十二条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置をとっている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条

第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 第十七条の十の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（創立総会の議事録）

第二十条の十二 法第三十条の八第六項において準用する会社法第八十一条第一項（議事録）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。以下この号において同じ。）

（の氏名又は名称（設立しようとする相互会社が監査等委員会設

第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 前各号に掲げる場合以外の場合 第十七条の十の規定による最終事業年度に係る貸借対照表の要旨の内容

（創立総会の議事録）

第二十条の十二 法第三十条の八第六項において準用する会社法第八十一条第一項（議事録）の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 創立総会が開催された日時及び場所
- 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 創立総会に出席した発起人、設立時取締役（法第三十条の十第一項に規定する設立時取締役をいう。第二十条の十八において同じ。）

（の氏名又は名称（設立時会計参与（同項に規定する設立時会計参与をいう

置会社である場合にあっては、設立時監査等委員（同条第二項に規定する設立時監査等委員をいう。）である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役、設立時会計参与（同条第一項に規定する設立時会計参与をいう。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）、又は設立時執行役（同条第八項に規定する設立時執行役をいう。）、の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（相互会社がその経営を支配している法人）

第二十条の十四 法第三十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十四条の三において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存

。）、設立時監査役（同項に規定する設立時監査役をいう。第二十条の十八において同じ。）、若しくは設立時会計監査人（同項に規定する設立時会計監査人をいう。）、又は設立時執行役（法第三十条の十第六項に規定する設立時執行役をいう。）、の氏名又は名称

四 創立総会の議長が存するときは、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った発起人の氏名又は名称

（相互会社がその経営を支配している法人）

第二十条の十四 法第三十三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、当該相互会社が会社等（会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第二十四条の三において同じ。）の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

2 前項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存

在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社（法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

場合

イ 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その実質子会社（法第三十三条の二第一項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

場合

イ 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員（取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいう。）
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
- ハ 自己が会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、

- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権
- ロ 会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の割合が百分の五十を超えていること。
- (1) 自己の役員
- (2) 自己の業務を執行する社員
- (3) 自己の使用人
- (4) (1)から(3)までに掲げる者であった者
- ハ 自己が会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
- ニ 会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。二において同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。
- ホ その他自己が会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
- 三 会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、

前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(利益の供与に関して責任をとるべき取締役等)

第二十條の十六 法第三十三條の二第二項において読み替えて準用する会社法第二百十條第四項(株主等の権利の行使に関する利益の供与)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与(法第三十三條の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。)に関する職務を行った取締役及び執行役

二 利益の供与が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ 当該取締役会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 利益の供与が社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。)の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ 当該社員総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした取締役及び執行役

前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

(利益の供与に関して責任をとるべき取締役等)

第二十條の十六 法第三十三條の二第二項において読み替えて準用する会社法第二百十條第四項(株主の権利の行使に関する利益の供与)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 利益の供与(法第三十三條の二第一項に規定する利益の供与をいう。以下この条において同じ。)に関する職務を行った取締役及び執行役

二 利益の供与が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ 当該取締役会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 利益の供与が社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。)の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該利益の供与に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ 当該社員総会において当該利益の供与に関する事項について説明をした取締役及び執行役

(社員による責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二十条の十七 法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(相互会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十条の十八 法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 相互会社が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

- 二 法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

- 三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第二十条の十七 法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二十条の十八 法第三十三条の二第二項及び第五十三条の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項(責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 相互会社が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責

追及等の訴え（法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において準用する会社法第八百四十七條第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（削る）

（招集の決定事項）

第二十條の十九 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八條第一項第五号（株主總會の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八條第一項第一号に規定する社員總會が定時社員總會である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員總會の日に

任追及等の訴え（法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において準用する会社法第八百四十七條第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

2 |

前項第二号及び第三号に規定する「請求対象者」とは、次に掲げる者のうち、法第三十三條の二第二項及び第五十三條の三十七において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。

一 発起人

二 設立時取締役及び設立時監査役

三 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人をいう。以下同じ。）

四 清算人

五 法第三十三條の二第二項において準用する会社法第二百二十條第三項（株主の権利の行使に関する利益の供与）の利益の供与を受けた者

（招集の決定事項）

第二十條の十九 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八條第一項第五号（株主總會の招集の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一條第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八條第一項第一号に規定する社員總會が定時社員總會である場合において、同号の日が前事業年度に係る定時社員總會の日に

応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 次条第一項の規定により社員総会参考書類（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）に規定する社員総会参考書類をいう。以下この条から第二十条の二十一までにおいて同じ。）に記載すべき事項（別紙様式第五号（記載上の注意）9に掲げるものを除く。）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を発した日から二週間を経

応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十八条第一項第一号に規定する社員総会の場所が過去に開催した社員総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて社員総会に出席しない社員全員の同意がある場合

三 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款に口から二まで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を取締役に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 次条第一項の規定により社員総会参考書類（法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項（株主総会参考書類の交付等）に規定する社員総会参考書類をいう。以下この条から第二十条の二十一までにおいて同じ。）に記載すべき事項（別紙様式第五号（記載上の注意）9に掲げるものを除く。）

ロ 特定の時（社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）の規定により通知を発した日から二週間を経

過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

八 特定の時(社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)(をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二 社員から各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面(法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。次号及び第二十条の二十二において同じ。)(が相互会社に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十条の二十一第一項の措置をとることにより社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

へ 一の社員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき(次号に規定する場合を除く。)(は、その事項(1) 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第四十一条第

過した日以後の時に限る。)をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

八 特定の時(社員総会の日時以前の時であつて、法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十九条第一項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)(をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

二 社員から各議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面(法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項に規定する議決権行使書面をいう。次号及び第二十条の二十二において同じ。)(が相互会社に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第二十条の二十一第一項の措置をとることにより社員に対して提供する社員総会参考書類に記載しないものとする事項

へ 一の社員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき(次号に規定する場合を除く。)(は、その事項(1) 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合 法第四十一条第

一項において準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）

(2) 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）

四 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした社員の請求があつた時に当該社員に対して法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の社員が同一の議案につき法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときににおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

一項において準用する会社法第三百十一条第一項（書面による議決権の行使）

(2) 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十二条第一項（電磁的方法による議決権の行使）

四 法第四十一条第一項において準用する会社法第二百九十八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第二百九十九条第三項の承諾をした社員の請求があつた時に当該社員に対して法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う法第四十一条第一項において準用する会社法第三百一条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 一の社員が同一の議案につき法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十一条第一項又は第三百十二条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときににおける当該社員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

五 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第一項（議決権の代理行使）の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）をいう。以下この章において同じ。）の選任

ロ 役員等の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この款において同じ。）

ハ 法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為
ニ 定款の変更

ホ 合併

（社員総会参考書類の記載の特則）

第二十條の二十一 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を發出する時から当該社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く

五 法第四十一条第一項において準用する会社法第三百十条第一項（議決権の代理行使）の規定による代理人による議決権の行使について、代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として相互会社から受ける財産上の利益をいう。以下この款において同じ。）

ハ 法第六十二条の二第一項第一号から第三号までに掲げる行為
ニ 定款の変更

ホ 合併

（社員総会参考書類の記載の特則）

第二十條の二十一 社員総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該社員総会に係る招集通知を發出する時から当該社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く

措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 第二十九条の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、社員に対して提供する社員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当

措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した社員総会参考書類を社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 第二十九条の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を社員総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三 次項の規定により社員総会参考書類に記載すべき事項

四 社員総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、社員に対して提供する社員総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当

該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

- 3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(議事録)

第二十条の二十六 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十八条第一項(議事録)の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。)、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十一において準用する会社法第三百四十二条の二第一項(監査等委員である取締役等の選任等)についての意

該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

(新設)

(議事録)

第二十条の二十六 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百十八条第一項(議事録)の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 社員総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は社員が社員総会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

(新設)

見の陳述)

- ロ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十二條の二第二項
- ハ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十二條の二第四項
- ニ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第一項（會計参与等の選任等についての意見の陳述）（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
- ホ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第二項（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
- ヘ 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十一條第五項（取締役の報酬等）
- ト 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十一條第六項
- チ 法第五十三條の十七において準用する会社法第二百七十七條第一項（株主總會における意見の陳述）
- リ 法第五十三條の十七において準用する会社法第二百七十九條第三項（會計参与の報酬等）
- 又 法第五十三條の二十において準用する会社法第二百八十四條（株主總會に対する報告義務）
- ル 法第五十三條の二十において準用する会社法第二百八十七條

（新設）

（新設）

- イ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第一項（會計参与等の選任等についての意見の陳述）（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

- ロ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第二項（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）

（新設）

（新設）

- ハ 法第五十三條の十七において準用する会社法第二百七十七條第一項（株主總會における意見の陳述）
- ニ 法第五十三條の十七において準用する会社法第二百七十九條第三項（會計参与の報酬等）
- ホ 法第五十三條の二十において準用する会社法第二百八十四條（株主總會に対する報告義務）
- ヘ 法第五十三條の二十において準用する会社法第二百八十七條

第三項（監査役の報酬等）

- ヲ| 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八
条第一項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）
- ヰ| 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八
条第二項

カ| 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第
三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）

- 四 社員総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会
計監査人の氏名又は名称
- 五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定
める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百
十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により社員総会の
決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百
二十条（株主総会への報告の省略）の規定により社員総会への報
告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

第三項（監査役の報酬等）

- ト| 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八
条第一項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）
- チ| 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八
条第二項

（新設）

- 四 社員総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会
計監査人の氏名又は名称
- 五 社員総会の議長が存するときは、議長の氏名
- 六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定
める事項を内容とするものとする。
 - 一 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百
十九条第一項（株主総会の決議の省略）の規定により社員総会の
決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項
 - イ 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
 - ハ 社員総会の決議があつたものとみなされた日
 - 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第四十一条第一項において読み替えて準用する会社法第三百
二十条（株主総会への報告の省略）の規定により社員総会への報
告があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

- イ 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ロ 社員総会への報告があったものとみなされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(総代会参考書類の記載の特則)

第二十二條の二 総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を発出する時から当該総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四條の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限り。

一 議案

- 二 第二十九條の二第三項第一号から第九号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項
- 三 次項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項
- 四 総代会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)(つきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、総代に対して提供する総代会参考書類に、同項

- イ 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
- ロ 社員総会への報告があったものとみなされた日
- ハ 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(総代会参考書類の記載の特則)

第二十二條の二 総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該総代会に係る招集通知を発出する時から当該総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四條の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。)(をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款のある場合に限り。

一 議案

- 二 第二十九條の二第三項第一号から第十四号までに掲げる事項を総代会参考書類に記載することとしている場合における当該事項
- 三 次項の規定により総代会参考書類に記載すべき事項
- 四 総代会参考書類に記載すべき事項(前二号に掲げるものを除く。)(つきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、総代に対して提供する総代会参考書類に、同項

の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならぬ。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報について、電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(議事録)

第二十三条の五 法第四十九条第一項において準用する会社法第三十八條第一項(議事録)の規定による総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならぬ。

3 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 総代会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第四号において同じ。)、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならぬ。

(新設)

(議事録)

第二十三条の五 法第四十九条第一項において準用する会社法第三十八條第一項(議事録)の規定による総代会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならぬ。

3 総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 総代会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が総代会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

- 二 総代会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十二條の二第一項（監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）
 - ロ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十二條の二第二項
 - ハ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十二條の二第四項
 - ニ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第一項（会計参与等の選任等についての意見の陳述）（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - ホ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第二項（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - ヘ 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十一條第五項（取締役の報酬等）
 - ト 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十一條第六項
 - チ 法第五十三條の十七において準用する会社法第三百七十七條第一項（株主総会における意見の陳述）

- 二 総代会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 次に掲げる規定により総代会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - （新設）
 - （新設）
 - （新設）
 - イ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第一項（会計参与等の選任等についての意見の陳述）（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - ロ 法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第二項（法第五十三條の十一において準用する会社法第三百四十五條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）
 - （新設）
 - （新設）
 - ハ 法第五十三條の十七において準用する会社法第三百七十七條第一項（株主総会における意見の陳述）

リ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第三項（会計参与の報酬等）

又 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）

ル 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第三項（監査役の報酬等）

ヲ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第一項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）

ワ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第二項

カ 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）

四 総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

五 総代会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（補欠の役員）の選任）

第二十三条の六 法第五十二条第三項の規定による補欠の役員（取締役、会計参与及び監査役をいい、監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与をいう。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

二 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十九条第三項（会計参与の報酬等）

ホ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）

ヘ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十七条第三項（監査役の報酬等）

ト 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第一項（定時株主総会における会計監査人の意見の陳述）

チ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十八条第二項

（新設）

四 総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

五 総代会の議長が存するときは、議長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（補欠の会社役員）の選任）

第二十三条の六 法第五十二条第二項の規定による補欠の会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下この条及び第二十九条の二において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

2 法第五十二条第三項に規定する決議により補欠の役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の役員である旨

二 当該候補者を補欠の社外取締役（法第五十三条の二第五項に規定する社外取締役をいう。）として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の社外監査役（法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。）として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の役員の補欠の役員として選任するときは、その旨及び当該特定の役員の氏名（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）

五 同一の役員（二以上の役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の役員）につき二人以上の補欠の役員を選任するときは、当該補欠の役員相互間の優先順位

六 補欠の役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の開始の時までとする。ただし、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（業務の適正を確保するための体制）

2 法第五十二条第二項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の会社役員である旨

二 当該候補者を補欠の社外取締役（法第五十三条の二十四第三項に規定する社外取締役をいう。第二十三条の十九において同じ。）として選任するときは、その旨

三 当該候補者を補欠の社外監査役（法第五十三条の五第三項に規定する社外監査役をいう。）として選任するときは、その旨

四 当該候補者を一人又は二人以上の特定の会社役員の補欠の会社役員として選任するときは、その旨及び当該特定の会社役員の氏名（会計参与である場合にあつては、氏名又は名称）

五 同一の会社役員（二以上の会社役員の補欠として選任した場合にあつては、当該二以上の会社役員）につき二人以上の補欠の会社役員を選任するときは、当該補欠の会社役員相互間の優先順位

六 補欠の会社役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

3 補欠の会社役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議後最初に開催する定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会）の開始の時までとする。ただし、社員総会（総代会を設けているときは、総代会）の決議によつてその期間を短縮することを妨げない。

（業務の適正を確保するための体制）

<p>第二十三条の八 法第五十三条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。</p> <p>一 当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>四 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>五 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>イ 当該相互会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（八及び二において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制</p> <p>ロ 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>ハ 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>ニ 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>六 当該相互会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くこ</p>	<p>第二十三条の八 法第五十三条の十四第四項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。</p> <p>一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合</p>
---	---

とを求めた場合における当該使用人に関する事項

七 前号の使用人の当該相互会社の取締役からの独立性に関する事項

八 当該相互会社の監査役第六号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

九 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査役への報告に関する体制

イ 当該相互会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査役に報告をするための体制

ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査役に報告をするための体制

十 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

十一 当該相互会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

十二 第六号から前号までに掲げる体制のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(取締役会の議事録)

における当該使用人に関する事項

七 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(新設)

八 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九 前三号のほか、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(取締役会の議事録)

第二十三條の九 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十九條第三項（取締役会の決議）の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役に出席をした場合における当該出席の方法を含む）。

二 取締役会が法第五十三條の十六において準用する会社法第七十三條第二項（特別取締役による取締役会の決議）の取締役会であるときは、その旨

三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十六條第二項（招集権者）の規定による取締役の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十六條第三項の規定により取締役が招集したもの

ハ 法第五十三條の二十において準用する会社法第三百八十三條

第二十三條の九 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十九條第三項（取締役会の決議）の規定による取締役会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 取締役会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。

一 取締役会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役に出席をした場合における当該出席の方法を含む）。

二 取締役会が法第五十三條の十六において準用する会社法第七十三條第二項（特別取締役による取締役会の決議）の取締役会であるときは、その旨

三 取締役会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

イ 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十六條第二項（招集権者）の規定による取締役の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第五十三條の十六において準用する会社法第三百六十六條第三項の規定により取締役が招集したもの

ハ 法第五十三條の二十において準用する会社法第三百八十三條

第二項（取締役会への出席義務等）の規定による監査役の請求を受けて招集されたもの

二 法第五十三條の二十において準用する会社法第三百八十二條第三項の規定により監査役が招集したもの

ホ 法第五十三條の二十三の三第七項において準用する会社法第三百九十九條の十四（監査等委員会による取締役会の招集）の規定により監査等委員会が選定した監査等委員が招集したもの

ヘ 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第一項（指名委員会等設置会社の運営）の規定により指名委員会等の委員の中から選定された者が招集したものの

ト 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第二項前段の規定による執行役の請求を受けて招集されたもの

チ 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第二項後段の規定により執行役が招集したもの

四 取締役会の議事の経過の要領及びその結果

五 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十五條第二項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）（法第

第二項（取締役会への出席義務等）の規定による監査役の請求を受けて招集されたもの

二 法第五十三條の二十において準用する会社法第三百八十二條第三項の規定により監査役が招集したもの

（新設）

ホ 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第一項（委員会設置会社の運営）の規定により委員の中から選定された者が招集したもの

ヘ 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第二項前段の規定による執行役の請求を受けて招集されたもの

ト 法第五十三條の三十第五項において準用する会社法第四百十七條第二項後段の規定により執行役が招集したもの

四 取締役会の議事の経過の要領及びその結果

五 決議を要する事項について特別の利害関係を有する取締役があるときは、当該取締役の氏名

六 次に掲げる規定により取締役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三條の十五において準用する会社法第三百六十五條第二項（競業及び取締役会設置会社との取引等の制限）（法第

五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する場合を含む。）

ロ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十六条第一項（取締役会への出席）

ハ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条（取締役への報告義務）

ニ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条第一項（取締役会への出席義務等）

ホ 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の四（取締役会への報告義務）

ヘ 法第五十三条の二十八第五項において準用する会社法第四百六条（取締役会への報告義務）

七 取締役会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

八 取締役会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十条（取締役会の決議の省略）の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 取締役会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした取締役の氏名

五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第二項（執行役の監査委員に対する報告義務等）において準用する場合を含む。）

ロ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十六条第一項（取締役会への出席）

ハ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条（取締役への報告義務）

ニ 法第五十三条の二十において準用する会社法第三百八十二条第一項（取締役会への出席義務等）

（新設）

ホ 法第五十三条の二十八第五項において準用する会社法第四百六条（取締役会への報告義務）

七 取締役会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

八 取締役会の議長が存するときは、議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、取締役会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十条（取締役会の決議の省略）の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

イ 取締役会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ イの事項の提案をした取締役の氏名

- 八 取締役会の決議があつたものとみなされた日
- 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第一項（取締役会への報告の省略）（法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日
- 八 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（監査等委員の報告の対象）

第二十三条の十六の二 法第五十三条の二十三の二第五項において準用する会社法第三百九十九条の五（株主総会に対する報告義務）に規定する取締役が社員総会（総代会を設けているときは、総代会）に提出しようとするものは、電磁的記録その他の資料とする。

（監査等委員会の議事録）

第二十三条の十六の三 法第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第三百九十九条の十第三項（監査等委員会の決議）の規定による監査等委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 監査等委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しな

- 八 取締役会の決議があつたものとみなされた日
- 二 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名
- 二 法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第一項（取締役会への報告の省略）（法第五十三条の十六において準用する会社法第三百七十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により取締役会への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項
 - イ 取締役会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ロ 取締役会への報告を要しないものとされた日
- 八 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

（新設）

（新設）

なければならない。

3 監査等委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 監査等委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない監査等委員、取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人が監査等委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）

二 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名

四 次に掲げる規定により監査等委員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第五十三条の十五において準用する会社法第二百五十七条第三項（取締役の報告義務）の規定により読み替えて適用する

同条第一項

ロ 法第五十三条の十七において準用する会社法第二百七十五条第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項

五 監査等委員会に出席した取締役（監査等委員であるものを除く。）、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 監査等委員会の議長が存するとき、議長の氏名

4 第五十三条の二十三の二第六項において準用する会社法第二百九十九条の十二（監査等委員会への報告の省略）の規定により監査等委員会への報告を要しないものとされた場合には、監査等委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 監査等委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 監査等委員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った監査等委員の氏名

（業務の適正を確保するための体制）

第二十三条の十六の四 第五十三条の二十三の三第一項第一号口に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該相互会社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

二 前号の取締役及び使用人の当該相互会社その他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

三 当該相互会社の監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

四 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当該相互会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制

（新設）

-
- ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項（法人が業務を執行する社員である場合の特則）の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査等委員会に報告をするための体制
 - 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 六 当該相互会社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 七 その他当該相互会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 2 法第五十三条の二十三の三第一項第一号八に規定する内閣府令で定める体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。
- 一 当該相互会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 二 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 三 当該相互会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 四 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
-

五 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（八及び二において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関する体制

ロ 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（社債を引き受ける者の募集に際して取締役会が定めるべき事項）

第二十三条の十六の五 法第五十三条の二十三の三第四項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二以上の募集（法第六十一条の募集をいう。以下この条において同じ。）に係る法第六十一条各号に掲げる事項の決定を委任するときは、その旨

二 募集社債（法第六十一条に規定する募集社債をいう。以下この条において同じ。）の総額の上限（前号に規定する場合にあっては、各募集に係る募集社債の総額の上限の合計額）

（新設）

- 三 募集社債の利率の上限その他の利率に関する事項の要綱
- 四 募集社債の払込金額（法第六十一条第九号に規定する払込金額をいう。以下この号において同じ。）の総額の最低金額その他の払込金額に関する事項の要綱

（指名委員会等の議事録）

- 第二十三条の十七 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項（指名委員会等の決議）の規定による指名委員会等の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 指名委員会等の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならぬ。
 - 3 指名委員会等の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。
 - 一 指名委員会等が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が指名委員会等に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 指名委員会等の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、その氏名
 - 四 指名委員会等が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条

（委員会の議事録）

- 第二十三条の十七 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十二条第三項（委員会等の決議）の規定による委員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。
- 2 委員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならぬ。
 - 3 委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならぬ。
 - 一 委員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与又は会計監査人が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
 - 二 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、その氏名
 - 四 委員会が監査委員会である場合において、次に掲げる意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 法第五十三条の十七において準用する会社法第三百七十五条

第四項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ロ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第五項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ハ 法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第一項（執行役の監査委員に対する報告義務等）の規定により行つべき監査委員に対する報告が監査委員会において行われた場合における当該報告に係る意見又は発言

五 指名委員会等に出席した取締役（当該指名委員会等の委員であるものを除く。）、執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 指名委員会等の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十四条（指名委員会等への報告の省略）の規定により指名委員会等への報告を要しないものとされた場合には、指名委員会等の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 指名委員会等への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 指名委員会等への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

第三項（会計参与の報告義務）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ロ 法第五十三条の二十三において準用する会社法第三百九十七条第四項（監査役に対する報告）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定により監査委員会において述べられた意見又は発言

ハ 法第五十三条の三十二において準用する会社法第四百十九条第一項（執行役の監査委員に対する報告義務等）の規定により行つべき監査委員に対する報告が監査委員会において行われた場合における当該報告に係る意見又は発言

五 委員会に出席した執行役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

六 委員会の議長が存するときは、議長の氏名

4 法第五十三条の二十八第六項において準用する会社法第四百十四条（委員会への報告の省略）の規定により委員会への報告を要しないものとされた場合には、委員会の議事録は、次の各号に掲げる事項を内容とするものとする。

- 一 委員会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 二 委員会への報告を要しないものとされた日
- 三 議事録の作成に係る職務を行った委員の氏名

<p>(業務の適正を確保するための体制)</p> <p>第二十三条の十八 法第五十三条の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該相互会社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 二 前号の取締役及び使用人の当該相互会社の執行役からの独立性に関する事項 三 当該相互会社の監査委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 四 次に掲げる体制その他の当該相互会社の監査委員会への報告に関する体制 <ul style="list-style-type: none"> イ 当該相互会社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び会計参与並びに使用人が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制 ロ 当該相互会社の実質子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項(法人が業務を執行する社員である場合の特則)の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該相互会社の監査委員会に報告をするための体制 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 六 当該相互会社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執 	<p>(業務の適正を確保するための体制)</p> <p>第二十三条の十八 法第五十三条の三十第一項第一号ロに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項 二 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

行に関するものに限る。() について生ずる費用の前払又は償還の
手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理
に係る方針に関する事項

七| その他当該相互会社の監査委員会の監査が実効的に行われるこ
とを確保するための体制

2 法第五十三条の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める
体制は、当該相互会社における次に掲げる体制とする。

一 当該相互会社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理
に関する体制

二 当該相互会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 当該相互会社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを
確保するための体制

四 当該相互会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する
ことを確保するための体制

五 次に掲げる体制その他の当該相互会社及びその実質子会社から
成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当該相互会社の実質子会社の取締役、執行役、業務を執行す
る社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その
他これらの者に相当する者(八及び二において「取締役等」と
いう。)の職務の執行に係る事項の当該相互会社への報告に関
する体制

ロ 当該相互会社の実質子会社の損失の危険の管理に関する規程
その他の体制

四| その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するた
めの体制

2 法第五十三条の三十第一項第一号ホに規定する内閣府令で定める
体制は、次に掲げる体制とする。

一 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための
体制

四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する
ための体制

五 当該相互会社及びその実質子会社から成る企業集団における業
務の適正を確保するための体制

(新設)

(新設)

八 当該相互会社の実質子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

二 当該相互会社の実質子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号(責任の一部免除)に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等が当該相互会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該取締役、執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として相互会社から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(この合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項の社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。)(の決議を行った場合 当

(新設)

(新設)

(報酬等の額の算定方法)

第二十三条の十九 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項第一号(責任の一部免除)に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員等がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員等が当該相互会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該取締役、執行役又は支配人その他の使用人の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として相互会社から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)(この合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

イ 法第五十三条の三十六において読み替えて準用する会社法第四百二十五条第一項の社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。)(の決議を行った場合 当

該社員総会の決議の日

□ 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第一項（取締役等による免除に関する定款の定め）の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の取締役会の決議を行った場合 当該決議のあった日

八 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項（責任限定契約）の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該相互会社から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該相互会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねていた場合における当該取締役若しくは執行役としての退職慰労金又は支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(3)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

□ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 代表取締役又は代表執行役 六

(2) 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等（法第五十三

該社員総会の決議の日

□ 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十六条第一項（取締役等による免除に関する定款の定め）の規定による定款の定めに基づいて責任を免除する旨の取締役会の決議を行った場合 当該決議のあった日

八 法第五十三条の三十六において準用する会社法第四百二十七条第一項（責任限定契約）の契約を締結した場合 責任の原因となる事実が生じた日（二以上の日がある場合にあつては、最も遅い日）

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員等が当該相互会社から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員等が当該相互会社の取締役、執行役又は支配人その他の使用人を兼ねていた場合における当該取締役若しくは執行役としての退職慰労金又は支配人その他の使用人としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(3)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

□ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(1) 代表取締役又は代表執行役 六

(2) 代表取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）又は代表

- 条の二第五項第一号に規定する業務執行取締役等をいう。)
 であるものに限る。) 又は代表執行役以外の執行役 四
 (3) 取締役 (1) 及び (2) に掲げるものを除く。)、会計参与、監
 査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十三条の二十 法第五十三条の三十六において準用する会社法第
 四百二十五条第四項 (責任の一部免除) (法第五十三条の三十六に
 おいて準用する会社法第四百二十六条第八項 (取締役等による免除
 に関する定款の定め) 及び第四百二十七条第五項 (責任限定契約)
 において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める財産
 上の利益とは、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
- 二 当該役員等が当該相互会社の取締役又は執行役を兼ねていたと
 きは、当該取締役又は執行役としての退職慰労金
- 三 当該役員等が当該相互会社の支配人その他の使用人を兼ねてい
 たときは、当該支配人その他の使用人としての退職手当のうち当
 該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 四 前三号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 吸収合併存続相互会社 (法第六十条第一号に規定
 する吸収合併存続相互会社をいう。以下同じ。) は、吸収合併 (法

執行役以外の執行役 四

- (3) 社外取締役、会計参与、監査役又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第二十三条の二十 法第五十三条の三十六において準用する会社法第
 四百二十五条第四項 (責任の一部免除) (法第五十三条の三十六に
 おいて準用する会社法第四百二十六条第六項 (取締役等による免除
 に関する定款の定め) 及び第四百二十七条第五項 (責任限定契約)
 において準用する場合を含む。) に規定する内閣府令で定める財産
 上の利益とは、次に掲げるものとする。

- 一 退職慰労金
- 二 当該役員等が当該相互会社の取締役又は執行役を兼ねていたと
 きは、当該取締役又は執行役としての退職慰労金
- 三 当該役員等が当該相互会社の支配人その他の使用人を兼ねてい
 たときは、当該支配人その他の使用人としての退職手当のうち当
 該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分
- 四 前三号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(吸収合併等の際の資産及び負債の評価)

第二十四条の六 吸収合併存続相互会社 (法第六十条第一号に規定
 する吸収合併存続相互会社をいう。以下同じ。) は、吸収合併 (法

第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）が当該吸収合併存続相互会社による支配取得（相互会社が他の会社又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう。）に該当する場合その他の吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続相互会社が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）に時価を付すべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅会社（法第六十九条第一項に規定する吸収合併消滅会社をいう。第二十四条の十二第二項において同じ。）における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（法第六十一条第一項に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

（計算関係書類の提供）

第二十七条 計算関係書類を作成した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（監査等委員会の監査報告の内容）

第二十七条の四の二 監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報

第六十条に規定する吸収合併をいう。以下この項及び次条において同じ。）が当該吸収合併存続相互会社による支配取得（相互会社が他の会社又は当該他の会社の事業に対する支配を得ることをいう。）に該当する場合その他の吸収合併対象財産（吸収合併により吸収合併存続相互会社が承継する財産をいう。以下この項において同じ。）に時価を付すべき場合を除き、吸収合併対象財産には、吸収合併消滅会社（法第六十九条第一項に規定する吸収合併消滅会社をいう。第二十四条の十二第二項において同じ。）における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併（法第六十一条に規定する新設合併をいう。次条において同じ。）のうち当該新設合併により相互会社が設立されるものについて準用する。

（計算関係書類の提供）

第二十七条 計算関係書類を作成した取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）は、会計監査人に対して計算関係書類を提供しようとするときは、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員）に対しても計算関係書類を提供しなければならない。

（新設）

告(第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、計算関係書類)を受領したときは、別紙様式第一号の三の二(少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の七の二)により監査報告を作成しなければならない。

2 前項に規定する監査報告の内容(監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。)は、監査等委員会の決議をもつて定めなければならない。

(会計監査報告の通知期限等)

第二十七条の六 会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

八 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての会計監査報告 当該連結計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日がある場合にあつては、その日)

(会計監査報告の通知期限等)

第二十七条の六 会計監査人は、次の各号に掲げる会計監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び特定取締役に対し、当該会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書についての会計監査報告 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 当該計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

ロ 当該計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

八 特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての会計監査報告 当該連結計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日(特定取締役、特定監査役及び会計監査人の間で合意により定められた日がある場合にあつては、その日)

<p>2 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあつては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう（第二十七条の八において同じ。）。</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役</p> <p>5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。</p> <p>一 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。） 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める者</p> <p>イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めたとき 当該通知を受ける監査役として定められた監査役</p>	<p>2 計算関係書類については、特定監査役及び特定取締役が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。</p> <p>4 第一項及び第二項に規定する「特定取締役」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者（当該相互会社が会計参与設置会社である場合にあつては、当該各号に定める者及び会計参与）をいう（第二十七条の八において同じ。）。</p> <p>一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算関係書類の作成に関する職務を行った取締役及び執行役</p> <p>5 第一項及び第二項に規定する「特定監査役」とは、次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定める者とする（第二十七条の八において同じ。）。</p> <p>一 監査役設置会社（監査役会設置会社を除く。） 次のイから八までに掲げる場合の区分に応じ、当該イから八までに定める者</p> <p>イ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めたとき 当該通知を受ける監査役として定められた監査役</p>
---	---

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めていないときすべての監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査役会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めた場合 当該通知を受ける監査役として定められた監査役

ロ イに掲げる場合以外の場合 すべての監査役

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査等委員を定めた場合 当該通知を受ける監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者

四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めた場合 当該通知を受ける監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

ロ 二以上の監査役が存する場合において、第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めていないときすべての監査役

ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合 監査役

二 監査役会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査役会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査役を定めた場合 当該通知を受ける監査役として定められた監査役

ロ イに掲げる場合以外の場合 すべての監査役

(新設)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めた場合 当該通知を受ける監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条の七 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、すべての監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第二十七条の八 会計監査人設置会社の特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第二十七条の四第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。)の内容を通知しなければならない。

一 連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告 次に掲

(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

第二十七条の七 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監査役に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項(当該事項に係る定めがない場合にあつては、当該事項を定めていない旨)を通知しなければならない。ただし、すべての監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

(会計監査人設置会社の監査役等の監査報告の通知期限)

第二十七条の八 会計監査人設置会社の特定監査役は、次の各号に掲げる監査報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに、特定取締役及び会計監査人に対し、監査報告(監査役会設置会社にあつては、第二十七条の四第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。)の内容を通知しなければならない。

一 連結計算書類以外の計算関係書類についての監査報告 次に掲

げる日のいずれか遅い日

イ 会計監査報告を受領した日（第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から一週間を経過した日

ロ 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日（特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日がある場合にあつては、その日）

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

（監査等委員会の監査報告の内容等）

第二十八条の二の二 監査等委員会は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、別紙様式第一号の三の二（少額短期保険業者にあつては、別紙様式第一号の七の二）により監査報告を作成しなけ

げる日のいずれか遅い日

イ 会計監査報告を受領した日（第二十七条の六第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日。次号において同じ。）から一週間を経過した日

ロ 特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日があるときは、その日

二 連結計算書類についての監査報告 会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日（特定取締役及び特定監査役の間で合意により定められた日がある場合にあつては、その日）

2 計算関係書類については、特定取締役及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算関係書類については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

（新設）

ればならない。

2 前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

（監査役監査報告等の通知期限）

第二十八条の四 特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二十八条の二第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定取締役及び特定監査役の間で合意した日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

ればならない。

2 前項に規定する監査報告の内容（監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される監査等委員の意見を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

（監査役監査報告等の通知期限）

第二十八条の四 特定監査役は、次に掲げる日のいずれか遅い日まで、特定取締役に対して、監査報告（監査役会設置会社にあつては、第二十八条の二第一項の規定により作成した監査役会の監査報告に限る。以下この条において同じ。）の内容を通知しなければならない。

一 事業報告を受領した日から四週間を経過した日

二 事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定取締役及び特定監査役の間で合意した日

2 事業報告及びその附属明細書については、特定取締役が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監査役が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告については、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）の監査を受けたものとみなす。

三 監査等委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査等委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査等委員を定めた場合 当該通知をすべき監査等委員として定められた監査等委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査等委員のうちいずれかの者
四 指名委員会等設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査委員を定めた場合 当該通知を受ける監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

(計算書類等の提供)

第二十九条 法第五十四条の五の規定により社員(総代会を設けているときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ)に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 会計監査人設置会社以外の相互会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監査役(監査役会設置会社にあつては、監査役会)の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監査

(新設)

三 委員会設置会社 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 監査委員会が第一項の規定による監査報告の内容の通知をすべき監査委員を定めた場合 当該通知をすべき監査委員として定められた監査委員

ロ イに掲げる場合以外の場合 監査委員のうちいずれかの者

(計算書類等の提供)

第二十九条 法第五十四条の五の規定により社員(総代会を設けているときは、総代。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ)に対して行う提供計算書類(次の各号に掲げる相互会社の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。以下この条において同じ)の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一 会計監査人設置会社以外の相互会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る監査役(監査役会設置会社にあつては、監査役会)の監査報告があるときは、当該監査報告(二以上の監査

役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

八 第二十六条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告

ハ 会計監査人が存しないとき（法第五十三条の十二第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ニ 第二十七条の六第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ホ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社）にあつては監査委員会（の監査報告があるときは、当該監査報告）（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二

役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

八 第二十六条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

二 会計監査人設置会社 次に掲げるもの

イ 計算書類

ロ 計算書類に係る会計監査報告があるときは、当該会計監査報告

ハ 会計監査人が存しないとき（法第五十三条の十二第四項の一時会計監査人の職務を行うべき者が存する場合を除く。）は、会計監査人が存しない旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ニ 第二十七条の六第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

ホ 計算書類に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社）にあつては監査委員会（の監査報告があるときは、当該監査報告）（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

以上の監査役の監査報告)

へ 第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2 定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この

の条から第二十九条の三までにおいて同じ。）の招集通知（法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

へ 第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2 定時社員総会（総代会を設けているときは、定時総代会。以下この

の条から第二十九条の三までにおいて同じ。）の招集通知（法第四十一条第一項又は第四十九条第一項において準用する会社法第二百九十九条第二項又は第三項（株主総会の招集の通知）の規定による通知をいう。以下この条から第二十九条の三までにおいて同じ。）を次の各号に掲げる方法により行う場合にあっては、提供計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 提供計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 提供計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供

3 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をするに際しては、当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつており、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 提供計算書類に表示すべき事項（基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に關連する注記に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。第八項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子

3 提供計算書類を提供する際には、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、提供計算書類の提供をするに際しては、当該事業年度より前の事業年度に係る定時社員総会において承認又は報告をしたものと異なるものとなつており、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 提供計算書類に表示すべき事項（貸借対照表、損益計算書又は基金等変動計算書に關連する注記に限る。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によつて行われるものに限る。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子

計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 取締役は、計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

8 第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち基金等変動計算書又は貸借対照表、損益計算書若しくは基金等変動計算書に関連する注記以外のものに係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告(次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)

計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に対して提供された計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 取締役は、計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(新設)

(事業報告等の社員への提供)

第二十九条の二 法第五十四条の五の規定により社員に対して行う提供事業報告(次に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)

の提供に關しては、この条の定めるところによる。

一 事業報告

二 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社）にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

三 第二十八条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨を記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2 定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面

の提供に關しては、この条の定めるところによる。

一 事業報告

二 事業報告に係る監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、委員会設置会社にあつては監査委員会）の監査報告があるときは、当該監査報告（二以上の監査役が存する相互会社（監査役会設置会社を除く。）の各監査役の監査報告の内容（監査報告を作成した日を除く。）が同一である場合にあつては、一又は二以上の監査役の監査報告）

三 第二十八条の四第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨を記載又は記録をした書面又は電磁的記録

2 定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行う場合には、提供事業報告は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める方法

イ 提供事業報告が書面をもって作成されている場合 当該書面

に記載された事項の電磁的方法による提供

□ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当

該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

（削る）

一 事業の経過及びその成果等

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

二 資金調達の状況

三 設備投資の状況

四 重要な子会社等の状況

五 事業の譲渡・譲受け等の状況

に記載された事項の電磁的方法による提供

□ 提供事業報告が電磁的記録をもって作成されている場合 当

該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

3 事業報告に表示すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を発出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合における前項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 主要な事業内容

二 事業の経過及びその成果等

三 財産及び損益の状況の推移

四 支店等及び代理店の状況

五 使用人の状況

六 主要な借入先の状況

七 資金調達の状況

八 設備投資の状況

九 重要な子会社等の状況

十 事業の譲渡・譲受け等の状況

六| 対処すべき課題

七| 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。次号において同じ。）の状況

八| 会社役員に対する報酬等

九| 事業報告に表示すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることに付いて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

6 取締役は、事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正を

十一| 対処すべき課題

十二| 会社役員の状況

十三| 会社役員に対する報酬等

十四| 事業報告に表示すべき事項（前各号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることに付いて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

4 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

5 第三項の規定により事業報告に表示した事項の一部が社員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役又は監査委員会が、現に社員に対して提供される事業報告が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

6 取締役は、事業報告の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正を

すべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

7 第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(連結計算書類の提供)

第二十九条の三 法第五十四条の十第六項において読み替えて準用する法第五十四条の五の規定により社員に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当

すべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(新設)

(連結計算書類の提供)

第二十九条の三 法第五十四条の十第六項において読み替えて準用する法第五十四条の五の規定により社員に対して連結計算書類の提供をする場合において、定時社員総会の招集通知を次の各号に掲げる方法により行うときは、連結計算書類は、当該各号に定める方法により提供しなければならない。

一 書面の提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面の提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面の提供

二 電磁的方法による提供 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 連結計算書類が書面をもって作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供

ロ 連結計算書類が電磁的記録をもって作成されている場合 当

該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

2 前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも社員に対して提供することを定めたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）」とする。

3 連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、連結計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る定時社員総会において報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 連結計算書類（第二項に規定する場合にあつては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る

該電磁的記録に記録された事項の電磁的方法による提供

2 前項の連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告がある場合において、当該会計監査報告又は監査報告の内容をも社員に対して提供することを定めたときにおける同項の規定の適用については、同項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ中「連結計算書類」とあるのは、「連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）」とする。

3 連結計算書類を提供する際には、当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る連結貸借対照表、連結損益計算書又は連結基金等変動計算書に表示すべき事項（以下この項において「過年度事項」という。）を併せて提供することができる。この場合において、連結計算書類の提供をする時における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度より前の連結会計年度に相当する事業年度に係る定時社員総会において報告をしたものと異なるものとなっているときは、修正後の過年度事項を提供することを妨げない。

4 連結計算書類（第二項に規定する場合にあつては、当該連結計算書類に係る会計監査報告又は監査報告を含む。）に表示すべき事項に係る情報を、定時社員総会に係る招集通知を發出する時から定時社員総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により社員が提供を受けることができる状態に置く措置（第十四条の五第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る

。)をとる場合における第一項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

。)をとる場合における第一項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により社員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

5 前項の場合には、取締役は、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを社員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により連結計算書類に表示した事項の一部が社員に対して第一項各号に定める方法により提供したものとみなされた場合において、監査役、会計監査人又は監査委員会が、現に社員に対して提供された連結計算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類の一部であることを社員に対して通知すべき旨を取締役に請求したときは、取締役は、その旨を社員に対して通知しなければならない。

7 取締役は、連結計算書類の内容とすべき事項について、定時社員総会の招集通知を発出した日から定時社員総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を社員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない相互会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見(監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。)が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社にあつては、監査役会監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会、監査等委員会又は監査委員会の監査報告に付記された内容(監査役会監査報告の内容が各監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される当該監査役監査報告の内容、監査等委員会の監査報告の内容が監査等委員の意見と異なる場合に付記される当該監査等委員の意見又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される当該監査委員の意見をいう。)が前号の意見でないこと。

(計算書類等の承認の特則に関する要件)

第二十九条の四 法第五十四条の六第四項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号(監査役設置会社であつて監査役会設置会社でない相互会社にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当することとする。

一 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類についての会計監査報告の内容に無限定適正意見(監査の対象となつた計算書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨の意見をいう。)が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監査役、監査役会又は監査委員会の監査報告(監査役会設置会社にあつては、監査役会監査報告に限る。)の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認める意見がないこと。

三 第一号の会計監査報告に係る監査役会又は監査委員会の監査報告に付記された内容(監査役会監査報告の内容が監査役監査報告の内容と異なる場合に付記される各監査役の監査役監査報告の内容又は監査委員会の監査報告の内容が監査委員の意見と異なる場合に付記される監査委員の意見をいう。)が前号の意見でないこと。

四 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類が第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等)

第三十条の八 法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 基金利息の支払等(法第五十五条の三第一項に規定する基金利息の支払等をいう。以下この条において同じ。)による金銭の交付に関する職務を行った取締役及び執行役

二 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。)において基金利息の支払等に関する事項について説明をした取締役及び執行役

三 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る取締役会において基金利息の支払等に賛成した取締役

四 利息支払限度額(法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。)又は償却等限度額(同条第二項に規定する償却等限度額をいう。)の計算に関する報告を監査役、監査等委員会、監査委員会又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

2 法第五十五条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

四 法第五十四条の六第四項に規定する計算書類が第二十七条の八第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

(基金利息の支払等に関して責任をとるべき取締役等)

第三十条の八 法第五十五条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 基金利息の支払等(法第五十五条の三第一項に規定する基金利息の支払等をいう。以下この条において同じ。)による金銭の交付に関する職務を行った取締役及び執行役

二 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この条において同じ。)において基金利息の支払等に関する事項について説明をした取締役及び執行役

三 基金利息の支払等に関する事項の決定に係る取締役会において基金利息の支払等に賛成した取締役

四 利息支払限度額(法第五十五条第一項に規定する利息支払限度額をいう。)又は償却等限度額(同条第二項に規定する償却等限度額をいう。)の計算に関する報告を監査役又は会計監査人が請求したときは、当該請求に応じて報告をした取締役及び執行役

2 法第五十五条の三第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 定時社員総会に議案を提案した取締役
- 二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ロ 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項

第十七号イに掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

- 一 定時社員総会に議案を提案した取締役
- 二 前号の議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会において当該提出に賛成した取締役

(計算書類に関する事項)

第三十条の十 法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(法第五十七条第四項において準用する法第十七条第二項第二号の相互会社をいう。以下この条において同じ。)が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ロ 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項

第十八号イに掲げる事項

- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合 法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

- 三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨
- 四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨
- 五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号及び第二号の二に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同項第二号又は第一号の二に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時）（当該契約を締結した日後から当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

- 一 基金の額
- 二 基金償却積立金の額
- 三 基金償却積立金減少差益
- 四 再評価積立金の額

- 三 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨
- 四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨
- 五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（総資産額）

第三十二条 法第六十二条の二第一項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（同号に規定する譲渡に係る契約を締結した日（当該契約により当該譲渡の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあつては、当該時）をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる額の合計額をもって相互会社の総資産額とする方法とする。

- 一 基金の額
- 二 基金償却積立金の額
- 三 基金償却積立金減少差益
- 四 再評価積立金の額

五 剰余金の額

六 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、相互会社の成立の日。以下この項及び次条第一項第六号において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八 最終事業年度の末日後に吸収合併による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社及び外国相互会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号又は第二号の二に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）である場合における同項第二号及び第二号の二に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて相互会社の総資産額とする方法とする。

（登記に関する事項）

第三十五条の二 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合

五 剰余金の額

六 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、相互会社の成立の日。以下この項及び次条第一項第六号において同じ。）における評価・換算差額等に係る額

七 最終事業年度の末日において負債の部に計上した額

八 最終事業年度の末日後に吸収合併による他の会社の事業に係る権利義務の承継又は他の会社（外国会社及び外国相互会社を含む。）の事業の全部の譲受けをしたときは、これらの行為により承継又は譲受けをした負債の額

2 前項の規定にかかわらず、算定基準日において法第六十二条の二第一項第二号に規定する譲渡をする相互会社が清算相互会社（法第八十条の二に規定する清算相互会社をいう。以下同じ。）である場合における同号に規定する内閣府令で定める方法は、法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額をもつて相互会社の総資産額とする方法とする。

（登記に関する事項）

第三十五条の二 次の各号に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、当該各号に定める行為をするために使用する自動公衆送信装置のうち当該行為をするための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合

であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第六十四条第二項第十五号 法第五十四条の七第三項の規定による措置

二 法第六十四条第二項第十七号イ 相互会社が行う電子公告

2 法第六十四条第二項第十七号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

（計算書類に関する事項）

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合）次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されて

いる頁

であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものとする。

一 法第六十四条第二項第十六号 法第五十四条の七第三項の規定による措置

二 法第六十四条第二項第十八号イ 相互会社が行う電子公告

2 法第六十四条第二項第十八号に規定する場合には、同号イに掲げる事項であつて、決算公告（法第五十四条の七第一項の規定による公告をいう。以下この項において同じ。）の内容である情報の提供を受けるものを、当該事項であつて決算公告以外の公告の内容である情報の提供を受けるものと別に登記することができる。

（計算書類に関する事項）

第三十六条の四 法第七十条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする株式会社（法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項の規定又は同条第二項（計算書類の公告）の規定により公告をしている場合）次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されて

いる頁

- 口 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一
 第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）に掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会
 社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合
 同法第九百十一條第三項第二十六号に掲げる事項
- 三 組織変更をする株式会社^イが会社法第四百四十条第四項に規定す
 る株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法
 第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事
 業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 四 組織変更をする株式会社^イが会社法の施行に伴う関係法律の整備
 等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適
 用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されな
 いものである場合 その旨
- 五 組織変更をする株式会社につき最終事業年度がない場合 その
 旨
- 六 組織変更をする株式会社^イが清算株式会社である場合 その旨
- 七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式
 第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定
 取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借
 対照表の要旨の内容

（保険契約者総会参考書類の記載の特則）

第三十八条の三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲

- 口 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一
 第三項第二十九号イ（株式会社^イの設立の登記）に掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする株式会
 社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合
 同法第九百十一條第三項第二十七号に掲げる事項
- 三 組織変更をする株式会社^イが会社法第四百四十条第四項に規定す
 る株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法
 第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告
 書を提出しているとき その旨
- 四 組織変更をする株式会社^イが会社法の施行に伴う関係法律の整備
 等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規
 定が適用されないものである場合 その旨
- 五 組織変更をする株式会社につき最終事業年度がない場合 その
 旨
- 六 組織変更をする株式会社^イが清算株式会社である場合 その旨
- 七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式
 第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定
 取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借
 対照表の要旨の内容

（保険契約者総会参考書類の記載の特則）

第三十八条の三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項（次に掲

げるものを除く。)に係る情報を、当該保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法)によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総会参考書類を保険契約者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第六十九条第一項の決議がある場合に限る。

一 議案

二 次項の規定により保険契約者総会参考書類に記載すべき事項

三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければ

げるものを除く。)に係る情報を、当該保険契約者総会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法)によって行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総会参考書類を保険契約者に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第六十九条第一項の決議がある場合に限る。

一 議案

二 次項の規定により保険契約者総会参考書類に記載すべき事項

三 保険契約者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、保険契約者に対して提供する保険契約者総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければ

ならない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により保険契約者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

(保険契約者総会の議事録)

第三十八条の八 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第八十一条第一項(議事録)の規定による保険契約者総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 保険契約者総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 保険契約者総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。)、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 保険契約者総会の議事の経過の要領及びその結果

三 保険契約者総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

四 保険契約者総会の議長が存するとき、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

ならない。

(新設)

(保険契約者総会の議事録)

第三十八条の八 法第七十四条第三項において読み替えて準用する会社法第八十一条第一項(議事録)の規定による保険契約者総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 保険契約者総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 保険契約者総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 保険契約者総会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は保険契約者が保険契約者総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 保険契約者総会の議事の経過の要領及びその結果

三 保険契約者総会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査役又は会計監査人の氏名又は名称

四 保険契約者総会の議長が存するとき、議長の氏名

五 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(保険契約者総代会参考書類の記載の特則)

第四十条の四 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該保険契約者総代会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。第三項において同じ。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第七十七条第一項の決議がある場合に限る。

一 議案

二 次項の規定により保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項
三 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)(につきこの項の措置をとることについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することに

(保険契約者総代会参考書類の記載の特則)

第四十条の四 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)に係る情報を、当該保険契約者総代会に係る招集通知を発出する時から当該保険契約者総代会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置(第十四条の五第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。)(をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した保険契約者総代会参考書類を総代に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の法第七十七条第一項の決議がある場合に限る。

一 議案

二 次項の規定により保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項
三 保険契約者総代会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)(につきこの項の措置をとることについて監査役又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、総代に対して提供する保険契約者総代会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することに

よって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければなら
ない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、
電磁的方法により総代が提供を受けることができる状態に置く措置
をとることを妨げるものではない。

(保険契約者総代会の議事録)

第四十条の九 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第
七十四条第三項において準用する会社法第八十一条第一項(議事録
)の規定による保険契約者総代会の議事録の作成については、この
条の定めるところによる。

2 保険契約者総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成
しなければならない。

3 保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするもの
でなければならない。

一 保険契約者総代会が開催された日時及び場所(当該場所に存し
ない取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員であ
る取締役又はそれ以外の取締役。第三号において同じ。)、執行
役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が保険契約者総代会
に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二 保険契約者総代会の議事の経過の要領及びその結果

三 保険契約者総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査

よって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファ
イルに当該情報を記録することができるものを記載しなければなら
ない。

(新設)

(保険契約者総代会の議事録)

第四十条の九 法第七十七条第六項において読み替えて準用する法第
七十四条第三項において準用する会社法第八十一条第一項(議事録
)の規定による保険契約者総代会の議事録の作成については、この
条の定めるところによる。

2 保険契約者総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成
しなければならない。

3 保険契約者総代会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするもの
でなければならない。

一 保険契約者総代会が開催された日時及び場所(当該場所に存し
ない取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又は総代が
保険契約者総代会に出席した場合における当該出席の方法を含
む。)

二 保険契約者総代会の議事の経過の要領及びその結果

三 保険契約者総代会に出席した取締役、執行役、会計参与、監査

役員又は会計監査人の氏名又は名称

- 四 保険契約者総代会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後相互会社の定款

四 株主総会の議事録及び保険契約者総会又は保険契約者総代会の議事録

五 貸借対照表

六 組織変更に必要な費用を記載した書面

七 法第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 法第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険

役員又は会計監査人の氏名又は名称

- 四 保険契約者総代会の議長が存するときは、議長の氏名
- 五 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

(株式会社から相互会社への組織変更の認可の申請)

第四十一条 保険業を営む株式会社は、法第八十条第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 組織変更計画の内容を記載した書面

三 組織変更後相互会社の定款

四 株主総会の議事録及び保険契約者総会又は保険契約者総代会の議事録

五 貸借対照表

六 組織変更に必要な費用を記載した書面

七 法第七十条第二項の規定による公告をしたことを証する書面

八 法第七十条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第七十条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険

契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更をする株式会社が発行会社であるときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

十三 法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十四 法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、同条第五項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十五 組織変更後相互会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役

契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第三十七条に規定する金額が法第七十条第六項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更をする株式会社が発行会社であるときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十九条第一項本文の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面

十一 組織変更をする株式会社が発行しているときは、法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項の規定による公告をしたことを証する書面又は法第六十九条第七項において準用する会社法第二百九十三条第一項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面

十二 法第七十一条において準用する会社法第七十七条第三項又は第四項の通知又は公告をしたことを証する書面

十三 法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、これを証する書面

十四 法第七十七条第四項の規定による公告をしたときは、同条第五項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十五 組織変更後相互会社の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したこ

及び執行役)となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十六 組織変更後相互会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべきものの履歴書(会計参与となるべき者が法人であるときは、当該会計参与となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号において同じ。)

十七 基金の募集をしたときは、基金の拠出の申込み又は法第七十八条第三項において準用する法第三十条の契約を証する書面

十八 基金の募集をしたときは、法第七十八条第三項において準用する法第三十条の三第一項の基金の払込みがあったことを証する書面

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役(組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役)となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

二十 社債原簿

二十一 その他法第八十条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

とを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十六 組織変更後相互会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後相互会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべきものの履歴書(会計参与となるべき者が法人であるときは、当該会計参与となるべき者の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書。第四十六条第十一号において同じ。)

十七 基金の募集をしたときは、基金の拠出の申込み又は法第七十八条第三項において準用する法第三十条の契約を証する書面

十八 基金の募集をしたときは、法第七十八条第三項において準用する法第三十条の三第一項の基金の払込みがあったことを証する書面

十九 法第七十九条第二項の組織変更後相互会社の取締役(組織変更後相互会社が監査役設置会社である場合にあつては、取締役及び監査役)となるべき者の調査報告書又は同条第三項において準用する会社法第九十四条第一項の規定により選任された者の調査報告書並びにこれらの附属書類

二十 社債原簿

二十一 その他法第八十条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(組織変更をする相互会社の事前開示事項)

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更に関する議案の内容
- 二 法第八十六条第四項第五号から第八号までに掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項
- 三 組織変更をする相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日（法第八十七条第二項に規定する組織変更計画備置開始日）以下この款において同じ。）後組織変更の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 組織変更をする相互会社（清算相互会社に限る。）が法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

五 組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変

第四十二条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更に関する議案の内容
- 二 法第八十六条第四項第五号から第八号までに掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項
- 三 組織変更をする相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日（法第八十七条第二項に規定する組織変更計画備置開始日）以下この款において同じ。）後組織変更の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 組織変更をする相互会社（清算相互会社に限る。）が法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

五 組織変更株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変

更株式交換をいう。以下この款において同じ。) をする場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交換契約の内容

口 法第九十六条の七第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等(法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。)の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社(法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換完全親会社をいう。以下同じ。)の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め

二 組織変更株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表)の内容

(2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日。(3)において同じ。)(後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生

更株式交換をいう。以下この款において同じ。) をする場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交換契約の内容

口 法第九十六条の七第二号及び第三号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

ハ 組織変更をする相互会社の社員に対して交付する株式等(法第九十六条の七第二号に規定する株式等をいう。以下この款において同じ。)の全部又は一部が組織変更株式交換完全親会社の株式であるときは、当該組織変更株式交換完全親会社の定款の定め

二 組織変更株式交換完全親会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日における貸借対照表)の内容

(2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日。(3)において同じ。)(後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生

じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式交換の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ 法第九十六条の九第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社 の全部又は一部が同条第五項において準用する会社法第八百八条第三項第三号（新株予約権買取請求）に定める新株予約権を発行しているときは、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号（株式移転計画）に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項（当該新株予約権に係る事項に限る。）

ハ 他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社 についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日）後

じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式交換の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 組織変更株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転をいう。以下この款において同じ。）をする場合には、次に掲げる事項

イ 法第九十六条の九第一項第五号から第八号までに掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社 の全部又は一部が同条第四項において準用する会社法第八百八条第三項第三号（新株予約権買取請求）に定める新株予約権を発行しているときは、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号（株式移転計画）に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項（当該新株予約権に係る事項に限る。）

ハ 他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社 についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日）後

の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にはあつては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社（の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

七 組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の債務（法第八十八条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

八 組織変更計画備置開始日後組織変更が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

(3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、他の組織変更をする相互会社又は法第九十六条の九第一項第九号の株式会社（の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（組織変更計画備置開始日後組織変更株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

七 組織変更後株式会社（法第八十六条第四項第一号に規定する組織変更後株式会社をいう。以下同じ。）の債務（法第八十八条第一項の規定により組織変更について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

八 組織変更計画備置開始日後組織変更が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（相互会社から株式会社への組織変更に係る公告事項）

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更後株式会社の資本金の額
- 二 社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項
- 三 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に關し第四十一条の四に規定する事項

四 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

五 第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに關し第四十一条の五各号に掲げる事項

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

第四十二条の三 法第八十八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 組織変更後株式会社の資本金の額
- 二 社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項
- 三 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に關し第四十一条の四に規定する事項

四 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

五 第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに關し第四十一条の五各号に掲げる事項

六 組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

八 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二 組織変更をする相互会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 組織変更をする相互会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行可能株式総数（会社法第三十七条第一項（発行可能株式総数の定め等）に規定する発行可能株式総数をいう。）（種類株式発行会社にあつては、各種別の株式の発行可能種類株式総数（同法第一百一条第一項第三号（定款の変更の手続の特則）に規定する発行可能種類株式総数をいう。）を含む。）

二 組織変更後株式会社（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として会社法第一百七条第一項各号（株式の内容についての特別の定め）に掲げる事項を定めているときは、当該株式の

八 組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

二 組織変更をする相互会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 組織変更をする相互会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第四十五条の三 法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 発行可能株式総数（会社法第三十七条第一項（発行可能株式総数の定め等）に規定する発行可能株式総数をいう。）（種類株式発行会社にあつては、各種別の株式の発行可能種類株式総数（同法第一百一条第一項第三号（定款の変更の手続の特則）に規定する発行可能種類株式総数をいう。）を含む。）

二 組織変更後株式会社（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として会社法第一百七条第一項各号（株式の内容についての特別の定め）に掲げる事項を定めているときは、当該株式の

内容

三 組織変更後株式会社（種類株式発行会社に限る。）が会社法第百八条第一項各号（異なる種類の株式）に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数）次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定

イ 会社法第百三十九条第一項（譲渡等の承認の決定等）、第四百零五条第五項（株式会社又は指定買取人による買取り）又は第四百四十五条第一号若しくは第二号（株式会社が承認をしたとみなされる場合）に規定する定款の定め

ロ 会社法第百六十四条第一項（特定の株主からの取得に関する定款の定め）に規定する定款の定め

ハ 会社法第百六十七条第三項（効力の発生）に規定する定款の定め

ニ 会社法第百六十八条第一項（取得する日の決定）又は第百六十九条第二項（取得する株式の決定等）に規定する定款の定め
ホ 会社法第百七十四条（相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め）に規定する定款の定め

内容

三 組織変更後株式会社（種類株式発行会社に限る。）が会社法第百八条第一項各号（異なる種類の株式）に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数（種類株式発行会社にあつては、各種類の株式の単元株式数）次に掲げる定款の定めがあるときは、その規定

イ 会社法第百三十九条第一項（譲渡等の承認の決定等）、第四百零五条第五項（株式会社又は指定買取人による買取り）又は第四百四十五条第一号若しくは第二号（株式会社が承認をしたとみなされる場合）に規定する定款の定め

ロ 会社法第百六十四条第一項（特定の株主からの取得に関する定款の定め）に規定する定款の定め

ハ 会社法第百六十七条第三項（効力の発生）に規定する定款の定め

ニ 会社法第百六十八条第一項（取得する日の決定）又は第百六十九条第二項（取得する株式の決定等）に規定する定款の定め
ホ 会社法第百七十四条（相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め）に規定する定款の定め

へ 会社法第三百四十七条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）に規定する定款の定め

ト 会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号（承認したものとみなされる場合）に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第四十五条の四の二 次に掲げる義務が履行された場合には、組織変更後株式会社その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた金銭又は給付された金銭以外の財産の額が増加するものとする。

一 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百一十二条第一項第二号（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務

二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第二

へ 会社法第三百四十七条（種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）に規定する定款の定め

ト 会社法施行規則第二十六条第一号又は第二号（承認したものとみなされる場合）に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

七 定款に定められた事項（法第九十三条第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く。）であつて、当該組織変更をする相互会社に対して組織変更時発行株式（法第九十二条第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。第四十五条の四の二及び第四十五条の七第二項において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

（組織変更時発行株式の交付に伴う義務が履行された場合）

第四十五条の四の二 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百一十二条第一項第二号（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同号に定める額の全部又は一部を支払う義務が履行されたときは、組織変更後株式会社その他資本剰余金の額は、当該義務の履行により組織変更後株式会社に対して支払われた額が増加するものとする。

百十二条の二第一項各号（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）に掲げる場合において、同項の規定により同項各号に定める行為をする義務

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の六 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七

条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の六 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の七 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）
- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）第四十五条の七の四第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

（削る）

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の七の二 法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項及び第三項（旧株主による責任追及等の訴え）（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の七の四第二号において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実
- 三 株式交換等完全親会社（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十九条第二項第一号（訴訟参加）に規定する株式交

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

2 前項第二号及び第三号に規定する「請求対象者」とは、法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第二百十二条第一項（第一号を除く。）（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の義務を負う組織変更時発行株式の引受人のうち、法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。

（新設）

換等完全親会社をいう。第四十五条の八の三第三号において同じ。
。の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

(完全親会社)

第四十五条の七の三 法第九十六条の四において読み替えて準用する

会社法第八百四十七条の二第一項(旧株主による責任追及等の訴え

に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。)又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

(株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第四十五条の七の四 法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第七項(旧株主による責任追及等の訴え)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該

(新設)

(新設)

事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式交換等完全子会社（法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第四十五条の八の五第一号において同じ。）が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第九十六条の四において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の七の二第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第四十五条の八 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（完全親会社）

第四十五条の八 法第九十六条の四において読み替えて準用する会社法第八百五十一条第一項第一号（株主でなくなつた者の訴訟追行）（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社（当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。）又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四において準用する会社法第八百五十一条第一項第一号の特定の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある

（組織変更後株式会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の八の二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項（株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組織変更後株式会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え（法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項に規定する責任追及等の訴えをいう。第四十五条の八の五第三号において同じ。）を提起しないときは、その理由

（旧社員等による責任追及等の訴えの提起の請求方法）

株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株式会社の発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

（新設）

第四十五条の八の三 法第九十六条の四の二において準用する会社法

(新設)

第八百四十七条の二第一項及び第三項(旧株主による責任追及等の訴え)(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。第四十五条の八の五第二号において同じ。)の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実
- 三 株式交換等完全親会社の名称及び住所並びに当該株式交換等完全親会社の株主である旨

(完全親会社)

(新設)

第四十五条の八の四 法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項(旧株主による責任追及等の訴え)に規定する内閣府令で定める株式会社は、ある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社(当該ある株式会社が発行済株式の全部を有する株式会社をいう。以下この条において同じ。)又は当該ある株式会社の完全子会社が法第九十六条の四の二において読み替えて準用する会社法第八百四十七条の二第一項の特定の株式会社[○]の発行済株式の全部を有する場合における当該ある株式会社とする。

2 前項の規定の適用については、同項のある株式会社及び当該ある株式会社の完全子会社又は当該ある株式会社の完全子会社が他の株

株式会社が発行済株式の全部を有する場合における当該他の株式会社は、完全子会社とみなす。

（株式交換等完全子会社が責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法）

第四十五条の八の五 法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第七項（旧株主による責任追及等の訴え）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 株式交換等完全子会社が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 法第九十六条の四の二において準用する会社法第八百四十七条の二第一項又は第三項の規定による請求に係る訴えについての第四十五条の八の三第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴えを提起しないときは、その理由

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき取締役等）

第四十五条の八の六 法第九十六条の四の三第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 出資の履行（法第九十六条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った取締

（新設）

（新設）

役員及び執行役

二 出資の履行の仮装が取締役会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該取締役会の決議に賛成した取締役

ロ 当該取締役会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役及び執行役

三 出資の履行の仮装が社員総会（総代会を設けているときは、総代会。以下この号において同じ。）の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ 当該社員総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した取締役

ロ イの議案の提案が取締役会の決議に基づいて行われたときは、当該取締役会の決議に賛成した取締役

ハ 当該社員総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした取締役及び執行役

（純資産の額）

第四十五条の十二 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場

（純資産の額）

第四十五条の十二 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた

合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 会社法第四百四十六条（剰余金の額）に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額
- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第四十五条の十三 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総

場合にあつては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあつては、五百万円）をもつて組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。

- 一 資本金の額
- 二 資本準備金の額
- 三 利益準備金の額
- 四 会社法第四百四十六条（剰余金の額）に規定する剰余金の額
- 五 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、組織変更株式交換完全親会社の成立の日）における評価・換算差額等に係る額
- 六 新株予約権の帳簿価額
- 七 自己株式及び自己新株予約権の帳簿価額の合計額

（株式の数）

第四十五条の十三 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める数は、次に掲げる数のうちいずれか小さい数とする。

- 一 特定株式（法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る株主総会において議決権を行使することができることを内容とする株式をいう。以下この条において同じ。）の総数に二分の一（当該株主総

会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となる場合における当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第三項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株

会の決議が成立するための要件として当該特定株式の議決権の総数の一定の割合以上の議決権を有する株主が出席しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあっては、当該一定の割合）を乗じて得た数に三分の一（当該株主総会の決議が成立するための要件として当該株主総会に出席した当該特定株主（特定株式の株主をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の総数の一定の割合以上の多数が賛成しなければならぬ旨の定款の定めがある場合にあっては、一から当該一定の割合を減じて得た割合）を乗じて得た数に一を加えた数

二 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として一定の数以上の特定株主の賛成を要する旨の定款の定めがある場合において、特定株主の総数から株式会社に対して当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の数を減じて得た数が当該一定の数未満となる場合における当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株式の数

三 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する行為に係る決議が成立するための要件として前二号の定款の定め以外の定款の定めがある場合において、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の全部が法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条第四項に規定する株主総会において反対したとすれば当該決議が成立しないときは、当該行為に反対する旨の通知をした特定株主の有する特定株

式の数

四 定款で定めた数

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されて

式の数

四 定款で定めた数

(計算書類に関する事項)

第四十五条の十五 法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号(債権者の異議)に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されて

いる頁

八 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る計算規則第六編第二章の規定（組織変更株式交換完全親会社が保険業を営む株式会社である場合にあつては、別紙様式第二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第二号の二））又は別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

いる頁

八 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設立の登記）又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 組織変更株式交換完全親会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合又は組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該組織変更株式交換完全親会社又は組織変更をする相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る計算規則第六編第二章の規定（組織変更株式交換完全親会社が保険業を営む株式会社である場合にあつては、別紙様式第二号（特定取引勘定設置会社にあつては、別紙様式第二号の二））又は別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項)

第四十五条の十七 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 会社法第七百七十三条第一項第五号から第八号まで(株式移転計画)に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
- 二 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の一部が会社法第八百八条第三項第三号(新株予約権買取請求)に定める新株予約権を発行している場合には、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(当該新株予約権に係る事項に限る。)
- 三 他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項
 - イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあっては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容
 - ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日)後の日を臨時決算(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時

(共同して組織変更株式移転をする株式会社の事前開示事項)

第四十五条の十七 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八百三条第一項(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 会社法第七百七十三条第一項第五号から第八号まで(株式移転計画)に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
- 二 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の一部が会社法第八百八条第三項第三号(新株予約権買取請求)に定める新株予約権を発行している場合には、同法第七百七十三条第一項第九号及び第十号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項(当該新株予約権に係る事項に限る。)
- 三 他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社についての次に掲げる事項
 - イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあっては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容
 - ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日)後の日を臨時決算(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時

計算書類等の内容

八 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 当該法第九十六条の九第一項第九号の株式会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 最終事業年度がないときは、当該法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日における貸借対照表

計算書類等の内容

八 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日（法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百三条第二項に規定する新設合併契約等備置開始日をいう。以下この条において同じ。）後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 当該法第九十六条の九第一項第九号の株式会社についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後株式移転の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ロ 最終事業年度がないときは、当該法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の成立の日における貸借対照表

五 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後株式移転が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十八 法第九十六条の九第五項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において

五 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定により株式移転について異議を述べることができる債権者があるときは、株式移転が効力を生ずる日以後における組織変更株式移転設立完全親会社の債務（他の法第九十六条の九第一項第九号の株式会社又は組織変更をする相互会社から承継する債務を除き、当該異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後株式移転が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（計算書類に関する事項）

第四十五条の十八 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用する会社法第八十条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八十条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社及び組織変更株式移転を伴う組織変更をする相互会社をいう。以下この条において

同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるものイ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)又は法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十六号又は法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項(有価証券報告書の提出)の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る計算規則

同じ。)が会社法第四百四十条第一項(計算書類の公告)(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは会社法第四百四十条第二項の規定又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるものイ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ(株式会社の設立の登記)又は法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項又は法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 会社法第九百一十一条第三項第二十七号又は法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社又は法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該株式会社又は相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る計算規則

第六編第二章の規定（法第九十六条の九第一項第九号の株式会社
が保険業を営む株式会社である場合にあつては、別紙様式第一号
（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘
定設置会社にあつては別紙様式第二号の二））又は別紙様式第三
号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引
勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照
表の要旨の内容

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

第四十五条の十九 法第九十六条の九第五項において準用する会社法
第八十一条第一項第二号（新設分割又は株式移転に関する書面等
の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲
げる事項とする。

一 株式移転が効力を生じた日

二 次に掲げる手続の経過

イ 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条
の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係
る手続の経過

ロ 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条

（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び
第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）、（新株予約権
買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。
）（債権者の異議）の規定による手続の経過

第六編第二章の規定（法第九十六条の九第一項第九号の株式会
社が保険業を営む株式会社である場合にあつては、別紙様式第一号
（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘
定設置会社にあつては別紙様式第二号の二））又は別紙様式第三
号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引
勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照
表の要旨の内容

（共同して組織変更株式移転をする株式会社の事後開示事項）

第四十五条の十九 法第九十六条の九第四項において読み替えて準用
する会社法第八十一条第一項第二号（新設分割又は株式移転に関
する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

一 株式移転が効力を生じた日

二 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百六条（

反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二
号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）、（新株予約権買取請
求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）、（債権
者の異議）の規定による手続の経過

三 組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

四 株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に移転した法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の数（同号の株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

五 前各号に掲げるもののほか、株式移転に関する重要な事項

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 組織変更計画の内容を記載した書面
- 三 組織変更後株式会社定款
- 四 社員総会又は総代会の議事録
- 五 貸借対照表
- 六 組織変更に必要な費用を記載した書面
- 七 法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面
- 八 法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信

三 組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

四 株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に移転した法第九十六条の九第一項第九号の株式会社の数（同号の株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

五 前各号に掲げるもののほか、株式移転に関する重要な事項

（相互会社から株式会社への組織変更の認可の申請）

第四十六条 相互会社は、法第九十六条の十第一項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 組織変更計画の内容を記載した書面
- 三 組織変更後株式会社定款
- 四 社員総会又は総代会の議事録
- 五 貸借対照表
- 六 組織変更に必要な費用を記載した書面
- 七 法第八十八条第二項の規定による公告をしたことを証する書面
- 八 法第八十八条第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者があるときは、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、相当の担保を提供し、若しくは当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信

託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべきものの履歴書

十二 法第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第九十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号（金銭以外の財産の出資）に掲げる場合には、有価証

託したこと又は当該組織変更をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないことを証する書面

九 法第八十八条第六項の異議を述べた保険契約者の数が同項の保険契約者の総数の五分の一を超えなかったことを証する書面又はその者の第四十三条に規定する金額が同項の金額の総額の五分の一を超えなかったことを証する書面

十 組織変更後株式会社の取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）となるべき者が就任を承諾したことを証する書面並びにこれらの者の履歴書

十一 組織変更後株式会社が会計参与設置会社であるときは、組織変更後株式会社の会計参与となるべき者が就任を承諾したことを証する書面及び当該会計参与となるべきものの履歴書

十二 法第九十二条の規定により組織変更に際して株式を発行することとしたときは、次に掲げる書面

イ 株式の引受けの申込みを証する書面

ロ 金銭を出資の目的とするときは、法第九十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ハ 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

(1) 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

(2) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第三号（金銭以外の財産の出資）に掲げる場合には、有価証

券の市場価格を証する書面

(3) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十三 その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする

一 法第八十八条の規定による手続の経過

二 組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交換が効力を生じた日

ロ 組織変更株式交換完全親会社における次に掲げる手続の経過

(1) 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九十六条の二(吸収合併等をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第九十六条の五第三項において準用する会社法第七百九

券の市場価格を証する書面

(3) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

(4) 法第九十六条の四において準用する会社法第二百七条第九項第五号に掲げる場合には、同号の金銭債権について記載された会計帳簿

二 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本

十三 その他法第九十六条の十第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

(組織変更後株式会社の事後開示事項)

第四十六条の三 法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする

一 法第八十八条の規定による手続の経過

二 組織変更株式交換をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式交換が効力を生じた日

ロ 組織変更株式交換完全親会社における法第九十六条の五第三

項において準用する会社法第七百九十七条(反対株主の株式買取請求)及び第七百九十九条(第一項第一号及び第二号を除く。)(債権者の異議)の規定による手続の経過

十七条（反対株主の株式買取請求）及び第七百九十九条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

八 組織変更株式交換により組織変更株式交換完全親会社に移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）
二 イから八までに掲げるもののほか、組織変更株式交換に関する重要な事項

三 組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式移転が効力を生じた日

ロ 法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における次に掲げる手続の経過

(1) 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百五条の二（新設合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第九十六条の九第五項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による手続の経過

八 他の組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

二 組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に

八 組織変更株式交換により組織変更株式交換完全親会社に移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）
二 イから八までに掲げるもののほか、組織変更株式交換に関する重要な事項

三 組織変更株式移転をした場合には、次に掲げる事項

イ 組織変更株式移転が効力を生じた日

ロ 法第九十六条の九第四項において準用する会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）、第八百八条（第一項第一号及び第二号並びに第三項第一号及び第二号を除く。）（新株予約権買取請求）及び第八百十条（第一項第一号及び第二号を除く。）（債権者の異議）の規定による法第九十六条の九第一項第九号の株式会社における手続の経過

八 他の組織変更をする相互会社における法第八十八条の規定による手続の経過

二 組織変更株式移転により組織変更株式移転設立完全親会社に

移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式移転に関する重要な事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

移転した組織変更後株式会社の株式の数（組織変更後株式会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ホ イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式移転に関する重要な事項

四 効力発生日

五 前各号に掲げるもののほか、組織変更に関する重要な事項

（業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 保険会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名（基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称）

<p>(7) 責任準備金残高</p>	<p>(7) 責任準備金残高</p>
<p>(6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額</p>	<p>(6) 総資産額及び特別勘定又は積立勘定として経理された資産額</p>
<p>(5) 純資産額（株式会社である損害保険会社に限る。）</p>	<p>(5) 純資産額（株式会社である損害保険会社に限る。）</p>
<p>(4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）</p>	<p>(4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）</p>
<p>(3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失）</p>	<p>(3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては当期純剰余又は当期純損失）</p>
<p>(2) 経常利益又は経常損失</p>	<p>(2) 経常利益又は経常損失</p>
<p>(1) 経常収益</p>	<p>(1) 経常収益</p>

-
- (8) 貸付金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る計算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）
 - (11) 配当性向（株式会社である損害保険会社に限る。）
 - (12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
 - (13) 従業員数
 - (14) 保有契約高（損害保険会社にあつては、正味収入保険料の額）
 - (15) 信託報酬
 - (16) 信託勘定貸出金残高
 - (17) 信託勘定有価証券残高
 - (18) 信託財産額
-

- (8) 貸付金残高
 - (9) 有価証券残高
 - (10) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定められたものに限る。）に係る計算式により得られる比率をいう。第八十六条第二項、第百五条第一項第六号及び第百五条の六第一項第七号において同じ。）及び次条第一項第二号ロ(7)に規定する比率（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）
 - (11) 配当性向（株式会社である損害保険会社に限る。）
 - (12) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合
 - (13) 従業員数
 - (14) 保有契約高（損害保険会社にあつては、正味収入保険料の額）
 - (15) 信託報酬
 - (16) 信託勘定貸出金残高
 - (17) 信託勘定有価証券残高
 - (18) 信託財産額
-

八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項

二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項

ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項

- (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係るものを除く。）
- (2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額（平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。）

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

八 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

二 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項

二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項

ホ 損害保険会社にあつては、直近の五事業年度における次に掲げる事項

- (1) 当該事業年度の前事業年度に積み立てた支払備金から前事業年度以前に発生した保険事故に係る当該事業年度に計上した支払保険金及び当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額を差し引いた金額（自動車損害賠償保障法第五条（責任保険又は責任共済の契約の締結強制）の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第二条第二項（定義）に規定する地震保険契約に係るものを除く。）
- (2) 保険事故発生年度別又は保険引受年度別の保険事故に係る直近事業年度までの各事業年度における支払備金及び累計支払保険金の合計額（平均支払期間が長い保険契約の種類に限る。）

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の体制

ロ 法令遵守の体制

八 法第二百一十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

二 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関（法第百五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。二において同じ。）が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第百五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関（法第百五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。二において同じ。）が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。ホにおいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損害保険会社の法第百五条の三第一項第二号に定める損害保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項（八に掲げる事項については、保険金信託業務を行う場合に限る。）

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻たん先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻たん先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (2) 延滞債権（未収利息不計上貸付金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸付金

- (4) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶

予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸付金

八 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二 債権(その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項(定義)に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻たんに陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)

(2) 危険債権(債務者が経営破綻たんの状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元

予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)をいう。以下同じ。)に該当する貸付金

八 元本補てん契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

二 債権(その価額が別紙様式第七号又は別紙様式第十二号中の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項(定義)に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記される有価証券の貸付けに限る。)について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次に掲げるものに区分することにより得られる各々に関し貸借対照表に計上された金額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻たんに陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)

(2) 危険債権(債務者が経営破綻たんの状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元

本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

- (3) 要管理債権（三カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付（1）及び(2)に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

- (4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。）及び次条第一項第三号八に規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

- (3) 要管理債権（三カ月以上延滞貸付金（元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（1）及び(2)に掲げる債権を除く。）をいう。以下同じ。）及び条件緩和貸付金（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付（1）及び(2)に掲げる債権並びに三カ月以上延滞貸付金を除く。）をいう。）

- (4) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。）

ホ 保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いて定めたもの限り、当該各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額並びに第八十七条第二号の二に規定する額の算出方法及びその計算の基礎となる係数を含む。）及び次条第一項第三号八に規定する保険金等の支払能力の充実の状況（保険会社及びその子会社等に係る法第百三十条各号に掲げる額が存在する場合であつて、法第百十一条第二項に規定する説明書類を作成していない場合に限る。）

ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

-
- (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
 - (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
 - (4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
 - (5) 先物外国為替取引
 - (6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）
 - (7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イに掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- チ 貸付金償却の額
- リ 法第十一一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
- 又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第九十二条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場
-

- (1) 有価証券
 - (2) 金銭の信託
 - (3) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）
 - (4) 法第九十八条第一項第八号に規定する金融等デリバティブ取引
 - (5) 先物外国為替取引
 - (6) 有価証券関連デリバティブ取引（(7)に掲げるものを除く。）
 - (7) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号イ若しくは第四号イに掲げる取引又は外国金融商品市場における同項第三号イに掲げる取引と類似の取引（国債証券等及び同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）
- ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- チ 貸付金償却の額
- リ 法第十一一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨
- 又 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第九十二条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場
-

合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（保険計理人意見書）

第八十二条 保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

- 一 保険会社の商号又は名称及び保険計理人の氏名
- 二 提出年月日
- 三 前条に定める保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項
- 四 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項
- 五 第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金への繰入れに関する事項
- 六 第七十九条の二の規定に基づく確認に関する事項
- 七 前四号に掲げる事項に対する保険計理人の意見

合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号及び次条第一項第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、保険会社の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所、支店又は従たる事務所及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（保険計理人意見書）

第八十二条 保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

- 一 保険会社の商号又は名称及び保険計理人の氏名
- 二 提出年月日
- 三 前条に定める保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項
- 四 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項
- 五 第六十四条第一項の契約者配当準備金又は第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金への繰入れに関する事項
- 六 第七十九条の二の規定に基づく確認に関する事項
- 七 前四号に掲げる事項に対する保険計理人の意見

2 保険計理人は、法第二百一十一条第一項の規定により意見書を取締役会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

3 保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員）又は会計監査人に対し、同項第三号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））、指名委員会等設置会社にあつては保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。）を
。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しよ

2 保険計理人は、法第二百一十一条第一項の規定により意見書を取締役会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。

3 保険計理人は、第一項の規定にかかわらず、監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会の指定した監査委員）又は会計監査人に対し、同項第三号から第七号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保険会社である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

うとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二 役員等の選任又は退任（以下「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の六 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）（法第五十三条の七において準用する場合を含む。）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の七 特定取引勘定を設けようとする場合

二の八 特定取引勘定を廃止しようとする場合

三 削除

二の二 役員等の選任又は退任（以下「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の六 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）（法第五十三条の七において準用する場合を含む。）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の七 特定取引勘定を設けようとする場合

二の八 特定取引勘定を廃止しようとする場合

三 削除

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とする）とについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。
（）を子会社とした場合

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としよつとする場合

四の三 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合

六 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなつたこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とする）とについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。
（）を子会社とした場合

四の二 法第百六条第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第七号の二、第九十四条及び第二百四十六条第一項第八号の二において同じ。）以外の外国の会社を子会社としよつとする場合

四の三 その子会社の議決権を取得し、又は保有した場合

五 保険会社を子会社とする者に変更があつた場合

六 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合（法第二百二十七条第一項第三号の規定により子会社でなくなつたこと又は子会社対象保険会社等に該当しない子会社となつたことについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。）

七 保険会社又はその子会社が、第五十八条の二第一項各号に掲げる事由により、国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。第八号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。以下この項において同じ。）を超えて取得し、又は保有した場合

七の二 保険会社又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権

を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有すること
となつた場合

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。次号及び第七号の六において特殊関係者という。）を新たに有することとなつた場合

七の五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

八 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

九 第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十 損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

十一 第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない

を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有すること
となつた場合

七の三 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

七の四 第四十八条の四各号又は第五十九条第三項各号のいずれかに掲げる者に該当する者（子会社を除く。次号及び第七号の六において特殊関係者という。）を新たに有することとなつた場合

七の五 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

七の六 保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（当該保険会社の子会社及び外国の会社を除く。）又は保険会社の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなつた場合

八 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を廃止した場合

九 第六十九条第一項第三号の危険準備金について同条第七項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十 損害保険会社が第七十条第四項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

十一 第七十条第一項第二号の二の危険準備金について同条第六項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない

積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十一 第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

十二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）を発行しようとする場合

十三 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十三の二 第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

十一 第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険の契約を締結しようとし、又は当該契約を契約期間の終了前に解約しようとする場合

十二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。以下この条、第六十六条及び第九十二条において同じ。）を発行しようとする場合

十三 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十三の二 第八十七条第二号の二又は第八十八条第一号若しくは第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十三の三 前号に規定する算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

- 十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）
- 十五 保険会社が法第一百一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合
- 十六 会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合
- 十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合
- 十八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合
- 2 法第二条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の三まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。
- 3 保険会社は、法第二百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の三に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類
- 二 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引

- 十四 特定取引勘定設置会社において、特定取引として経理しようとする取引の種類その他第三項各号に定める書類に係る事項を変更しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）
- 十五 保険会社が法第一百一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合
- 十六 会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合
- 十七 保険会社、その子会社又は業務の委託先において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該保険会社が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合
- 十八 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合
- 2 法第二条第十五項の規定は、前項第七号から第七号の三まで及び第七号の六に規定する議決権について準用する。
- 3 保険会社は、法第二百二十七条第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類（第一項第二号の三に掲げる場合にあつては、次の各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書類
- 二 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引

の対象となる財産の価格を算定することをいう。)を行う部署の名称を記載した書類

三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針(特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。)を記載した書類

四 内部取引(一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)をいう。)を行う場合(当該内部取引を解約する場合を含む。)の取扱いに関する事項を記載した書類

五 勘定間振替(第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為(同条第四項に規定する取引を含む。)をいう。)を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

の対象となる財産の価格を算定することをいう。)を行う部署の名称を記載した書類

三 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針(特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。)を記載した書類

四 内部取引(一の保険会社において、特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第五十三条の六の二第二項第五号から第十四号までに掲げる取引(当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十六号の規定により特定取引とされる取引を含む。)をいう。)を行う場合(当該内部取引を解約する場合を含む。)の取扱いに関する事項を記載した書類

五 勘定間振替(第五十三条の六の二第三項各号に掲げる行為(同条第四項に規定する取引を含む。)をいう。)を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類

4 第一項第九号又は第十号の二に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先、保険会社、その子会社若しくは業務の委託先の役員若しくは使用人(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

- 一 保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
 - 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に違反する行為
 - 三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為
 - 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）
 - 五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの
 - 六 その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
 - 6 第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知つた日から三十日以内に行わなければならない。
- （相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）
- 第九十九条の三の三 法第六十三條第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保険会社の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
 - 二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）に違反する行為
 - 三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為
 - 四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）
 - 五 海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの
 - 六 その他保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
 - 6 第一項第十七号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を保険会社が知つた日から三十日以内に行わなければならない。
- （相互会社を設立するときの株式会社と相互会社との新設合併契約）
- 第九十九条の三の三 法第六十三條第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併設立相互会社（法第百六十一条第一項第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十三、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に對してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）に對する同号の金銭の割当てに関する事項

三 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を發行しているときは、新設合併設立相互会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

（社員の寄与分の計算）

第百条 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社（法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又

一 新設合併設立相互会社（法第百六十一条第二号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下この節において同じ。）が新設合併に際して新設合併消滅株式会社（法第百六十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十三、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）の株主に對してその株式に代わる金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

二 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）に對する同号の金銭の割当てに関する事項

三 新設合併消滅株式会社の全部又は一部が新株予約権を發行しているときは、新設合併設立相互会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

四 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

（社員の寄与分の計算）

第百条 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において準用する法第九十条第二項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、吸収合併消滅相互会社（法第百六十条第一号に規定する吸収合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）又

は新設合併消滅相互会社（法第百六十一条第一項第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、消滅相互会社（法第百六十五条の十五第一項に規定する消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

一 社員に係る保険契約について、社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられた額を控除した額

二 社員に係る保険契約について、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第百条の二 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項（一に満たない端数の処理）に規定する内閣府令

は新設合併消滅相互会社（法第百六十一条第一号に規定する新設合併消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）の社員が当該吸収合併消滅相互会社又は新設合併消滅相互会社と締結している保険契約ごとの寄与分の合計額とする。

2 前項に規定する保険契約ごとの寄与分は、消滅相互会社（法第百六十五条の十五第一項に規定する消滅相互会社をいう。以下この節において同じ。）が設定した保険契約の区分（以下この条において「区分」という。）ごとに、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を、当該区分に属する保険契約ごとにその責任準備金、保険金、保険料その他の基準となる金額に応じて計算した金額とする。

一 社員に係る保険契約について、社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益の合計額から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられた額を控除した額

二 社員に係る保険契約について、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

（株式の発行等により一に満たない端数を処理する場合における市場価格）

第百条の二 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において読み替えて準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四条第二項（一に満たない端数の処理）に規定する内閣府令

で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四條第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四條第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（合併剰余金額の計算等）

第百一条 法第百六十四条第四項又は第百六十五条第七項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として

で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四條第二項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によって売却する場合 当該取引によって売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 法第百六十四条第三項又は第百六十五条第五項において準用する法第九十条第三項において準用する会社法第二百三十四條第二項の規定により売却する日（以下この号において「売却日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（合併剰余金額の計算等）

第百一条 法第百六十四条第四項又は第百六十五条第六項において準用する法第九十一条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより計算した金額は、消滅相互会社の合併時における純資産額として

計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 第百条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 第百条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における債務を履行するために確保すべき資産の額（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる額から第百条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）において、次に掲げる事由により貸借

対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合に

計算した金額に第一号に掲げる額のうちに第二号に掲げる額の占める割合を乗じて算出される金額とする。

一 第百条第一項により社員の寄与分の合計額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における総資産の額から次に掲げる額の合計額を控除した額

イ 第百条第二項第二号に掲げる額

ロ 法第六十三条第一項の保険契約について、第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額

ハ 第百条第二項第二号に掲げる額を計算する場合に用いる方法と同様の方法により評価した消滅相互会社の合併時における債務を履行するために確保すべき資産の額（イ及びロに掲げるものを除く。）

二 前号に掲げる額から第百条第一項に規定する社員の寄与分の合計額を控除した額

2 吸収合併存続株式会社（法第六十四条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。以下この節（第百一条の二の二十二、第百一条の二の二十四、第百三条第一号ホ及び第百三条の二第一号ホを除く。）において同じ。）又は新設合併設立株式会社（法第六十五条第一項第二号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下この節において同じ。）において、次に掲げる事由により貸借

対照表の純資産の部又は負債の部に計上した金額が減少する場合に

は、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

- 一 剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補
- 二 資本金の額の減少

三 法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六十九條第一項第一号又は第七十條第一項第一号イの保険料積立金の追加積立て

四 法百十五條第一項の価格変動準備金の取崩し

五 第六十九條第一項第三号又は第七十條第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

百一條の二の二 法百六十五條の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)(が法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十四條第一項(計算書類の公告)の規定又は同條第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

は、当該減少額につき合併剰余金額を減額することができる。

- 一 剰余金、資本準備金又は利益準備金による欠損のてん補
- 二 資本金の額の減少

三 法第四条第二項第四号に掲げる書類を変更することによる第六十九條第一項第一号又は第七十條第一項第一号イの保険料積立金の追加積立て

四 法百十五條第一項の価格変動準備金の取崩し

五 第六十九條第一項第三号又は第七十條第一項第二号の二の危険準備金の取崩し

(消滅株式会社の計算書類に関する公告事項)

百一條の二の二 法百六十五條の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき消滅株式会社(消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この条において同じ。)(が法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十四條第一項(計算書類の公告)の規定又は同條第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

- 口 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百一十一条第三項第二十六号に掲げる事項
- 三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 四 消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨
- 五 消滅株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨
- 六 消滅株式会社が清算株式会社である場合 その旨
- 七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（消滅株式会社の公告事項）

第一百一条の二の三 法第六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 口 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項
- 二 最終事業年度に係る貸借対照表につき消滅株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百一十一条第三項第二十七号に掲げる事項
- 三 消滅株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨
- 四 消滅株式会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨
- 五 消滅株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨
- 六 消滅株式会社が清算株式会社である場合 その旨
- 七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（消滅株式会社の公告事項）

第一百一条の二の三 法第六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続会社（法第六十五條の十七第二項第二号に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であるとき 消滅株式会社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。）の株主及び新株予約権者又は新設合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項

ロ 新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 新設合併消滅株式会社（他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この号において同じ。）の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(2) 全部又は一部の新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

(3) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九條の四に規定する事項

(5) (4)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受け

一 吸収合併存続会社（法第六十五條の十七第二項第二号に規定する吸収合併存続会社をいう。以下この節において同じ。）又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であるとき 消滅株式会社（消滅株式会社が新設合併消滅株式会社である場合にあつては、他の新設合併消滅株式会社を含む。）の株主及び新株予約権者又は新設合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項

ロ 新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 新設合併消滅株式会社（他の新設合併消滅株式会社を含む。以下この号において同じ。）の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(2) 全部又は一部の新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

(3) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九條の四に規定する事項

(5) (4)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受け

に關し第九十九条の五各号に掲げる事項

- 三 消滅株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項
- 四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十

四条第二項第十五号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

に關し第九十九条の五各号に掲げる事項

- 三 消滅株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項
- 四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社又は新設合併消滅相互会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十

四条第二項第十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ホ 公告対象会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同

ホ 公告対象会社が清算相互会社である場合 その旨

ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の計算書類に関する公告事項）

第百一条の二の八 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併存続株式会社が法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定又は同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- ロ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一条

第三項第二十九号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同

法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 吸収合併存続株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨
五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 法第六十五條の十二において準用する法第六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続株式会社の資本金の額
- 二 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項
- 三 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九條の四に規定する事項
- 四 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 吸収合併存続株式会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 吸収合併存続株式会社につき最終事業年度がない場合 その旨
五 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の公告事項）

第一百一条の二の九 法第六十五條の十二において準用する法第六十五條の七第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続株式会社の資本金の額
- 二 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項
- 三 吸収合併消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九條の四に規定する事項
- 四 吸収合併消滅相互会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項

五 第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受け
に關し第九十九条の五各号に掲げる事項

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に關する事項として、法第百
六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規
定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分
に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併
消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定によ
り公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしている
ときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載さ
れている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二
項第十七号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社
が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項

ハ 吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する
相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法
第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終
事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 吸収合併消滅相互会社につき最終事業年度がない場合 その
旨

五 第三号の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受け
に關し第九十九条の五各号に掲げる事項

六 吸収合併消滅相互会社の計算書類に關する事項として、法第百
六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七第二項の規
定による公告の日における次のイからへまでに掲げる場合の区分
に応じ、当該イからへまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき吸収合併
消滅相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定によ
り公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしている
ときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載さ
れている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二
項第十八号イに掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき吸収合併消滅相互会社
が法第五十四条の七第三項に規定する措置を執っている場合

法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項

ハ 吸収合併消滅相互会社が法第五十四条の七第四項に規定する
相互会社である場合において、当該相互会社が金融商品取引法
第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報
告書を提出しているとき その旨

ニ 吸収合併消滅相互会社につき最終事業年度がない場合 その
旨

ホ 吸収合併消滅相互会社が清算相互会社である場合 その旨
ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の事後開示事項）

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅相互会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第百六十五条の十一の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社

ホ 吸収合併消滅相互会社が清算相互会社である場合 その旨
ヘ イからホまでに掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続株式会社の事後開示事項）

第百一条の二の十一 法第百六十五条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併が効力を生じた日

二 吸収合併消滅相互会社における法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続株式会社における法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の五第二項において準用する会社法第七百九十七条第五項から第七項までの規定、法第百六十五条の十二において準用する法第百六十五条の七の規定並びに法第百六十五条の十二において準用する会社法第七百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

法第七百九十七条第一項及び第二項の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併消滅株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第六十五條の十五第一項の規定により吸収合併消滅相互会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
(吸収合併契約の内容を除く。)

六 法第六十九條の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第一百一条の二十二 法第六十五條の十四第三項において準用する法第六十五條の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第六十五條の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

三 法第六十五條の三の二又は第六十五條の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

四 法第六十五條の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五條第五項から第九項まで(反対株主の株式買取請求)、法第六十五條の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七條第五項から第十項まで(新株予約権買取請求)、法第六十五條の七並びに第六十五條の十七の規定

四 吸収合併により吸収合併消滅株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第六十五條の十五第一項の規定により吸収合併消滅相互会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
(吸収合併契約の内容を除く。)

六 法第六十九條の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併設立株式会社の事後開示事項)

第一百一条の二十二 法第六十五條の十四第三項において準用する法第六十五條の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 法第六十五條の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

(新設)

三 法第六十五條の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五條第五項から第七項まで(反対株主の株式買取請求)の規定、法第六十五條の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七條第五項から第七項まで(新株予約権買取請求)の規定、法第六十五條の七の規定及び

による手続の経過

- 五| 新設合併により新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 六| 法第六十五條の二第一項又は第六十五條の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
- 七| 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(消滅相互会社の事前開示事項)

第一百條の二十三 法第六十五條の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合には、次に掲げる事項とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
 - イ 吸収合併存続会社が相互会社である場合 法第六十條第二号に掲げる事項についての定め
 - ロ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 法第六十四條第一項第二号から第六号までに掲げる事項についての定め
- 二 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等(法第六十四條第一項第二号に規定する株式等をいう。)の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社の定款の定め

法第六十五條の十七の規定による手続の経過

- 四| 新設合併により新設合併設立株式会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五| 法第六十五條の二第一項又は第六十五條の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
- 六| 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(消滅相互会社の事前開示事項)

第一百條の二十三 法第六十五條の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が吸収合併消滅相互会社である場合には、次に掲げる事項とする。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項
 - イ 吸収合併存続会社が相互会社である場合 法第六十條第二号に掲げる事項についての定め
 - ロ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 法第六十四條第一項第二号から第六号までに掲げる事項についての定め
- 二 吸収合併消滅相互会社の社員に対して交付する株式等(法第六十四條第一項第二号に規定する株式等をいう。)の全部又は一部が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該吸収合併存続株式会社の定款の定め

三 吸収合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十五条の十五第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を各事務所に備え置いた日（以下この項において「吸収合併契約備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）が法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

イ 吸収合併存続会社が相互会社である場合 吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続相互会社の成立の日における貸借

三 吸収合併消滅相互会社（清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅相互会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十五条の十五第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を各事務所に備え置いた日（以下この項において「吸収合併契約備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）が法第八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる事項

イ 吸収合併存続会社が相互会社である場合 吸収合併存続相互会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続相互会社の成立の日における貸借

対照表)の内容

- (2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

□ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表)の内容

- (2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日。(3)において同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後

対照表)の内容

- (2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

□ 吸収合併存続会社が株式会社である場合 吸収合併存続株式会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日における貸借対照表)の内容

- (2) 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続株式会社の成立の日。(3)において同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後

に生じた事象の内容に限る。)

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社又は吸収合併存続株式会社の債務（法第六十五條の十七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 法第六十五條の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め

イ 新設合併設立会社が相互会社である場合 法第六十一條第一項第六号又は第六十三條第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第六十五條第一項第六号から第十四号までに掲げる事項についての定め

二 新設合併消滅相互会社（他の新設合併消滅相互会社を含み、清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合に

に生じた事象の内容に限る。)

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続相互会社又は吸収合併存続株式会社の債務（法第六十五條の十七第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる保険契約者その他の債権者に対して負担する債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務を除く。）に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 法第六十五條の十五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合は、次に掲げる事項とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める定め

イ 新設合併設立会社が相互会社である場合 法第六十一條第一項第六号又は第六十三條第一項第六号から第八号までに掲げる事項についての定め

ロ 新設合併設立会社が株式会社である場合 法第六十五條第一項第六号から第十四号までに掲げる事項についての定め

二 新設合併消滅相互会社（他の新設合併消滅相互会社を含み、清算相互会社を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合に

あつては、新設合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五条の十五第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を各事務所に備え置いた日(以下この項において「新設合併契約備置開始日」という。))後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 新設合併消滅株式会社(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日。八において同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた

あつては、新設合併消滅相互会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅相互会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(法第百六十五条の十五第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を各事務所に備え置いた日(以下この項において「新設合併契約備置開始日」という。))後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

三 新設合併消滅株式会社(清算株式会社を除く。)についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表)の内容

ロ 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあつては、新設合併消滅株式会社の成立の日。八において同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあつては、最も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

ハ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じた

ときは、その内容（新設合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 当該新設合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）及び他の新設合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であると

ときは、その内容（新設合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 当該新設合併消滅相互会社（清算相互会社に限る。）及び他の新設合併消滅会社（清算株式会社又は清算相互会社に限る。）が会社法第四百九十二条第一項（法第八十条の十七において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立会社の債務（保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）に係る債務又は他の新設合併消滅会社から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（消滅相互会社の公告事項）

第百一条の二十四 法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の基金の総額又は資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が相互会社であると

き 消滅相互会社（消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合にあっては、他の新設合併消滅相互会社を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の社員又は新設合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する金銭の割当てに関する事項

ロ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(2) 消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

(3) 新設合併消滅株式会社の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

三 消滅相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項
四 第二号ロ(2)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当

き 消滅相互会社（消滅相互会社が新設合併消滅相互会社である場合にあっては、他の新設合併消滅相互会社を含む。以下この号及び第五号において同じ。）の社員又は新設合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する金銭の割当てに関する事項

ロ 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社が株式会社であるとき 次に掲げる事項

(1) 消滅相互会社の社員に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(2) 消滅相互会社の社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し第九十九条の四に規定する事項

(3) 新設合併消滅株式会社の株主に対する株式又は金銭の割当てに関する事項

(4) 新設合併消滅株式会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

三 消滅相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項
四 第二号ロ(2)の株式を買い受けるときは、買受けの方法その他買受けに関し第九十九条の五各号に掲げる事項

五 公告対象会社（消滅相互会社、新設合併消滅株式会社及び吸収合併存続会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第百六十五条の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当

該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イ又は会社法第九十一条第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九十一条第三項第二十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外

該イからトまでに定めるもの

イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三条の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

(2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イ又は会社法第九十一条第三項第二十九号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九十一条第三項第二十七号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適

〔の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合

その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

- (1) 公告対象会社が相互会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容
- (2) 公告対象会社が株式会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第一百一条の二十七 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社の基金の総額
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合

その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

- (1) 公告対象会社が相互会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容
- (2) 公告対象会社が株式会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

（吸収合併存続相互会社の公告事項）

第一百一条の二十七 法第六十五条の二十において準用する法第六十五条の十七第二項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併存続相互会社の基金の総額
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ 吸収合併消滅会社が相互会社であるとき 吸収合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項
- ロ 吸収合併消滅会社が株式会社であるとき 吸収合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項
- 三 吸収合併消滅会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
- 四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五條の二十において準用する法第六十五條の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの
- イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四條の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十條第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同條第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- (2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四條第二項第十七号イ又は会社法第九十一条第三項第二十八号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項
- ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五

- イ 吸収合併消滅会社が相互会社であるとき 吸収合併消滅相互会社の社員に対する金銭の割当てに関する事項
- ロ 吸収合併消滅会社が株式会社であるとき 吸収合併消滅株式会社の株主及び新株予約権者に対する補償に関する事項
- 三 吸収合併消滅会社の保険契約者の吸収合併後における権利に関する事項
- 四 公告対象会社（吸収合併存続相互会社及び吸収合併消滅会社をいう。以下この号において同じ。）の計算書類に関する事項として、法第六十五條の二十において準用する法第六十五條の十七第二項の規定による公告の日における次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに定めるもの
- イ 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社が法第五十四條の七第一項若しくは第二項の規定又は法第十三條の規定により読み替えて適用する会社法第四百四十條第一項（計算書類の公告）の規定若しくは同條第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁
- (2) 電子公告により公告をしているときは、法第六十四條第二項第十八号イ又は会社法第九十一条第三項第二十九号イ（株式会社設立の登記）に掲げる事項
- ロ 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が法第五

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十五号又は会社法第九百十一条第三項第二十六号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているときその旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 公告対象会社が相互会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

(2) 公告対象会社が株式会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二

十四条の七第三項又は会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 法第六十四条第二項第十六号又は会社法第九百十一条第三項第二十七号に掲げる事項

ハ 公告対象会社が法第五十四条の七第四項に規定する相互会社又は会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該相互会社又は株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

ニ 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

ホ 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

ヘ 公告対象会社が清算株式会社又は清算相互会社である場合その旨

ト イからへまでに掲げる場合以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める事項

(1) 公告対象会社が相互会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第三号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第三号の三、特定取引助定設置会社にあつては別紙様式第三号の二）に定める貸借対照表の要旨の内容

(2) 公告対象会社が株式会社であるとき 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二

号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の
二(一)に定める貸借対照表の要旨の内容

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第一百一条の二十九 法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併が効力を生じた日
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過
- イ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

(2) 法第百六十五条の三の二の規定による請求に係る手続の経過

(3) 法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する

る会社法第七百八十五条第五項から第九項まで(反対株主の株式買取請求)、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項ま

号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の
二(一)に定める貸借対照表の要旨の内容

(吸収合併存続相互会社の事後開示事項)

第一百一条の二十九 法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併が効力を生じた日
- 二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、吸収合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過
- イ 吸収合併消滅会社が株式会社である場合 次に定める手続の経過

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

(2) 法第百六十五条の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで(反対株主の株式買取請求)の規定、法第百六十五条の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第七項まで(新株予約権買取請求)の規定及び法第百六十五条の七の規定による手続の経過

(新設)

で（新株予約権買取請求）並びに法第百六十五条の七の規定による手続の経過

□ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続相互会社における次に掲げる手続の経過

イ 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十

六の二の規定による請求に係る手続の経過

ロ 法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十

七の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併設立相互会社の事後開示事項）

第一百一条の二十 法第百六十五条の二十二第三項において準用する法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項

□ 吸収合併消滅会社が相互会社である場合 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

三 吸収合併存続相互会社における法第百六十五条の二十において準用する法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

四 吸収合併により吸収合併存続相互会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

六 法第百六十九条の五第一項の変更の登記をした日

七 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

（新設合併設立相互会社の事後開示事項）

第一百一条の二十 法第百六十五条の二十二第三項において準用する法第百六十五条の二十一第一項に規定する内閣府令で定める事項

は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、新設合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 株式会社と相互会社との新設合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

(2) 法第百六十五条の三の二又は第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(3) 法第百六十五条の五第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第九項まで（反対株主の株式買取請求）、法第百六十五条の六第一項及び同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第十項まで（新株予約権買取請求）、法第百六十五条の七並びに第百六十五条の十七の規定による手続の経過

ロ 相互会社と相互会社との新設合併である場合 次に掲げる手続の経過

は、次に掲げる事項とする。

一 新設合併が効力を生じた日

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、新設合併消滅会社における当該イ又はロに定める手続の経過

イ 株式会社と相互会社との新設合併である場合 次に定める手続の経過

(1) 法第百六十五条の四第一項及び第二項の規定による株主及び新株予約権者に対する通知又は公告の手続の経過

(2) 法第百六十五条の五第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十五条第五項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）の規定、法第百六十五条の六第一項の規定、同条第二項において準用する会社法第七百八十七条第五項から第七項まで（新株予約権買取請求）の規定、法第百六十五条の七の規定及び法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

（新設）

ロ 相互会社と相互会社との新設合併である場合 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

(1) 法第百六十五条の十六の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 法第百六十五条の十七の規定による手続の経過

- 三 新設合併により新設合併設立相互会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する公告事項)

- 第百一条の二の二十四 法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
 - イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

- 三 新設合併により新設合併設立相互会社が新設合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

- 四 法第百六十五条の二第一項又は第百六十五条の十五第一項の規定により新設合併消滅会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(計算書類に関する公告事項)

- 第百一条の二の二十四 法第百六十五条の二十四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（吸収合併消滅株式会社、吸収合併存続株式会社又は新設合併消滅株式会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又は会社法第四百四十条第二項の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの
 - イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

口 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

八 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十八号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百一十一条第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）又は計算規則

第六編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

口 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

八 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百一十一条第三項第二十九号イ（株式会社の設定の登記）に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百一十一条第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）又は計算規則

第六編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

(会社法合併会社の公告事項)

第一百一条の三 法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ 株式会社と持分会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て若しくは新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当て又は合併後消滅する持分会社の社員に対する金銭等の割当てに関する事項

三 合併後消滅する会社法合併会社(法第百六十五条の二十四第一項に規定する会社法合併会社をいう。以下この節において同じ。)の保険契約者の合併後における権利に関する事項

(合併後の公告事項)

第一百三条 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(会社法合併会社の公告事項)

第一百一条の三 法第百六十五条の二十四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の資本金の額

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 株式会社と株式会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等(会社法第百五十一条(株式の質入れの効果)に規定する金銭等をいう。以下この条及び第百五条の三において同じ。)の割当て又は新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当てに関する事項

ロ 株式会社と持分会社とが合併する場合 合併後消滅する株式会社の株主に対する金銭等の割当て若しくは新株予約権者に対する新株予約権若しくは金銭の割当て又は合併後消滅する持分会社の社員に対する金銭等の割当てに関する事項

三 合併後消滅する会社法合併会社(法第百六十五条の二十四第一項に規定する会社法合併会社をいう。以下この節において同じ。)の保険契約者の合併後における権利に関する事項

(合併後の公告事項)

第一百三条 法第百六十六条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株式会社である場合 第一百一条の二の十一第一号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第一百一条の二の十二第一号から第四号までに掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相互会社である場合 第一百一条の二の十九第一号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の二十第一号に掲げる事項

ホ 会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法第六十五条の二十四の規定並びに会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社（保険会社等に限る。）における法第六十五条の二十四の規定及び会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる事項

イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続株式会社である場合 第一百一条の二の十一第一号及び第三号に掲げる事項

ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立株式会社である場合 第一百一条の二の十二第一号及び第三号に掲げる事項

ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が吸収合併存続相互会社である場合 第一百一条の二の十九第一号及び第三号に掲げる事項

ニ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の二十第一号に掲げる事項

ホ 会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法第六十五条の二十四の規定並びに会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社（保険会社等に限る。）における法第六十五条の二十四の規定及び会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

- (3) 新設合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法
第六十五條の二十四の規定並びに会社法第八十六條（反対
株主の株式買取請求）及び第八八條（新株予約権買取請求
）の規定による手續の経過
- 二 吸収合併がその効力を生ずる日又は合併により設立する保険会
社等の成立の日
- 三 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等
の本店又は主たる事務所の所在地

（合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の
事後開示事項）

第百三條の二 法第六十六條第二項に規定する内閣府令で定める事
項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホま
でに掲げる事項
- イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一條の二の十一第
二号及び第三号に掲げる事項
- ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が新設合併設立株式会社である場合 第百一條の二の十二第
二号から第四号までに掲げる事項
- ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が吸収合併存続相互会社である場合 第百一條の二の十九第

- (3) 新設合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法
第六十五條の二十四の規定並びに会社法第八十六條（反対
株主の株式買取請求）及び第八八條（新株予約権買取請求
）の規定による手續の経過
- 二 吸収合併がその効力を生ずる日又は合併により設立する保険会
社等の成立の日
- 三 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等
の本店又は主たる事務所の所在地

（合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等の
事後開示事項）

第百三條の二 法第六十六條第二項に規定する内閣府令で定める事
項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホま
でに掲げる事項
- イ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が吸収合併存続株式会社である場合 第百一條の二の十一第
二号及び第三号に掲げる事項
- ロ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が新設合併設立株式会社である場合 第百一條の二の十二第
二号及び第三号に掲げる事項
- ハ 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社
等が吸収合併存続相互会社である場合 第百一條の二の十九第

二 号及び第三号に掲げる事項

二 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の第二号に掲げる事項

ホ 会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定並びに会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定及び会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

(3) 新設合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定並びに会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

二 前号ホの合併により合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等における会社法第八百一条第三項第一号（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）又は第八百十五条第三項第一号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に定める書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

二 号及び第三号に掲げる事項

二 合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等が新設合併設立相互会社である場合 第一百一条の二の第二号に掲げる事項

ホ 会社法合併会社を全部又は一部の当事者とする合併である場合 次に掲げる手続の経過

(1) 吸収合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定並びに会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

(2) 吸収合併存続株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定及び会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

(3) 新設合併消滅株式会社（保険会社等に限る。）における法 第六十五条の二十四の規定並びに会社法第八百六条（反対株主の株式買取請求）及び第八百八条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

二 前号ホの合併により合併後存続する保険会社等又は合併により設立する保険会社等における会社法第八百一条第三項第一号（吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）又は第八百十五条第三項第一号（新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）に定める書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項

(計算書類に関する公告事項)

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(分割当事会社(法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。))又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号(債権者の異議)の株式会社(吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が同法第四百四十条第一項(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告)の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一條

第三項第二十八号イ(株式会社の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第

(計算書類に関する公告事項)

第二百五条の二の四 法第七十三条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社(分割当事会社(法第七十三条の四第二項に規定する分割当事会社をいう。次条において同じ。))又は会社法第七百八十九条第二項第三号、第七百九十九条第二項第三号若しくは第八百十条第二項第三号(債権者の異議)の株式会社(吸収分割株式会社、吸収分割承継株式会社又は新設分割株式会社に限る。)をいう。以下この条において同じ。)が同法第四百四十条第一項(法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又は会社法第四百四十条第二項(計算書類の公告)の規定により公告をしている場合 次に掲げるもの

イ 官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

ロ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告をしているときは、当該日刊新聞紙の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

ハ 電子公告により公告をしているときは、会社法第九百十一條

第三項第二十九号イ(株式会社の設立の登記)に掲げる事項

二 最終事業年度に係る貸借対照表につき公告対象会社が会社法第

第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百

十一條第三項第二十六号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条（計算書類の公告等に関する規定の適用除外）の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）又は計算規則第六編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

（吸収分割株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

第四百四十条第三項に規定する措置を執っている場合 同法第九百

十一條第三項第二十七号に掲げる事項

三 公告対象会社が会社法第四百四十条第四項に規定する株式会社である場合において、当該株式会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しているとき その旨

四 公告対象会社が会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二十八条の規定により会社法第四百四十条の規定が適用されないものである場合 その旨

五 公告対象会社につき最終事業年度がない場合 その旨

六 公告対象会社が清算株式会社である場合 その旨

七 前各号に掲げる場合以外の場合 最終事業年度に係る別紙様式第二号（少額短期保険業者にあつては別紙様式第二号の三、特定取引勘定設置会社にあつては別紙様式第二号の二）又は計算規則第六編第二章の規定による貸借対照表の要旨の内容

（吸収分割株式会社の事後開示事項）

第二百五条の五 法第七百七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第七百九十一条第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる事項

イ 吸収分割が効力を生じた日

ロ 吸収分割株式会社が掲げる次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百八十四条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定に係る手続の経過

(2) 会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社（法第七百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。）における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定に係る手続の経過

(2) 会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第七百九十九条（債権者の異議）（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

ニ 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ホ 会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をし

一 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社の場合 次に掲げる事項

イ 吸収分割が効力を生じた日

ロ 吸収分割株式会社が掲げる会社法第七百八十五条（反対株主の株式買取請求）及び第七百八十七条（新株予約権買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

ハ 吸収分割承継会社（法第七百七十三条の四第一項第二号に規定する吸収分割承継会社をいう。以下この条において同じ。）における会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七百七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第七百九十九条（債権者の異議）（同法第八百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

ニ 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ホ 会社法第九百二十三条（吸収分割の登記）の変更の登記をし

た日

へ イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合 次に掲げる事項

イ 吸収分割が効力を生じた日

ロ 吸収分割株式会社における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過

(2) 会社法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における次に掲げる手続の経過

(1) 会社法第七百九十六条の二（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

(2) 会社法第七百九十七条（反対株主の株式買取請求）の規定並びに法第七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

二 吸収分割により保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社

社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ホ 会社法第九百二十三条の変更の登記をした日

へ イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な

た日

へ イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

二 吸収分割株式会社が保険業を営む株式会社以外の株式会社の場合 次に掲げる事項

イ 吸収分割が効力を生じた日

ロ 吸収分割株式会社における会社法第七百八十五条、第七百八十七条及び第七百八十九条（債権者の異議）の規定による手続の経過

ハ 保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社における会社法第七百九十七条の規定並びに法第七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

二 吸収分割により保険業を営む株式会社である吸収分割承継会社

社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ホ 会社法第九百二十三条の変更の登記をした日

へ イからホまでに掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な

事項

(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)

第二百五条の五の二 法第七十三條の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一十條第二項(吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割が効力を生じた日

二 吸収分割合同会社(会社法第七百九十三條第二項(持分会社の手続)に規定する吸収分割合同会社をいう。第四号において同じ。)における同項において準用する同法第七百八十九條(債権者の異議)の規定による手続の経過

三 吸収分割承継株式会社における次に掲げる手続の経過

イ 会社法第七百九十六條の二(吸収合併等をやめることの請求()の規定による請求に係る手続の経過

ロ 会社法第七百九十七條(反対株主の株式買取請求)の規定並びに法第七十三條の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

四 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 会社法第九百二十三條(吸収分割の登記)の変更の登記をした日

六 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

事項

(吸収分割承継株式会社の事後開示事項)

第二百五条の五の二 法第七十三條の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八百一十條第二項(吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 吸収分割が効力を生じた日

二 吸収分割合同会社(会社法第七百九十三條第二項(持分会社の手続)に規定する吸収分割合同会社をいう。第四号において同じ。)における同項において準用する同法第七百八十九條(債権者の異議)の規定による手続の経過

三 吸収分割承継株式会社における会社法第七百九十七條(反対株主の株式買取請求)の規定並びに法第七十三條の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

イ 会社法第七百九十六條の二(吸収合併等をやめることの請求()の規定による請求に係る手続の経過

ロ 会社法第七百九十七條(反対株主の株式買取請求)の規定並びに法第七十三條の四第一項から第七項まで及び第九項の規定による手続の経過

四 吸収分割により吸収分割承継株式会社が吸収分割合同会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 会社法第九百二十三條(吸収分割の登記)の変更の登記をした日

六 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第二百五条の五の三 法第七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一号(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日

二 会社法第八十五条の二(新設合併等をやめることの請求)の規定による請求に係る手続の経過

三 会社法第八十六条(反対株主の株式買取請求)及び第八十八条(新株予約権買取請求)の規定並びに法第七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項の規定又は会社法第八十条(債権者の異議)(同法第八十三条第二項において準用する場合を含む)の規定による手続の経過

四 新設分割により新設分割設立会社(会社法第七百六十三条第一項(株式会社を設立する新設分割計画)に規定する新設分割設立会社をいう。)が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(清算相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第一百十条の二 法第八十条の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

(新設分割株式会社の事後開示事項)

第二百五条の五の三 法第七十三条の四第十一項の規定により読み替えて適用する会社法第八十一条第一号(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日

(新設)

二 会社法第八十六条(反対株主の株式買取請求)及び第八十八条(新株予約権買取請求)の規定並びに法第七十三条の四第一項から第七項まで及び第九項又は会社法第八十条(債権者の異議)(同法第八十三条第二項(持分会社の手続)において準用する場合を含む)の規定による手続の経過

三 新設分割により新設分割設立会社(会社法第七百六十三条(株式会社を設立する新設分割計画)に規定する新設分割設立会社をいう。)が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

(清算相互会社の業務の適正を確保するための体制)

第一百十条の二 法第八十条の八第三項第四号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

<p>一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制</p> <p>五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項</p> <p>六 監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項</p> <p>七 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</p> <p>九 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>十 第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>2 清算人が二人以上ある清算相互会社である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。</p> <p>(清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制)</p>	<p>一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制</p> <p>五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>六 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>七 その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>2 清算人が二人以上ある清算相互会社である場合には、前項に規定する体制には、業務の決定が適正に行われることを確保するための体制を含むものとする。</p> <p>(清算人会設置相互会社の業務の適正を確保するための体制)</p>
--	---

第一百十條の四 法第八十條の十四第六項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

六 監査役の第四号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

七 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

八 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

九 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務に処理に係る方針に関する事項

十 第四号から前号までに掲げる体制のほか、監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

(総資産額)

第一百十四條の二 法第八十四條において読み替えて準用する会社法

第一百十條の四 法第八十條の十四第六項第六号に規定する内閣府令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 清算人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

四 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

五 前号の使用人の清算人からの独立性に関する事項

(新設)

六 清算人及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(新設)

(新設)

七 その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制

(総資産額)

第一百十四條の二 法第八十四條において読み替えて準用する会社法

第五百三十六条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）に規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

（債権者集会の招集の決定事項）

第百四十四条の三 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条の規定により債権者集会参考書類に記載すべき事項（同条第一項第一号に掲げる事項を除く。）
- 二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款（債権者集会）の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三 一の協定債権者（法第百八十四条において準用する会社法第五百十七條第一項（相殺の禁止）に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。）が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六條第一項（書面による議決権

第五百三十六條第一項第二号（事業の譲渡の制限等）に規定する内閣府令で定める方法は、法第百八十条の十七において準用する会社法第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）の規定により作成した貸借対照表の資産の部に計上した額を総資産額とする方法とする。

（債権者集会の招集の決定事項）

第百四十四条の三 法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百四十八条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 次条の規定により債権者集会参考書類に記載すべき事項（同条第一項第一号に掲げる事項を除く。）
- 二 書面による議決権の行使の期限（債権者集会（法第百八十四条において準用する会社法第二編第九章第二節第八款（債権者集会）の規定の適用のある債権者の集会をいう。以下この節において同じ。）の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第五百四十九条第一項（債権者集会の招集の通知）の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

三 一の協定債権者が同一の議案につき法第百八十四条において準用する会社法第五百五十六條第一項（書面による議決権の行使）（法第百八十四条において準用する会社法第五百四十八條第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあっては、同法第五百五十六

の行使) (法第百八十四条において準用する会社法第百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、同法第百五十六条第一項又は第百五十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使))の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第百四十四条の五第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第百八十四条において準用する会社法第百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第百四十九条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ロ 法第百八十四条において準用する会社法第百四十九条第二項の承諾をした協定債権者の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十四条において準用する会社法第百五十条第一項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)の規定による議決権行使書面(法第百八十四条において準用する会社法第百五十条第一項に規定する議決権行使書面をいう。第百四十四条の五において同じ。)の交付(当該交付に代えて行つた法第百八十四条において読み替へて準用する会社法第百五十

条第一項又は第百五十七条第一項(電磁的方法による議決権の行使))の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該協定債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第百四十四条の五第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第百八十四条において準用する会社法第百四十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限(債権者集会の日時以前の時であつて、法第百八十四条において準用する会社法第百四十九条第一項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。)

ロ 法第百八十四条において準用する会社法第百四十九条第二項の承諾をした協定債権者(法第百八十四条において準用する会社法第百五十七条第一項(相殺の禁止))に規定する協定債権者をいう。以下この節において同じ。)の請求があつた時に当該協定債権者に対して法第百八十四条において準用する会社法第百五十条第一項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)の規定による議決権行使書面(法第百八十四条において準用する会社法第百五十条第一項に規定する議決権行使

十条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第一百七十五条の二 第一百十条の二、第一百十条の四から第一百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一條(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(外国相互会社の財産についての清算に関する事項)

第一百七十六条の二 第一百十条の二、第一百十条の四から第一百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質

書面をいう。第百十四条の五において同じ。)の交付(当該交付に代えて行う法第百八十四条において読み替えて準用する会社法第五百五十條第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

(外国保険会社等の財産についての清算に関する事項)

第一百七十五条の二 第一百十条の二、第一百十条の四から第一百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないものを除き、法第二百十二条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号(業務の執行)、第四百八十九条第六項第六号(清算人会の権限等)、第四百九十二条第一項(財産目録等の作成等)、第五百三十六條第一項第二号(事業の譲渡の制限等)、第五百四十八條第一項第四号(債権者集会の招集等の決定)、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項(債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等)、第五百五十六條第二項(書面による議決権の行使)、第五百五十七條第一項(電磁的方法による議決権の行使)並びに第五百六十一條(議事録)の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

(外国相互会社の財産についての清算に関する事項)

第一百七十六条の二 第一百十条の二、第一百十条の四から第一百十条の七まで及び第百十四条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質

上許されないものを除き、法第二百十三条において読み替えて準用する会社法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産についての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六
条第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八
条第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十
条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び
議決権行使書面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議
決権の行使）、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の
行使）並びに第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定
めるべき事項について準用する。

（特定法人等の清算に関する規定の準用）

第九十四条 第七十四条の規定は法第二百三十五条第二項の規定
により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合について
、第七十五条の規定は法第二百三十五条第四項において準用する
法第七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第
二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請について、第百
七十七条の規定は清算に係る免許特定法人及び引受社員
の清算人について、それぞれ準用する。

2 第一百条の二、第一百条の四から第一百条の七まで及び第百十四
条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないも

上許されないものを除き、法第二百十三条において読み替えて準用
する会社法第八百二十二条第三項（日本にある外国会社の財産につ
いての清算）において準用する会社法第四百八十二条第三項第四号
（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等
）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六
条第一項第二号（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八条第一項第
四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十
条第一項、第五百五十一条第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書
面の交付等）、第五百五十六条第二項（書面による議決権の行使）
、第五百五十七条第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに
第五百六十一条（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項
について準用する。

（特定法人等の清算に関する規定の準用）

第九十四条 第七十四条の規定は法第二百三十五条第二項の規定
により利害関係人が清算人の選任又は解任を請求する場合について
、第七十五条の規定は法第二百三十五条第四項において準用する
法第七十八条の規定により読み替えて適用する会社法第五百条第
二項（債務の弁済の制限）の規定による許可の申請について、第百
七十七条の規定は清算に係る免許特定法人及び引受社員
の清算人について、それぞれ準用する。

2 第一百条の二、第一百条の四から第一百条の七まで及び第百十四
条の二から第百十四条の八までの規定は、その性質上許されないも

のを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号及び第三号イ（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（総代理店の届出事項等）

第九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 総代理店にならうとする旨

二 商号

三 資本金の額

四 取締役（指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

五 会計参与設置会社であるときは、会計参与の履歴書

六 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、

監査役の履歴書

のを除き、法第二百三十五条第四項において読み替えて準用する会社法第四百八十二条第三項第四号（業務の執行）、第四百八十九条第六項第六号（清算人会の権限等）、第四百九十二条第一項（財産目録等の作成等）、第五百三十六條第一項第二号（事業の譲渡の制限等）、第五百四十八條第一項第四号（債権者集会の招集等の決定）、第五百五十條第一項、第五百五十一條第一項及び第二項（債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）、第五百五十六條第二項（書面による議決権の行使）、第五百五十七條第一項（電磁的方法による議決権の行使）並びに第五百六十一條（議事録）の規定により内閣府令で定めるべき事項について準用する。

（総代理店の届出事項等）

第九十五条 法第二百三十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 総代理店にならうとする旨

二 商号

三 資本金の額

四 取締役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

五 会計参与設置会社であるときは、会計参与の履歴書

六 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、

監査役の履歴書

- 七 本店及び支店の所在地
- 八 業務の内容
- 九 引受社員の日本に所在する財産の管理の方法

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になる
うとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為
により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する
者になるうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受
けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融
庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であ
ること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該
書類に相当する書類)
- イ 定款
- ロ 法人の登記事項証明書
- ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役
、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴
書
- ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
- ホ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権
を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が

- 七 本店及び支店の所在地
- 八 業務の内容
- 九 引受社員の日本に所在する財産の管理の方法

(保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になる
うとする場合の認可の申請等)

第二百九条 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為
により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する
者になるうとする会社その他の法人は、同項の規定による認可を受
けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融
庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 当該法人に関する次に掲げる書類(当該法人が外国の法人であ
ること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該
書類に相当する書類)
- イ 定款
- ロ 法人の登記事項証明書
- ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び
執行役)の履歴書
- ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
- ホ その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権
を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(当該者が

法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

へ 当該認可に係る法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

ト 主たる事務所の位置を記載した書類

チ 業務の内容を記載した書類

リ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

又 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

ル その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

ヲ その子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。以下この条において同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネット

法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

へ 当該認可に係る法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面を含む。）

ト 主たる事務所の位置を記載した書類

チ 業務の内容を記載した書類

リ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

又 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

ル その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

ヲ その子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。以下この条において同じ。）の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

三 当該認可後五営業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネット

プレゼントバリュー（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該保険会社の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁

プレゼントバリュー（当該議決権の保有を直接又は間接の原因とする収入又は支出の増加及び減少のそれぞれを当該議決権の取得資金に係るそれぞれに対応する期間の金利を用いて現在価値として割り引いて得た値を合計した値をいう。第三項において同じ。）を記載した書類

四 前号のネットプレゼントバリューに係るストレステスト（ネットプレゼントバリューの計算の前提となる事項について当該事項の過去の一定期間の変化その他の合理的な範囲での変化があったものとして、当該ネットプレゼントバリューとは異なる値を別途計算することをいう。第三項において同じ。）の結果を記載した書類

五 当該認可後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針（当該関係が当該保険会社の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三項において同じ。）

六 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する者になろうとする者（前項に規定する者を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に前項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付して金融庁

長官に提出しなければならない。

- 一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類
 - 二 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類
 - 三 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
 - 四 その他法第二百七十一条の十一第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
- イ 定款
- ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴

長官に提出しなければならない。

- 一 当該者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及び営んでいる事業又は職業を記載した書類
 - 二 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類
 - 三 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類
 - 四 その他法第二百七十一条の十一第二号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 3 法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する会社その他の法人の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この項において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書類（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
- イ 定款
- ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

書

八 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

二 その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。以下同じ。））、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることが出来る書類

リ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

又 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

八 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

二 その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類

ホ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転（法第九十六条の八第一項に規定する組織変更株式移転を含む。以下同じ。））、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

ヘ 主たる事務所の位置を記載した書類

ト 業務の内容を記載した書類

チ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることが出来る書類

リ 当該保険会社の議決権の保有に係る体制を記載した書類

又 その保有する当該保険会社の議決権の数及び当該認可後に取得又は保有しようとする当該保険会社の議決権の数を記載した書類

ル その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書類

<p>三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンツバリユーを記載した書類</p> <p>四 前号のネットプレゼンツバリユーに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>五 当該設立後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>六 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十一各号に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該保険会社の議決権を取得又は保有する目的が保険会社の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該保険会社と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。</p> <p>二 当該保険会社の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該保険会社の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること</p>	<p>三 当該設立後五事業年度におけるその保有する当該保険会社の議決権に係るキャッシュ・フローの見込み及び当該見込みのネットプレゼンツバリユーを記載した書類</p> <p>四 前号のネットプレゼンツバリユーに係るストレステストの結果を記載した書類</p> <p>五 当該設立後に当該保険会社との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>六 その他法第二百七十一条の十一第一号に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類</p> <p>4 金融庁長官は、前三項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十一各号に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。</p> <p>一 当該認可の申請をした者又は当該認可を受けて設立される法人（以下この項において「申請者等」という。）が当該保険会社の議決権を取得又は保有する目的が保険会社の公共性を損なわないことが明らかであり、かつ、当該申請者等の財産及び収支の状況、当該保有に基づき当該申請者等が当該保険会社と有する関係その他の当該保有に係る事由により当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営が損なわれるおそれが極めて少ないと認められる体制が整備されていること。</p> <p>二 当該保険会社の議決権の保有に係る体制等に照らし、申請者等が当該保険会社の的確かつ公正な経営管理の遂行を妨げないことが明らかであり、かつ、十分な社会的信用を有する者であること</p>
---	---

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

6 前項の規定は、令第三十七条の五の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

5 法第二百七十一条の十第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 担保権の実行による株式の取得

二 代物弁済の受領による株式の取得

三 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

四 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

五 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

六 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

6 前項の規定は、令第三十七条の五の四第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ 会計監査人の履歴書

ヘ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 当該認可に係る法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

チ 主たる事務所の所在地を記載した書類

(保険会社を子会社とする持株会社になろうとする場合の認可の申請等)

第二百十条の三 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になろうとする会社は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該会社に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 会社の登記事項証明書

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の履歴書

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ホ 会計監査人の履歴書

ヘ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ト 当該認可に係る法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

チ 主たる事務所の所在地を記載した書類

リ 業務の内容を記載した書類

又 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書類

ル 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

ヲ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 前号リ及び又に掲げる書類

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十条の八第二項第二号口、第二百十条の十の二第一項第三号口（⁷）、第二百十条の十一の三第二項、第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号並びに第二百十条の十三第一項第六号において同じ。）の見込みを記

リ 業務の内容を記載した書類

又 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書類

ル 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類

ヲ 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

三 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 前号リ及び又に掲げる書類

四 当該認可後五事業年度における当該会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十一条の二十八の二に規定する保険持株会社の子会社である保険会社における保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。次項第四号及び第三項第二号、第二百十条の八第二項第二号口、第二百十条の十の二第一項第三号口（⁷）、第二百十条の十一の三第二項、第二百十条の十二第一項第十号、第二百十条の十二の三第一項第九号並びに第二百十条の十三第一項第六号において同じ。）の見込みを記

載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ 会計監査人の履歴書

ホ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

）

載した書類

五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 法第二百七十一条の十八第一項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

イ 定款

ロ 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

ハ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

ニ 会計監査人の履歴書

ホ 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

ヘ 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあっては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

）

-
- ト 主たる事務所の所在地を記載した書類
 - チ 業務の内容を記載した書類
 - リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
 - 又 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
 - ル 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類
 - イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - ハ 業務の内容を記載した書類
 - ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
 - 四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類
 - 五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書類
-

- ト 主たる事務所の所在地を記載した書類
 - チ 業務の内容を記載した書類
 - リ 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
 - 又 当該設立会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
 - ル 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類
 - 三 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類
 - イ 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
 - ロ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
 - ハ 業務の内容を記載した書類
 - ニ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他の当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
 - 四 当該設立後五事業年度における設立会社及びその子会社の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類
 - 五 その他法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書類
-

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 保険会社の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得
- 三 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 当該認可の申請をした会社又は当該認可を受けて設立される会社（以下この項において「申請者等」という。）及びその子会社の収支が当該認可後又は設立後五事業年度において良好に推移することが見込まれること。

二 申請者等及びその子会社等の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率が当該認可後又は設立後五事業年度において適正な水準となることが見込まれること。

三 保険会社の業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は従業員の確保の状況、子会社の経営管理に係る体制等に照らし、申請者等が、その子会社であり、又はその子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に遂行することができ、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

4 法第二百七十一条の十八第一項第一号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 担保権の実行による株式の取得
- 二 代物弁済の受領による株式の取得
- 三 有価証券関連連業を行う金融商品取引業者が業務として株式を取得する場合におけるその業務の実施

四 当該保険会社の議決権を行使することができない株式に係る議決権の取得によるその総株主の議決権に占める保有する議決権の

割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

六 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額
- 三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、

割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 当該保険会社が株式の転換を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加（当該保険会社の議決権の保有者になろうとする者の請求による場合を除く。）

六 当該保険会社が株式の併合若しくは分割又は株式無償割当てを行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

七 当該保険会社が定款の変更による株式に係る権利の内容又は一単元の株式の数を変更したことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

八 当該保険会社が自己の株式の取得を行ったことによるその総株主の議決権に占める保有する議決権の割合の増加

5 前項の規定は、令第三十七条の五の六第一号に規定する内閣府令で定める事由について準用する。

（保険持株会社の子会社に係る承認の申請）

第二百十條の八 法第二百七十一條の二十二第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に掲げる事項とする。

- 一 商号又は名称
- 二 資本金の額
- 三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執

<p>指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役（の氏名</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称</p> <p>五 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>六 業務の内容</p> <p>2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書類</p> <p>ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>（1）株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>（2）株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面</p> <p>（3）株式交換費用を記載した書類</p>	<p>行役）の氏名</p> <p>四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称</p> <p>五 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>六 業務の内容</p> <p>2 法第二百七十一条の二十二第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 当該保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 当該保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができるとする書類</p> <p>ロ 当該承認後における当該保険持株会社及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類</p> <p>ハ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社対象保険会社等を子会社とする場合には、次に掲げる書類</p> <p>（1）株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面</p> <p>（2）株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面</p> <p>（3）株式交換費用を記載した書類</p>
--	---

- 三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- 四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 3 前二項の規定は、法第二百七十一条の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）
- ロ 資本金の額及び発行済株式の総数
- ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
- (2) 各株主の持株数
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
- 二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名

- 三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- 四 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類
- 3 前二項の規定は、法第二百七十一条の二十二第四項ただし書の規定による承認について準用する。

(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二百十条の十の二 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織（保険持株会社の子会社等（法第二百七十一条の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）
- ロ 資本金の額及び発行済株式の総数
- ハ 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項
- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）
- (2) 各株主の持株数
- (3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合
- 二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名及び役職名

及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
へ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織
の構成

ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事業所の所在地

(3) 資本金又は出資金の額

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総
出資者の議決権に占める割合

(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当
該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占
める割合

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項とし
て次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標
として次に掲げる事項

(1) 経常収益

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称
へ 会計監査人の氏名又は名称

二 保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ 保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織
の構成

ロ 保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項

(1) 名称

(2) 主たる営業所又は事業所の所在地

(3) 資本金又は出資金の額

(4) 事業の内容

(5) 設立年月日

(6) 保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総
出資者の議決権に占める割合

(7) 保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当
該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占
める割合

三 保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項とし
て次に掲げるもの

イ 直近の営業又は事業年度における事業の概況

ロ 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標
として次に掲げる事項

(1) 経常収益

<p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <p>四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸付金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金</p> <p>ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二 各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）。</p> <p>ニ 保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額</p>	<p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <p>四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸付金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金</p> <p>ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二 各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）。</p> <p>ニ 保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額</p>
--	--

<p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <p>四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸付金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金</p> <p>ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二 各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）。</p> <p>ニ 保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額</p>	<p>(2) 経常利益又は経常損失</p> <p>(3) 当期純利益又は当期純損失</p> <p>(4) 包括利益</p> <p>(5) 純資産額</p> <p>(6) 総資産額</p> <p>(7) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率</p> <p>四 保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書</p> <p>ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p> <p>(1) 破綻先債権に該当する貸付金</p> <p>(2) 延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金</p> <p>(4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金</p> <p>ハ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十一条の二十八の二 各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）及び保険持株会社の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（法第百三十条各号に掲げる額を含む。）。</p> <p>ニ 保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額</p>
--	--

(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二(公認会計士又は監査法人による監査証明)の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 前項の規定にかかわらず、外国所在保険持株会社は、当該外国所在保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類(日本語以外で記載されたものを含む。)を当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所(外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書につ

(以下この号において「経常収益等」という。)として算出したもの(各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。)

ホ 保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 事業年度の末日において、当該保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象(以下この号において「重要事象等」という。)が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 前項の規定にかかわらず、外国所在保険持株会社は、当該外国所在保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類(日本語以外で記載されたものを含む。)を当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所(外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及び損益計算書につ

いて日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が

、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約の内容を記載した書面

五 合併費用を記載した書類

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ること

いて日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該保険持株会社の子会社である保険会社の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（保険持株会社に係る合併の認可の申請）

第二百十条の十二 保険持株会社は、法第二百七十一条の三十一第一項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

三 前号に規定する場合において、合併後存続する保険持株会社が

、合併により消滅する会社の株主又は社員に対して交付すべき金銭等（金銭その他の財産をいう。）の額を定めたときは、最終の貸借対照表

四 合併契約の内容を記載した書面

五 合併費用を記載した書類

六 当該保険持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ること

ができる書面

七 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
八の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
九 独占禁止法第十五条第二項（合併の制限）の規定による届出をしたことを証明する書類

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（監査

ができる書面

七 会社法第七百八十九条第二項（債権者の異議）若しくは第七百九十九条第二項（債権者の異議）又は第八百十条第二項（債権者の異議）の規定による公告及び催告（同法第七百八十九条第三項若しくは第七百九十九条第三項又は第八百十条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

八 合併により消滅する会社又は株式の併合をする会社が株券発行会社であるときは、会社法第二百十九条第一項本文（株券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該株式の全部について株券を発行していないことを証する書面
八の二 合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、会社法第二百九十三条第一項（新株予約権証券の提出に関する公告等）の規定による公告をしたことを証する書面又は同項に規定する新株予約権証券を発行していないことを証する書面
九 独占禁止法第十五条第二項（合併の制限）の規定による届出をしたことを証明する書類

十 合併後存続する保険持株会社の定款、取締役及び監査役（委員

等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

十一 合併後存続する保険持株会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の履歴書

十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

十三 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十四 合併後存続する保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十五 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十六 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百七十一条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十七 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考とな

会設置会社にあつては、取締役及び執行役の履歴書並びに事務所の所在地を記載した書類並びに合併後における保険持株会社及びその子会社等の収支及び保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の見込みを記載した書類

十一 合併後存続する保険持株会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の履歴書

十二 合併後存続する保険持株会社の会計監査人の履歴書

十三 合併の当事者の一部が保険持株会社でない場合には、当該保険持株会社でない当事者の従前の定款並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

十四 合併後存続する保険持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書類

十五 保険会社の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

十六 合併後存続する保険持株会社が当該合併により法第二百七十一条の二十二第一項の承認を受けなければ子会社とすることができない会社を子会社とする場合には、当該会社に関する第二百七十一条の八第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第三号に掲げる書類

十七 その他法第二百七十一条の三十一第四項において準用する法第二百七十一条の十九第一項に規定する審査をするため参考とな

るべき事項を記載した書類

- 2 第二十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一條の三十一第四項において準用する法第二百七十一條の十九第一項に規定する審査について準用する。

(届出事項)

- 第二十條の十四 法第二百七十一條の三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
 - 二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合
- 2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 定款（外国所在保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
 - 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
 - 三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に從事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に從事する取締役又は監査等委員（保険持株会社の常務に從事する取締役又は指名委員会等設置会社にあつては保険持株会社の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「

るべき事項を記載した書類

- 2 第二十條の三第三項の規定は、前項の規定による認可の申請に係る法第二百七十一條の三十一第四項において準用する法第二百七十一條の十九第一項に規定する審査について準用する。

(届出事項)

- 第二十條の十四 法第二百七十一條の三十二第一項第七号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
 - 二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合
- 2 法第二百七十一條の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - 一 定款（外国所在保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
 - 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
 - 三 保険持株会社を代表する取締役、保険持株会社の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、保険持株会社の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険持株会社の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

役員等」という。)を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の一 役員等の選退任があつた場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在保険持株会社の役員等の選退任があつた場合(外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事

三の一 役員等の選退任があつた場合(役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の三 外国所在保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者若しくは当該外国所在保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役員若しくはこれらに類する職にある者(以下この号及び次号において「外国所在保険持株会社の役員等」という。)を選任しようとする場合又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の四 外国所在保険持株会社の役員等の選退任があつた場合(外国所在保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事

情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。)を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合(法第二百七十一条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。)

七 保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により

情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

五 保険持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第二百十条の九第一項各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十一条の三十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。)を子会社とした場合

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた場合(法第二百七十一条の三十二第二項第二号及び第四号の場合を除く。)

七 保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項(計算書類等の作成及び保存)の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により

作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

九 第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 会社の登記事項証明書

二 事業計画書

三 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五号において同じ。）並びに保険計理人の履歴書

作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合

九 第二百十条の十一の四第一号又は第五号に掲げる額を算出するため、金融庁長官の定める算出方法を用いようとする場合

十 前号に規定する保険持株会社の子会社等の定める算出方法の使用を中断し、又は当該算出方法に重大な変更を加えた場合

3 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、法第二百七十一条の三十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 会社の登記事項証明書

二 事業計画書

三 直近の日計表その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

四 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五号において同じ。）並びに保険計理人の履歴書

四の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

五 取締役及び監査役（会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この号において同じ。）が法第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

六 保険計理人が第二百十一条の四十九に規定する要件に該当することを証する書面

七 法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人の意見書（第二百十一条の五十四各号に掲げる基準に従い作成されたものに限る。）

八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有する株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあつては、社員になろうとする者の名簿）

九 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九の二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

- イ 指定少額短期保険業務紛争解決機関（法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に規定する指定少額短期保険業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百十一条の三十七第一項第四号八において同じ。）が存在する場合 法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施

四の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

五 取締役及び監査役（会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。以下この号において同じ。）が法第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを当該取締役及び監査役が誓約する書面

六 保険計理人が第二百十一条の四十九に規定する要件に該当することを証する書面

七 法第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについての保険計理人の意見書（第二百十一条の五十四各号に掲げる基準に従い作成されたものに限る。）

八 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権を保有する株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面（相互会社の場合にあつては、社員になろうとする者の名簿）

九 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類

九の二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

- イ 指定少額短期保険業務紛争解決機関（法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に規定する指定少額短期保険業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百十一条の三十七第一項第四号八において同じ。）が存在する場合 法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施

基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第二百十一条の八、第二百十一条の三十五、第二百十一条の六十及び第二百十一条の六十七において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十 純資産額及びその算出根拠を記載した書面

十一 登録申請者が子会社等（法第二百七十二条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第二百十一条の八、第二百十一条の三十五、第二百十一条の六十及び第二百十一条の六十七において同じ。）を有する場合には、次に掲げる書類

イ 当該子会社等の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 当該子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

ハ 当該子会社等の業務の内容を記載した書類

ニ 当該子会社等の最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の当該子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

十二 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二百十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(指名委員会等設置会社)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに対し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

(取締役等の兼職の承認の申請等)

第二百十一条の二十三 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(委員会設置会社)にあつては、執行役。次項において同じ。)は、法第二百七十二条の十第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、当該少額短期保険業者を經由して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 履歴書

三 少額短期保険業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

四 少額短期保険業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

五 当該他の会社の定款(これに準ずるものを含む。)、最終の貸借対照表、損益計算書、事業報告書、株主資本等変動計算書(相互会社にあつては、剰余金の処分又は損失の処理に関する書面及び基金等変動計算書)その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該承認の申請に係る取締役が少額短期保険業者の常務に従事することに対し、当該承認の申請に係る兼職を行うことが何らの支障を及ぼすおそれのないものであるかどうかを審査するものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる
事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)

(2) 各基金拠出者の基金拠出額

(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

ニ 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役及び指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法
第一百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる
事項とする。

一 少額短期保険業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 経営の組織

ロ 株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

ハ 相互会社にあつては、基金拠出額の多い順に五以上の基金拠出者に関する次に掲げる事項

(1) 氏名(基金拠出者が法人その他の団体である場合には、その名称)

(2) 各基金拠出者の基金拠出額

(3) 基金の総額に占める各基金拠出額の割合

ニ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名及び役職名

ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

- 二 少額短期保険業者の主要な業務の内容
- 三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項
 - イ 直近の事業年度における業務の概況
 - ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純利益又は当期純損失）
 - (4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）
 - (5) 純資産額（法第二百七十二条の四第一項第三号の純資産額をいう。）
 - (6) 総資産額
 - (7) 責任準備金残高
 - (8) 有価証券残高
 - (9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。）
 - (10) 配当性向（株式会社である少額短期保険業者に限る。）
 - (11) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した

- 二 少額短期保険業者の主要な業務の内容
- 三 少額短期保険業者の主要な業務に関する次に掲げる事項
 - イ 直近の事業年度における業務の概況
 - ロ 直近の三事業年度における主要な業務の状況を示す指標等として次に掲げる事項
 - (1) 経常収益
 - (2) 経常利益又は経常損失
 - (3) 当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純利益又は当期純損失）
 - (4) 資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）
 - (5) 純資産額（法第二百七十二条の四第一項第三号の純資産額をいう。）
 - (6) 総資産額
 - (7) 責任準備金残高
 - (8) 有価証券残高
 - (9) 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（少額短期保険業者に係る同条各号に掲げる額を用いて定めたものに限る。）に係る算式により得られる比率をいう。）
 - (10) 配当性向（株式会社である少額短期保険業者に限る。）
 - (11) 相互会社にあつては、第三十条の四の規定により計算した

<p>額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合</p> <p>(12) 従業員数</p> <p>(13) 正味収入保険料の額</p> <p>八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項</p> <p>二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項</p> <p>四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の体制</p> <p>ロ 法令遵守の体制</p> <p>八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p>	<p>額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合</p> <p>(12) 従業員数</p> <p>(13) 正味収入保険料の額</p> <p>八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項</p> <p>二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項</p> <p>四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の体制</p> <p>ロ 法令遵守の体制</p> <p>八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p>
--	--

<p>額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合</p> <p>(12) 従業員数</p> <p>(13) 正味収入保険料の額</p> <p>八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項</p> <p>二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項</p> <p>四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の体制</p> <p>ロ 法令遵守の体制</p> <p>八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p>	<p>額に占める第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金及び同項第二号の社員配当平衡積立金に積み立てる額の合計額の割合</p> <p>(12) 従業員数</p> <p>(13) 正味収入保険料の額</p> <p>八 直近の二事業年度における業務の状況を示す指標等として別表に掲げる事項</p> <p>二 責任準備金の残高として別表に掲げる事項</p> <p>四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の体制</p> <p>ロ 法令遵守の体制</p> <p>八 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>五 少額短期保険業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p>
--	--

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）

八 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

二 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二（公認会計士又は監査法人による監査証明）の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよう

イ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条各号に掲げる額に係る細目として別表に掲げる額を含む。）

八 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1) 有価証券

(2) 金銭の信託

二 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項の規定により公衆の縦覧に供する書類について会社法（相互会社にあつては、法）による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ホ 少額短期保険業者が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分計算書又は損失処理計算書及び基金等変動計算書）について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

六 事業年度の末日において、当該少額短期保険業者が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるよう

な事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

- 2 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所を除く。）とする。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 少額短期保険業者である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査等委員（少額短期保険業者の常務に從事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては少額短期保険業者の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しよう

な事象又は状況その他当該少額短期保険業者の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

- 2 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所を除く。）とする。

（届出事項等）

第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 少額短期保険業者である株式会社が新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

二 少額短期保険業者を代表する取締役、少額短期保険業者の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、少額短期保険業者の常務に從事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険業者の常務に從事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

とする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する
場合を除く。）

二の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役
員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届
出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある
場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ
うとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に
、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとし
る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事
情がある場合に限る。）

三 少額短期保険業者を子会社とする者に変更があつた場合

四 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変
更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた
場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会
社でなくなつたことについて同号の届出をしなければならぬと
されるものを除く。）

五 第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者に該当する者（次
号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有する
こととなつた場合

六 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

七 少額短期保険業者の特殊関係者がその業務の内容を変更するこ

二の二 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役
員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届
出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある
場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しよ
うとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に
、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとし
る旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事
情がある場合に限る。）

三 少額短期保険業者を子会社とする者に変更があつた場合

四 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容を変
更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなつた
場合（法第二百七十二条の二十一第一項第二号の規定により子会
社でなくなつたことについて同号の届出をしなければならぬと
されるものを除く。）

五 第二百十一条の三十六第三項各号に掲げる者に該当する者（次
号及び第七号において「特殊関係者」という。）を新たに有する
こととなつた場合

六 その特殊関係者が特殊関係者でなくなつた場合

七 少額短期保険業者の特殊関係者がその業務の内容を変更するこ

ととなつた場合

八 第二百十一条の四十六第一項第二号に規定する異常危険準備金について同条第二項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

九 少額短期保険業者が第二百十一条の四十六第一項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官等に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

十 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十一 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十二 少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類につ

ととなつた場合

八 第二百十一条の四十六第一項第二号に規定する異常危険準備金について同条第二項に規定する金融庁長官が定める積立てに関する基準によらない積立てを行おうとする場合又は取崩しを行おうとする場合

九 少額短期保険業者が第二百十一条の四十六第一項の規定により責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官等に届け出なければならぬ場合として金融庁長官が定める場合

十 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実に資するものとして金融庁長官が定める社債に該当するものをいう。次号において同じ。）を発行しようとする場合

十一 劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

十二 少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類につ

いて縦覧を開始した場合

十三 会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

十四 少額短期保険業者、その子会社又は業務の委託先（第四項において「少額短期保険業者等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該少額短期保険業者が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十五 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第八号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

いて縦覧を開始した場合

十三 会社法第百五十六条第一項（株式の取得に関する事項の決定）（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

十四 少額短期保険業者、その子会社又は業務の委託先（第四項において「少額短期保険業者等」という。）において不祥事件（業務の委託先にあつては、当該少額短期保険業者が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知った場合

十五 第二百十二条の六の三第二項各号に掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合

2 少額短期保険業者は、法第二百七十二条の二十一第一項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

3 第一項第八号に該当するときの届出は、計算書類の作成後、速やかに、当該計算書類を添付して行うものとする。

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等（少額短期保険業者の業務の委託先を除く。）の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

<p>一 少額短期保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為</p> <p>二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>五 その他少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの</p> <p>5 第一項第十四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を少額短期保険業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）</p> <p>第二百十一条の七十二 法第二百七十二条の三十二第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十二により当該承認申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する内閣府令で定</p>	<p>一 少額短期保険業者の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為</p> <p>二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為</p> <p>三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為</p> <p>四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の一件当たり百万円以上の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）</p> <p>五 その他少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの</p> <p>5 第一項第十四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を少額短期保険業者が知つた日から三十日以内に行わなければならない。</p> <p>（少額短期保険業者の主要株主基準値以上の議決権の保有者に係る承認申請書の提出等）</p> <p>第二百十一条の七十二 法第二百七十二条の三十二第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十二により当該承認申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する内閣府令で定</p>
--	--

める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 議決権保有割合（法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。）に関する事項
- 二 取得資金に関する事項
- 三 保有の目的に関する事項

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書

面（法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。）

は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

- 一 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ 理由書

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人で

あること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

当該書面に相当する書面）

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
- (4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 議決権保有割合（法第二百七十二条の三十二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。）に関する事項
- 二 取得資金に関する事項
- 三 保有の目的に関する事項

3 法第二百七十二条の三十二第二項に規定する内閣府令で定める書

面（法第二百七十二条の三十一第一項の規定による承認に限る。）

は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる書面とする。

- 一 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）である場合

イ 理由書

ロ 当該法人に関する次に掲げる書面（当該法人が外国の法人で

あること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、

当該書面に相当する書面）

- (1) 定款
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書
- (4) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

- (5) その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (6) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）
- (7) 主たる事務所の位置を記載した書面
- (8) 業務の内容を記載した書面
- (9) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- (10) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書面
- (11) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面
- (12) その子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。以下この

- (5) その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有する者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面
- (6) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会（これらに準ずる機関を含む。）の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録又は取締役会の議事録（これらに準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面を含む。）
- (7) 主たる事務所の位置を記載した書面
- (8) 業務の内容を記載した書面
- (9) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）その他当該法人の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- (10) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書面
- (11) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面
- (12) その子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。以下この

条において同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

八 当該承認後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針(当該関係が当該少額短期保険業者の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三号において同じ。)

二 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

イ 前号イ及びハに掲げる書面

ロ 当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書面

ハ 当該者の最近における財産の状況(当該者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)を知ることができる書面

二 その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面

ホ 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

条において同じ。)の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

八 当該承認後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針(当該関係が当該少額短期保険業者の業務の運営に影響を与える可能性がある場合にあつては、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保するための体制を含む。第三号において同じ。)

二 法第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引又は行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合

イ 前号イ及びハに掲げる書面

ロ 当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書面

ハ 当該者の最近における財産の状況(当該者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)を知ることができる書面

二 その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面

ホ 当該者が総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上の数の議決権を保有する法人の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面

三 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者

である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ 理由書

□ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下口において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

(1) 定款

(2) 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

(4) その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

(6) 主たる事務所の位置を記載した書面

(7) 業務の内容を記載した書面

である会社その他の法人の設立をしようとする場合

イ 理由書

□ 当該承認を受けて設立される会社その他の法人（以下口において「設立法人」という。）に関する次に掲げる書面（当該設立法人が外国の法人であること等の理由により次に掲げる書面の一部がない場合は、当該書面に相当する書面）

(1) 定款

(2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

(4) その総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権を保有することとなる者の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（当該者が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書面

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立法人が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面）

(6) 主たる事務所の位置を記載した書面

(7) 業務の内容を記載した書面

<p>(8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面</p> <p>(9) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書面</p> <p>(10) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面</p> <p>(11) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面</p> <p>八 当該設立後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)</p> <p>第二百十一条の七十五 法第二百七十二条の三十六第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十三により当該申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)</p> <p>は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社にならうとする場合</p>	<p>(8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書面</p> <p>(9) 当該少額短期保険業者の議決権の保有に係る体制を記載した書面</p> <p>(10) その保有する当該少額短期保険業者の議決権の数及び当該承認後に取得又は保有しようとする当該少額短期保険業者の議決権の数を記載した書面</p> <p>(11) その子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の位置及び業務の内容を記載した書面</p> <p>八 当該設立後に当該少額短期保険業者との間に有することを予定する人事、資金、技術、取引等における関係及び当該関係に係る方針</p> <p>(少額短期保険持株会社に係る承認申請書の提出等)</p> <p>第二百十一条の七十五 法第二百七十二条の三十六第一項の規定による承認申請書を提出すべき者は、別紙様式第十六号の二十三により当該申請書を作成し、財務局長等に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二百七十二条の三十六第二項に規定する内閣府令で定める書類(法第二百七十二条の三十五第一項の規定による承認に限る。)</p> <p>は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類とする。</p> <p>一 法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社にならうとする場合</p>
--	--

イ 理由書

□ 当該会社に関する次に掲げる書類

- (1) 会社の登記事項証明書
- (2) 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書
- (3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
- (4) 会計監査人の履歴書
- (5) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
- (6) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (7) 主たる事務所の所在地を記載した書類
- (8) 業務の内容を記載した書類
- (9) 最終の株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面（貸借対照表及び損益計算書を除く。）
- (10) 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
- (11) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の状態を記載した書類

イ 理由書

□ 当該会社に関する次に掲げる書類

- (1) 会社の登記事項証明書
- (2) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書
- (3) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書
- (4) 会計監査人の履歴書
- (5) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面
- (6) 当該承認に係る法第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引又は行為が株主総会又は取締役会の決議を要するものである場合には、これに関する株主総会の議事録、取締役会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- (7) 主たる事務所の所在地を記載した書類
- (8) 業務の内容を記載した書類
- (9) 最終の株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面（貸借対照表及び損益計算書を除く。）
- (10) 当該会社が行う子会社（子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。）の経営管理に係る体制を記載した書類
- (11) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の状態を記載した書類

八 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

(2) 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

(3) 口(8)及び(9)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益計算書

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする

場合

イ 理由書

口 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の履歴書

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

(3) 会計監査人の履歴書

(4) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証

八 当該会社の子会社に関する次に掲げる書類

(1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類

(2) 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書類

(3) 口(8)及び(9)に掲げる書類並びに最終の貸借対照表及び損益計算書

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立しようとする

場合

イ 理由書

口 当該承認を受けて設立される会社（以下この号において「設立会社」という。）に関する次に掲げる書類

(1) 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の履歴書

(2) 会計参与設置会社にあつては、会計参与の履歴書

(3) 会計監査人の履歴書

(4) 主要な株主の商号、名称又は氏名及びその保有する議決権の数を記載した書面

(5) 当該設立が創立総会の決議を要するものである場合には、これに関する創立総会の議事録（当該設立会社が株式移転、合併又は会社分割により設立される場合にあつては、これに関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証

する書面)

- (6) 主たる事務所の所在地を記載した書類
- (7) 業務の内容を記載した書類
- (8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
- (9) 当該設立会社が行う子会社(子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。)の経営管理に係る体制を記載した書類
- (10) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確認の状況を記載した書類

八 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

- (1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
- (2) 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
- (3) 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- (4) 口(7)に掲げる書類

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百一十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に

する書面)

- (6) 主たる事務所の所在地を記載した書類
- (7) 業務の内容を記載した書類
- (8) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類
- (9) 当該設立会社が行う子会社(子会社となる会社を含む。以下この号において同じ。)の経営管理に係る体制を記載した書類
- (10) 少額短期保険業者の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確認の状況を記載した書類

八 当該設立会社の子会社に関する次に掲げる書類

- (1) 商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地を記載した書類
- (2) 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書類
- (3) 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他当該会社の最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面
- (4) 口(7)に掲げる書類

(少額短期保険持株会社の子会社に係る承認の申請)

第二百一十一条の七十九 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、当該承認の申請に係る会社に関する次に

掲げる事項とする。

一 商号又は名称

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

五 主たる営業所又は事務所の所在地

六 業務の内容

2 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

掲げる事項とする。

一 商号又は名称

二 資本金の額

三 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役）の氏名

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名

五 主たる営業所又は事務所の所在地

六 業務の内容

2 法第二百七十二条の三十九第二項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 当該少額短期保険持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該少額短期保険持株会社及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面

ロ 株式交換（法第九十六条の五第一項に規定する組織変更株式交換を含む。）により子会社となる場合には、次に掲げる書類

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容を記載した書面

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

3 前二項の規定は、法第二百七十二条の三十九第四項ただし書の規定による承認について準用する。

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織（少額短期保険持株会社の子会社等（法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）
- ロ 資本金の額及び発行済株式の総数

八 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

二 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役

(3) 株式交換費用を記載した書類

三 当該承認の申請に係る会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況に関する事項を記載した書面

3 前二項の規定は、法第二百七十二条の三十九第四項ただし書の規定による承認について準用する。

(少額短期保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二百十一条の八十二 法第二百七十二条の四十第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 少額短期保険持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項
- イ 経営の組織（少額短期保険持株会社の子会社等（法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く。）の経営管理に係る体制を含む。）
- ロ 資本金の額及び発行済株式の総数

八 持株数の多い順に十以上の株主に関する次に掲げる事項

- (1) 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）

(2) 各株主の持株数

(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合

二 取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び

<p>、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名及び役職名</p> <p>ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称 ヘ 会計監査人の氏名又は名称</p> <p>二 少額短期保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成</p> <p>ロ 少額短期保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 主たる営業所又は事業所の所在地</p> <p>(3) 資本金又は出資金の額</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>(5) 設立年月日</p> <p>(6) 少額短期保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合</p> <p>(7) 少額短期保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合</p> <p>三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標</p>
--

<p>執行役）の氏名及び役職名</p> <p>ホ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称 ヘ 会計監査人の氏名又は名称</p> <p>二 少額短期保険持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成</p> <p>ロ 少額短期保険持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 主たる営業所又は事業所の所在地</p> <p>(3) 資本金又は出資金の額</p> <p>(4) 事業の内容</p> <p>(5) 設立年月日</p> <p>(6) 少額短期保険持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合</p> <p>(7) 少額短期保険持株会社の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合</p> <p>三 少額短期保険持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの</p> <p>イ 直近の事業年度における事業の概況</p> <p>ロ 直近の三連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標</p>

として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期純利益又は当期純損失
- (4) 包括利益
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権に該当する貸付金
- (2) 延滞債権に該当する貸付金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

ハ 少額短期保険持株会社の子会社等である少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

ニ 少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）とし

として次に掲げる事項

- (1) 経常収益
- (2) 経常利益又は経常損失
- (3) 当期純利益又は当期純損失
- (4) 包括利益
- (5) 純資産額
- (6) 総資産額

四 少額短期保険持株会社及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書

ロ 貸付金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権に該当する貸付金
- (2) 延滞債権に該当する貸付金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸付金
- (4) 貸付条件緩和債権に該当する貸付金

ハ 少額短期保険持株会社の子会社等である少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況（法第二百七十二条の二十八において準用する法第百三十条各号に掲げる額を含む。）

ニ 少額短期保険持株会社及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）とし

て算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 事業年度の末日において、当該少額短期保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 前項の規定にかかわらず、外国所在少額短期保険持株会社は、当該外国所在少額短期保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在少額短期保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在少額短期保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及

て算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

ホ 少額短期保険持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第百九十三条の二の規定に基づき公認会計士又は監査法人の証明を受けている場合にはその旨

五 事業年度の末日において、当該少額短期保険持株会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該少額短期保険持株会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 前項の規定にかかわらず、外国所在少額短期保険持株会社は、当該外国所在少額短期保険持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（外国に所在する営業所又は事務所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項に規定する書類が日本語以外で記載されたものである場合には、外国所在少額短期保険持株会社は、当該書類に加え、当該外国所在少額短期保険持株会社に関する事業の概況並びに貸借対照表及

び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（届出事項）

第二百十一条の八十六 法第二百七十二条の四十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
- 二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款（外国所在少額短期保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に從事する取締役又は監査役（監査等委員会設置会社にあつては少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険

び損益計算書について日本語で記載された書類を作成し、当該外国所在少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 法第二百七十二条の四十第一項において準用する法第二百七十一条の二十五第一項に規定する内閣府令で定める場所は、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の営業所又は事務所（本店、支店及び外国に所在する営業所又は事務所を除く。）とする。

（届出事項）

第二百十一条の八十六 法第二百七十二条の四十二第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合
- 二 氏名若しくは名称を変更し、又は住所、居所、主たる営業所若しくは事務所の設置、位置の変更若しくは廃止をした場合

2 法第二百七十二条の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 定款（外国所在少額短期保険持株会社にあつては定款又はこれに準ずる定め）を変更した場合
- 二 新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合

三 少額短期保険持株会社を代表する取締役、少額短期保険持株会社の常務に從事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、少額短期保険持株会社の常務に從事する取締役、代表執行役

持株会社の常務に従事する取締役又は監査等委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）、指名委員会等設置会社にあつては少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の一 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の二 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情が

、執行役又は監査委員（少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役を除く。）。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の一 役員等の選退任があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の二 外国所在少額短期保険持株会社を代表する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者又は当該外国所在少額短期保険持株会社の常務に従事する取締役若しくは執行役若しくはこれらに類する職にある者（以下この号及び次号において「外国所在少額短期保険持株会社の役員等」という。）を選任しようとする場合又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任があつた場合（外国所在少額短期保険持株会社の役員等の選退任の前に、外国所在少額短期保険持株会社の役員等を選任しようとする旨又は外国所在少額短期保険持株会社の役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情が

ある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

五 第二百十一条の八十各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十二条の四十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。)

(を子会社とした場合)

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十二条の四十二第二

ある場合に限る。)

三の五 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の六 会計参与の選退任があつた場合(会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

三の七 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合(次号に該当する場合を除く。)

三の八 会計監査人の選退任があつた場合(会社法第三百三十八条第二項(会計監査人の任期)の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。)

四 事務所の設置、所在地の変更又は廃止をしようとする場合

五 第二百十一条の八十各号に掲げる事由により他の会社(法第二百七十二条の四十二第二項第三号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならいとされるものを除く。)

(を子会社とした場合)

六 その子会社が商号若しくは名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の所在地を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合(法第二百七十二条の四十二第二

項第二号及び第四号の場合を除く。）

七 少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による保険業の免許 百二十日
- 二 法第八条第一項の規定による取締役（指名委員会等設置会社に

項第二号及び第四号の場合を除く。）

七 少額短期保険持株会社が会社法第四百三十五条第二項（計算書類等の作成及び保存）の規定により作成する事業報告及びその附属明細書を定時株主総会に提出した場合

八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二条の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合

3 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であつた会社を含む。）は、法第二百七十二条の四十二第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（前項第七号に掲げる場合にあつては同号に規定する事業報告及びその附属明細書又は前項第八号に掲げる場合にあつては同号に規定する書類）を添付して財務局長等に提出しなければならない。

（標準処理期間）

第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、許可、認可、承認若しくは指定又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第三条第一項の規定による保険業の免許 百二十日
- 二 法第八条第一項の規定による取締役（委員会設置会社にあつて

- あつては、執行役)の兼職の認可 三十日
- 三 法第十七条の二第三項の規定による資本金の額の減少の認可
六十日
- 四 法第五十五条の二第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め認可 三十日
- 四の二 第四十八条の三第二項ただし書及び第四十八条の五第二項ただし書の規定による資産の運用額の制限の承認 三十日
- 五 法第九十八条第二項の規定による業務の代理又は事務の代行の認可 六十日
- 六 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号(金融機関の有価証券関連業の禁止等)に定める行為を行う業務の認可 六十日
- 七 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日
- 八 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日
- 八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日
- 九 法第百六条第七項の規定による子会社の認可 九十日
- 九の二 法第百七条第二項ただし書の規定による保険会社又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 三十日
- 十 法第百十二条第一項の規定による上場株式の評価益計上の認可

- は、執行役)の兼職の認可 三十日
- 三 法第十七条の二第三項の規定による資本金の額の減少の認可
六十日
- 四 法第五十五条の二第五項の規定による社員配当準備金等の積立の例外に係る定款の定め認可 三十日
- 四の二 第四十八条の三第二項ただし書及び第四十八条の五第二項ただし書の規定による資産の運用額の制限の承認 三十日
- 五 法第九十八条第二項の規定による業務の代理又は事務の代行の認可 六十日
- 六 法第九十九条第四項の規定による金融商品取引法第三十三条第二項各号に定める行為を行う業務の認可 六十日
- 七 法第九十九条第五項の規定による同条第二項各号に掲げる業務の認可 六十日
- 八 法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日
- 八の二 法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認 三十日
- 九 法第百六条第七項の規定による子会社の認可 九十日
- 九の二 法第百七条第二項ただし書の規定による保険会社又はその子会社による議決権の取得等の制限の承認 三十日
- 十 法第百十二条第一項の規定による上場株式の評価益計上の認可

三十日

十一 法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十二 法第百二十三条第一項の規定による事業方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

十三 法第百二十六条の規定による定款の変更の認可 六十日

十四 法第百八十五条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

十五 法第百八十六条第二項の規定による保険契約の申込みの許可 六十日

十六 法第百九十四条ただし書の規定による特殊関係者との間の取引等の承認 三十日

十七 法第百二十五条第一項の規定による事業の方法書等に定めたる事項の変更の認可 九十日

十七の二 法第百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

十七の三 法第百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

十七の四 法第百七十二条第一項の規定による少額短期保険業の登録 六十日

十七の五 法第百七十二条の六第一項の規定による少額短期保険業者責任保険契約の締結による供託金の一部供託未実施の承認

二十日

十七の六 法第百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の

三十日

十一 法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十二 法第百二十三条第一項の規定による事業方法書等に定めた事項の変更の認可 九十日

十三 法第百二十六条の規定による定款の変更の認可 六十日

十四 法第百八十五条第一項の規定による保険業の免許 百二十日

十五 法第百八十六条第二項の規定による保険契約の申込みの許可 六十日

十六 法第百九十四条ただし書の規定による特殊関係者との間の取引等の承認 三十日

十七 法第百二十五条第一項の規定による事業の方法書等に定めたる事項の変更の認可 九十日

十七の二 法第百七十一条の十第一項の規定による保険主要株主の認可 三十日

十七の三 法第百七十一条の十第二項ただし書の規定による特定主要株主に係る猶予期限の延期の認可 三十日

十七の四 法第百七十二条第一項の規定による少額短期保険業の登録 六十日

十七の五 法第百七十二条の六第一項の規定による少額短期保険業者責任保険契約の締結による供託金の一部供託未実施の承認

二十日

十七の六 法第百七十二条の十の規定による少額短期保険業者の

取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

十七の七 法第二百七十二条の十一第二項の規定による少額短期保険業に關連する業務実施の承認 三十日

十七の八 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

十七の九 法第二百七十二条の十四第二項の規定による子会社の承認 六十日

十七の十 法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十七の十一 法第二百七十二条の三十一第一項の規定による少額短期保険主要株主の承認 三十日

十七の十二 法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による特定少額短期保険主要株主に係る猶予期限の延期の承認 三十日

十七の十三 令第三十八条の五第三号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日

十七の十四 令第三十八条の八第一項第三号の規定による少額短期保険業者責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

十七の十五 法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可 六十日

取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職の承認 三十日

十七の七 法第二百七十二条の十一第二項の規定による少額短期保険業に關連する業務実施の承認 三十日

十七の八 法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認 三十日

十七の九 法第二百七十二条の十四第二項の規定による子会社の承認 六十日

十七の十 法第二百七十二条の十八において準用する法第百十五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による価格変動準備金の不積立て等の認可 三十日

十七の十一 法第二百七十二条の三十一第一項の規定による少額短期保険主要株主の承認 三十日

十七の十二 法第二百七十二条の三十一第二項ただし書の規定による特定少額短期保険主要株主に係る猶予期限の延期の承認 三十日

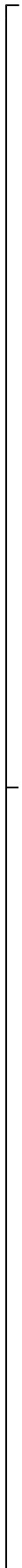
十七の十三 令第三十八条の五第三号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日

十七の十四 令第三十八条の八第一項第三号の規定による少額短期保険業者責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日

十七の十五 法第二百七十五条第三項の規定による保険募集の再委託に係る認可 六十日

<p>十八 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日</p> <p>十九 法第二百九十一条第十項(第一号及び第二号を除く。)の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日</p> <p>二十 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日</p> <p>二十一 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日</p> <p>二十二 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日</p> <p>二十三 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p>	<p>十八 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日</p> <p>十九 法第二百九十一条第十項(第一号及び第二号を除く。)の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日</p> <p>二十 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日</p> <p>二十一 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日</p> <p>二十二 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日</p> <p>二十三 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p>
---	---

<p>十八 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日</p> <p>十九 法第二百九十一条第十項(第一号及び第二号を除く。)の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日</p> <p>二十 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日</p> <p>二十一 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日</p> <p>二十二 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日</p> <p>二十三 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p>	<p>十八 法第二百八十六条の規定による保険仲立人の登録 三十日</p> <p>十九 法第二百九十一条第十項(第一号及び第二号を除く。)の規定による供託した保証金の全部又は一部の取戻しの承認 二十日</p> <p>二十 法第二百九十二条第一項の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の締結による保証金の一部供託未実施の承認 二十日</p> <p>二十一 令第四十二条第二号の規定による供託金の全部又は一部に代わる契約の解除又は契約内容の変更の承認 二十日</p> <p>二十二 令第四十四条第一項第四号の規定による保険仲立人賠償責任保険契約の解除又は変更の承認 二十日</p> <p>二十三 第二百二十六条第一項第四号の規定による保証金に代わる社債その他の債券の承認 二十日</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>一 当該申請を補正するために要する期間</p> <p>二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間</p> <p>三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p>
---	---



改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 2（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 保険株式会社 監査役（常勤） 氏 名 印 （自 署） </p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見 	<p>別紙様式第 1 号の 2（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 保険株式会社 監査役（常勤） 氏 名 印 （自 署） </p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 2（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） （日本工業規格 A 4）</p>	<p>別紙様式第 1 号の 2（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） （日本工業規格 A 4）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 保険相互会社 監査役（常勤） 氏 名 印 （自 署） </p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> 保険相互会社 監査役（常勤） 氏 名 印 （自 署） </p> </div>
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>

改正後	現行
<p data-bbox="200 253 1421 285">別紙様式第 1 号の 3（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div data-bbox="282 369 1339 645" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: right;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> </div> <p data-bbox="282 653 502 681">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="282 691 419 720">1 （略）</p> <p data-bbox="282 730 557 759">2 事業報告等の監査</p> <p data-bbox="310 768 1407 875">次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p data-bbox="310 884 515 913">(1)・(2) （略）</p> <p data-bbox="310 923 1407 1029">(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p data-bbox="310 1039 515 1068">(4)・(5) （略）</p> <p data-bbox="310 1078 1407 1184">(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p data-bbox="1421 253 2645 285">別紙様式第 1 号の 3（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div data-bbox="1503 369 2560 645" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保険株式会社 監査役会</p> <p style="text-align: right;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> <p style="text-align: right;">監査役 氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">（自 署）</p> </div> <p data-bbox="1503 653 1723 681">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="1503 691 1640 720">1 （略）</p> <p data-bbox="1503 730 1778 759">2 事業報告等の監査</p> <p data-bbox="1531 768 2628 875">次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p data-bbox="1531 884 1736 913">(1)・(2) （略）</p> <p data-bbox="1531 923 2628 1029">(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p data-bbox="1531 1039 1736 1068">(4)・(5) （略）</p> <p data-bbox="1531 1078 2628 1184">(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行																																																								
別紙様式第 1 号の 3（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 1 号の 3（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） (日本工業規格 A 4)																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自 署）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自 署）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏 名	印			（自 署）			監査役	氏 名	印			（自 署）			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自 署）</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（自 署）</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏 名	印			（自 署）			監査役	氏 名	印			（自 署）		
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																									
	年	月	日																																																						
保険相互会社	監査役会																																																								
監査役（常勤）	氏 名	印																																																							
	（自 署）																																																								
監査役	氏 名	印																																																							
	（自 署）																																																								
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																									
	年	月	日																																																						
保険相互会社	監査役会																																																								
監査役（常勤）	氏 名	印																																																							
	（自 署）																																																								
監査役	氏 名	印																																																							
	（自 署）																																																								
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>																																																								

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 3 の 2 (第 17 条の 7 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないとして認めるときは、その旨及びその理由（会社計算規則第 130 条第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨）</u></p> <p>(3) <u>重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</u></p> <p>(5) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>2 事業報告等の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</u></p> <p>(3) <u>取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p>(4) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(5) <u>会社法施行規則第 118 条第 2 号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとして認めるときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(6) <u>会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第1号の3の2(第27条の4の2及び第28条の2の2関係) (日本工業規格A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険相互会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第27条の6第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）</u></p> <p>(3) <u>重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</u></p> <p>(4) <u>会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</u></p> <p>(5) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>2 事業報告等の監査 <u>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</u></p> <p>(1) <u>監査等委員会の監査の方法及びその内容</u></p> <p>(2) <u>事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</u></p> <p>(3) <u>取締役（当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</u></p> <p>(4) <u>監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</u></p> <p>(5) <u>保険業法第53条の30第1項第1号口及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 4（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査委員会 監査委員 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 4（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保険株式会社 監査委員会 監査委員 氏 名 印 (自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)~(5) (略)</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 6（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見 	<p>別紙様式第 1 号の 6（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)・(2) （略） (3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 (4)・(5) （略） (6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見

改正後	現行
別紙様式第 1 号の 6（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 1 号の 6（第 27 条の 3 及び第 28 条関係） (日本工業規格 A 4)
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役(当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">監 査 役 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</p> <p style="text-align: center;">監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告等の監査 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 取締役(当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 7（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査役会</p> <p>監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p>監査役 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>別紙様式第 1 号の 7（第 17 条の 7 関係） （日本工業規格 A 4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 役 会 監 査 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査役会</p> <p>監査役（常勤） 氏 名 印</p> <p>監査役 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p> <p>(6) 会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>

改正後	現行																																																
別紙様式第 1 号の 7（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） （日本工業規格 A 4）	別紙様式第 1 号の 7（第 27 条の 4 及び第 28 条の 2 関係） （日本工業規格 A 4）																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（自 署）</td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	少額短期保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏	名	印	監査役	氏	名	印	（自 署）				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">監 査 役 会 監 査 報 告 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">少額短期保険相互会社</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">監査役会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役（常勤）</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">監査役</td> <td style="text-align: center;">氏</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">印</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（自 署）</td> </tr> </table>	監 査 役 会 監 査 報 告 書					年	月	日	少額短期保険相互会社	監査役会			監査役（常勤）	氏	名	印	監査役	氏	名	印	（自 署）			
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																	
	年	月	日																																														
少額短期保険相互会社	監査役会																																																
監査役（常勤）	氏	名	印																																														
監査役	氏	名	印																																														
（自 署）																																																	
監 査 役 会 監 査 報 告 書																																																	
	年	月	日																																														
少額短期保険相互会社	監査役会																																																
監査役（常勤）	氏	名	印																																														
監査役	氏	名	印																																														
（自 署）																																																	
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>指名委員会等設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 事業報告等の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査役監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査役監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 取締役（当該事業年度中に<u>委員会設置会社</u>であった場合にあっては、執行役を含む。）の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4)・(5) （略）</p>																																																

改正後	現行
<p>別紙様式第1号の7の2(第17条の7関係) (日本工業規格A4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">少額短期保険株式会社 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">監査等委員 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でない認めるときは、その旨及びその理由(会社計算規則第130条第3項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領していない旨)</p> <p>(3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>2 事業報告の監査 次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該株式会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>(3) 取締役(当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 会社法施行規則第118条第2号に掲げる事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でない認めるときは、その旨及びその理由</p> <p>(6) 会社法施行規則第118条第3号若しくは第5号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第128条第3項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第 1 号の 7 の 2 (第 27 条の 4 の 2 及び第 28 条の 2 の 2 関係) (日本工業規格 A 4)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>監 査 等 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険相互会社 監査等委員会</p> <p>監査等委員 氏 名 印</p> <p>(自 署)</p> </div> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 計算関係書類の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときは、その旨及びその理由（保険業法施行規則第 27 条の 6 第 3 項に規定する場合にあっては、会計監査報告を受領しない旨）</p> <p>(3) 重要な後発事象（会計監査報告の内容となっているものを除く。）</p> <p>(4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項</p> <p>(5) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>2 事業報告の監査</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p>(1) 監査等委員会の監査の方法及びその内容</p> <p>(2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該相互会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見</p> <p>(3) 取締役(当該事業年度中に指名委員会等設置会社であった場合にあっては、執行役を含む。)の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実</p> <p>(4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由</p> <p>(5) 保険業法第 53 条の 30 第 1 項第 1 号口及びホに規定する体制の整備についての決議の内容（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由。</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p data-bbox="200 253 1421 285">別紙様式第 1 号の 8（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div data-bbox="282 369 1339 645" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p data-bbox="282 653 502 681">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="282 691 419 720">1 （略）</p> <p data-bbox="282 730 557 759">2 事業報告等の監査</p> <p data-bbox="310 768 1407 836">次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p data-bbox="310 846 529 875">(1)～(5) （略）</p> <p data-bbox="310 884 1407 1000">(6) <u>会社法施行規則第 118 条第 3 号若しくは第 5 号に規定する事項が事業報告の内容となっているとき又は同令第 128 条第 3 項に規定する事項が事業報告の附属明細書の内容となっているときは、当該事項についての意見</u></p>	<p data-bbox="1421 253 2645 285">別紙様式第 1 号の 8（第 17 条の 7 関係）（日本工業規格 A 4）</p> <div data-bbox="1503 369 2560 645" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>監 査 委 員 会 監 査 報 告 書</p> <p>年 月 日</p> <p>少額短期保険株式会社 監査委員会</p> <p>監査委員 氏 名 印</p> <p>（自 署）</p> </div> <p data-bbox="1503 653 1723 681">（記載上の注意）</p> <p data-bbox="1503 691 1640 720">1 （略）</p> <p data-bbox="1503 730 1778 759">2 事業報告等の監査</p> <p data-bbox="1531 768 2628 836">次に掲げる事項を記載すること。監査委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。</p> <p data-bbox="1531 846 1750 875">(1)～(5) （略）</p> <p data-bbox="1531 884 2628 962">(6) <u>会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見</u></p>

改正後	現行
別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）	別紙様式第4号（第15条の2関係） （日本工業規格A4）
株主総会参考書類	株主総会参考書類
<p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 株主の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p>	<p>1 議案</p> <p>(1) 会社の提案に係るもの</p> <p>(2) 株主の提案に係るもの</p> <p>2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）</p> <p>3 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要</p> <p>4 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項</p>
（記載上の注意）	（記載上の注意）
<p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（<u>株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。</u>）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） — <u>株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> — <u>候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u> — 当該株式会社が公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ （略） ロ 候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ハ・ニ （略） — 当該株式会社が公開会社であって、かつ、<u>他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）</u>であるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨 ロ 候補者が現に当該他の者（<u>当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下</u>において同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の者における地位及び担当 ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当 	<p>1 役員を選任に関する議案</p> <p>(1) 取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） （新設） （新設） — 当該株式会社が公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> イ （略） ロ 候補者が当該株式会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ハ・ニ （略） — 当該株式会社が公開会社であって、かつ、<u>他の会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）</u>であるときは、次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> （新設） イ 候補者が現に当該他の会社（<u>当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。以下</u>において同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の会社における地位及び担当 ロ 候補者が過去5年間に当該他の会社の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当

改正後	現行
<p>— 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、八からトまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>— <u>過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及び（b）において同じ。）であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。及び（a）において同じ。）であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去 5 年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>—（略）</p> <p>— <u>次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>（a）<u>当該株式会社の親会社等</u></p> <p>（b）<u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</u></p> <p>（削る）</p> <p>— <u>過去 2 年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下、（1）の 3 及び（3）へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社とその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト（略）</p> <p>（削る）</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>（1）の 2 <u>社外取締役を置いていない場合等の特則</u></p> <p>— <u>1（1）に掲げる事項を記載する場合において、株式会社が社外取締役を置いていない特定監査役会設置会社（当該株主総会の終結の時に社外取締役を置いていないこととなる見込みであるものを含む。）であって、かつ、取締役に就任したとすれば社外取締役となる見込みである者を候補者とする取締役の選任に関する議案を当該株主総会に提出しないときは、株主総会参考書類には、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載しなければならない。</u></p> <p>— <u>に規定する「特定監査役会設置会社」とは、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行</u></p>	<p>— 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、<u>当該候補者についての次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、八からトまでに掲げる事項を除く。）</u></p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>— <u>当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 18 号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。</u></p> <p>—（略）</p> <p>— <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>— <u>過去 5 年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>— <u>過去 2 年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下、及び 1（3）へにおいて「合併等」という。）により他の株式会社又は相互会社とその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト（略）</p> <p>チ <u>当該候補者と当該株式会社との間で会社法第 427 条第 1 項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p>する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものをいう。</p> <p>— の理由は、当該株式会社のその時点における事情に応じて記載しなければならない。この場合において、社外監査役が2人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>(1)の3 監査等委員である取締役の選任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>— 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</p> <p>— 就任の承諾を得ていないときは、その旨</p> <p>— 議案が会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</p> <p>— 会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>— 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p> <p>— 当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）</p> <p>ロ 候補者が当該株式会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</p> <p>ハ 候補者が現に当該株式会社の監査等委員である取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当</p> <p>— 当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨</p> <p>ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>ハ 候補者が過去5年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>— 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、八からトまでに掲げる事項を除く。）</p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p> <p>ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役（社外役員に限る。以下において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株</p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由</u></p> <p>ハ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</u></p> <p>— <u>過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及び（b）において同じ。）であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。及び（a）において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u></p> <p>— <u>次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>（a） <u>当該株式会社の親会社等</u></p> <p>（b） <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</u></p> <p>— <u>過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社とその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略）</p> <p>— <u>候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u> （略）</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略）</p> <p>— <u>候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p>	<p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略） （新設）</p> <p>— （略）</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略） （新設）</p>

改正後	現行
<p>— (略)</p> <p>— 株式会社が公開会社であり、かつ、<u>他の者の子会社等</u>であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 候補者が現に当該他の者（<u>自然人であるものに限る。</u>）であるときは、その旨</p> <p>ロ 候補者が現に当該他の者（<u>当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）</u>を含む。<u>以下</u>において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当</p> <p>ハ 候補者が過去5年間に<u>当該他の者の業務執行者であったこと</u>を当該株式会社が知っているときは、<u>当該他の者</u>における地位及び担当</p> <p>— 候補者が社外監査役候補者（<u>会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。</u>）であるときは、次に掲げる事項（<u>株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。</u>）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に<u>当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があること</u>を当該株式会社が知っているときは、その事実（<u>重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。</u>）</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>— <u>過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及び（b）において同じ。）であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。及び（a）において同じ。）であり、又は過去5年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>— (略)</p> <p>— <u>次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>(a) <u>当該株式会社の親会社等</u></p> <p>(b) <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員</u></p> <p>(削る)</p> <p>— <u>過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>— (略)</p> <p>— 株式会社が公開会社であり、かつ、<u>他の会社の子会社</u>であるときは、次に掲げる事項（新設）</p> <p>イ 候補者が現に<u>当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）</u>を含む。<u>以下</u>において同じ。）の業務執行者であるときは、<u>当該他の会社</u>における地位及び担当</p> <p>ロ 候補者が過去5年間に<u>当該他の会社の業務執行者であったこと</u>を当該株式会社が知っているときは、<u>当該他の会社</u>における地位及び担当</p> <p>— 候補者が社外監査役候補者（<u>会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。</u>）であるときは、次に掲げる事項（<u>株式会社が公開会社でない場合にあっては、ハからトまでに掲げる事項を除く。</u>）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に<u>当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があること</u>を当該株式会社が知っているときは、その事実（<u>重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。</u>）</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>i <u>当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</u></p> <p>— (略)</p> <p>— <u>当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>— <u>過去5年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>— <u>過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社の事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト (略)</p> <p>チ <u>当該候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき</u></p>

改正後	現行
<p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>― 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</p> <p>(略)</p> <p>― 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>― 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</p> <p>イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）</p> <p>ロ 当該株式会社に親会社等がない場合 当該株式会社又は当該株式会社の子会社若しくは関連会社</p> <p>2 役員の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案 次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>― 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>(1)の2 監査等委員である取締役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ― 監査等委員である取締役の氏名 ― 解任の理由 ― 会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要 <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</p> <p>リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>― 議案が会社法第344条第2項第1号又は2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>― 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社、その親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあつては、当該株式会社）の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 役員の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	現行
<p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 (略) — <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由</u> (削る) — (略)</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案 (1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項(株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。)を記載すること。当該株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役(監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。)であるときは、 から までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。 ~ (略) — <u>株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> — (略)</p> <p><u>(1)の2 監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。 <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u> — <u>議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u> — <u>議案が2以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</u> — <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</u> — <u>会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> — <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容(各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第4項(同法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等に与える同令第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。 ・ (略)</p>	<p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 (略) — <u>解任又は不再任の理由</u> — <u>議案が会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u> — (略)</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案 (1) 取締役の報酬等に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。当該株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役(社外役員に限る。以下(1)において同じ。)であるときは、 から までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。 ~ (略) (新設) — (略) (新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等 次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第4項(会社法第426条第6項及び第427条第5項において準用する場合を含む。)に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等に与える同規則第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。 ・ (略)</p>

改正後	現行
<p>会社法第 427 条第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する<u>非業務執行取締役等</u>が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 (略)</p> <p>4の2 <u>全部取得条項付種類株式の取得</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) <u>当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由</u> (2) <u>会社法第 171 条第 1 項各号に掲げる事項の内容</u> (3) <u>会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 33 条の 2 第 1 項各号(第 4 号を除く。)</u>に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</p> <p>4の3 <u>株式の併合</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) <u>当該株式の併合を行う理由</u> (2) <u>会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項の内容</u> (3) <u>会社法第 298 条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第 33 条の 9 第 1 号及び第 2 号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要</u></p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p><u>新設合併設立株式会社(会社法第 753 条第 1 項第 2 号又は保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。)</u>又は<u>新設合併設立相互会社(保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。)</u>の取締役となる者(新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、<u>当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。)</u>についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>— <u>新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての 1 (1)の 3 に規定する事項</u></p> <p>— ~ — (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>株式移転計画の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p><u>株式移転設立完全親会社(会社法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転設立完全親会社又は保険業法第 96 条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)</u>の取締役となる者(株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、<u>当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。)</u>についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>— <u>株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての 1 (1)の 3 に規定する事項</u></p> <p>— ~ — (略)</p>	<p>会社法第 427 条第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する<u>社外取締役等</u>が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p><u>新設合併設立株式会社(会社法第 753 条第 1 項第 2 号又は保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。)</u>又は<u>新設合併設立相互会社(保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。)</u>の取締役となる者についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>— ~ —</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>株式移転計画の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p><u>株式移転設立完全親会社(会社法第 773 条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全親会社又は保険業法第 96 条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。)</u>の取締役となる者についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>— ~ — (略)</p>

改正後	現行
<p>(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 株主提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第1項各号(同項第3号から第5号までに掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあつては、当該事項の概要)に掲げる事項を記載する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(7) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 株主提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第1項各号(同項第3号又は第4号に掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあつては、当該事項の概要)に掲げる事項を記載する。</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第5号（第20条の20関係） （日本工業規格A4）</p>	<p>別紙様式第5号（第20条の20関係） （日本工業規格A4）</p>
<p>社員総会参考書類</p>	<p>社員総会参考書類</p>
<p>1 議案 (1) 会社の提案に係るもの (2) 社員の提案に係るもの 2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 4 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項</p>	<p>1 議案 (1) 会社の提案に係るもの (2) 社員の提案に係るもの 2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、社員総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により社員総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 4 その他社員の議決権の行使について参考となると認める事項</p>
<p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案 (1) 取締役の選任に関する議案 次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。 ・ （略） 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ~ （略） 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項 イ~ニ （略） ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由 ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及びにおいて同じ。）であったことがあること。 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（保険業法</p>	<p>（記載上の注意）</p> <p>1 役員を選任に関する議案 (1) 取締役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ・ （略） （新設） （新設） 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ~ （略） 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項 イ~ニ （略） ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由 ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 （新設） 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（保険業法第33条の2</p>

改正後	現行
<p><u>施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>— （略）</p> <p>— <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u> （削る）</p> <p>過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下、<u>(1)の2</u>へ及び<u>(3)</u>へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト （略） （削る）</p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p><u>(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>— <u>候補者の氏名、生年月日及び略歴</u></p> <p>— <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>— <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>— <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>— <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>— <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>— <u>候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p> <p>— <u>候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</u></p> <p>— <u>候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</u></p> <p>イ <u>当該候補者が社外取締役候補者である旨</u></p> <p>ロ <u>当該候補者を社外取締役候補者とした理由</u></p> <p>ハ <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下において同じ。）</u></p>	<p><u>第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）及び関連会社（保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。</u></p> <p>— （略）</p> <p>— <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。</u></p> <p>iv <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u> 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下 <u>及び1(3)</u>へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト （略）</p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p>である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</p> <p>ハ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>— 過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及びにおいて同じ。）であったことがあること。</p> <p>— 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p> <p>— 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト 当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～（略） — 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</p>	<p>現行</p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～（略） (新設)</p>

改正後	現行
<p>— (略)</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— (略)</p> <p>— <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>— (略)</p> <p>— 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役(社外役員に限る。ホにおいて同じ。))又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>— <u>過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。及びにおいて同じ。))であったことがあること。</u></p> <p>— <u>当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者(当該相互会社の実質子会社を除く。))の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>— (略)</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。)(削る)</p> <p>— 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト (略)</p> <p>(削る)</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案</p>	<p>— (略)</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— (略)</p> <p>(新設)</p> <p>— (略)</p> <p>— 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ~ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>イ 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</p> <p>— (略)</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。)(削る)</p> <p>— <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>— 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の11において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案</p>

改正後	現行
<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) — <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</u> (略) — <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u> — ~ — (略) <p>2 役員^の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) — <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> <p><u>(1)の2 監査等委員である取締役の解任に関する議案</u></p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>監査等委員である取締役の氏名</u> — <u>解任の理由</u> — <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) — <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由</u> (削る) — (略) <p>3 役員^の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、からまでに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p>	<p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) — <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨。</u> (略) (新設) — ~ — (略) <p>2 役員^の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) (新設) (新設) <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) — <u>解任又は不再任の理由</u> — <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u> — (略) <p>3 役員^の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、からまでに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>～（略）</p> <p>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、<u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>～（略）</p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>～ <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準</u></p> <p>～ <u>議案が既に定められている保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>～ <u>議案が2以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</u></p> <p>～ <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</u></p> <p>～ <u>保険業法第53条の15において準用する会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>～ <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各社員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が<u>保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項（保険業法第53条の36において準用する会社法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）</u>に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <p>・（略）</p> <p>～ <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>～（略）</p> <p>～ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立相互会社が監査等委</u></p>	<p>～（略） (新設)</p> <p>～（略） (新設)</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が<u>保険業法第53条の36において準用する会社法第425条第4項、会社法第426条第6項及び第427条第5項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第23条の20各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</u></p> <p>・（略）</p> <p>～ <u>保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する社外取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 合併契約等の承認に関する議案</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>～（略）</p> <p>～ <u>新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立株式会社（保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者についての1(1)に規定する事項</u></p>

改正後	現行
<p><u>員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）</u>についての1(1)に規定する事項</p> <p>― <u>新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者についての1(1)の2に規定する事項</u></p> <p>― ~ ― （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 社員提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（又 に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>~ （略）</p> <p>議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ <u>取締役（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。）</u> 1(1)に規定する事項</p> <p>ロ <u>監査等委員である取締役</u> 1(1)の2に規定する事項</p> <p>ハ~ホ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>（略）</p> <p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ <u>当該会社役員が保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であること。</u></p> <p>ロ <u>当該会社役員が保険業法第53条の5第3項の社外監査役であること。</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>― <u>当該候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。</u></p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（新設）</p> <p>― ~ ― （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>6 （略）</p> <p>7 社員提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項（又 に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合（相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあっては、当該事項の概要）を記載すること。</p> <p>~ （略）</p> <p>議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員が保険業法第39条第3項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役 1(1)に規定する事項</p> <p>（新設）</p> <p>ロ~ニ （略）</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員（当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>（略）</p> <p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ <u>当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、<u>保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号</u>若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</u></p> <p>ロ <u>当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であること。</u></p> <p>ハ （略）</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>― <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないこと。</u></p> <p>― <u>当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。</u></p> <p>― <u>当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。</u></p>

改正後	現行
<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>— 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>□ (略)</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>— <u>当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。</u></p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>□ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>と。</p> <p>— <u>当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。</u></p> <p>— <u>当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。</u></p> <p>— 次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、<u>保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号</u>若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</p> <p>□ (略)</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p>— <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項<u>又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項</u>の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>□ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p>

改正後	現行
<p>別紙様式第5号の3（第22条関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">総代会参考書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社の提案に係るもの (2) 社員又は総代の提案に係るもの 2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、総代会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により総代会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 4 その他総代の議決権の行使について参考となると認める事項 </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員を選任に関する議案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役を選任に関する議案 <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） — 相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要 — 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要 — 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ・ — （略） — 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> イ～ニ （略） ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由 へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> — 過去に当該相互会社又はその実質子会社（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及び において同じ。）であったことがあること。 	<p>別紙様式第5号の3（第22条関係） （日本工業規格A4）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">総代会参考書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社の提案に係るもの (2) 社員又は総代の提案に係るもの 2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、総代会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。） 3 議案につき保険業法第53条の20において準用する会社法第384条の規定により総代会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要 4 その他総代の議決権の行使について参考となると認める事項 </div> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 役員を選任に関する議案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役を選任に関する議案 <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （略） （新設） （新設） — 候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実 ・ — （略） — 候補者が社外取締役候補者であるときは、当該候補者についての次に掲げる事項 <ol style="list-style-type: none"> イ～ニ （略） ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に参与していない者であるときは、当該経営に参与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由 へ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨 <ul style="list-style-type: none"> （新設）

改正後	現行
<p>— 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社及び関連会社（<u>保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。</u>）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（<u>当該相互会社の実質子会社を除く。</u>）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</p> <p>— （略）</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。 （削る）</p> <p>過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下、<u>(1)の2</u>へ及び<u>(3)</u>へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト （略） （削る）</p> <p>チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p><u>(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案</u> <u>次に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p>— 候補者の氏名、生年月日及び略歴</p> <p>— <u>相互会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要</u></p> <p>— <u>就任の承諾を得ていないときは、その旨</u></p> <p>— <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>— <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>— <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>— <u>候補者が当該相互会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実</u></p> <p>— <u>候補者が現に当該相互会社の監査等委員である取締役であるときは、当該相互会社における地位及び担当</u></p> <p>— <u>候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項</u></p> <p>イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨</p> <p>ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由</p>	<p>— 当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社（<u>保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。</u>）及び関連会社（<u>保険業法施行規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。以下同じ。</u>）並びに当該相互会社の主要な取引先である者（法人以外の団体を含む。）をいう。以下同じ。）の業務執行者であること。</p> <p>— （略）</p> <p>— 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること（重要でないものを除く。）。</p> <p>— <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け（以下、<u>及び1(3)</u>へにおいて「合併等」という。）により他の相互会社又は株式会社とその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト （略）</p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>（新設）</p>

改正後	現行
<p>八 <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役（社外役員に限る。以下 において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要</u></p> <p>二 <u>当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</u></p> <p>ホ <u>当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該相互会社が判断した理由</u></p> <p>△ <u>当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</u> <u>過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及び において同じ。）であったことがあること。</u> <u>当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u> <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。</u> <u>当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</u> <u>過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</u></p> <p>ト <u>当該候補者が現に当該相互会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数</u></p> <p>チ <u>上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</u></p> <p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略） 候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に</p>	<p>(2) 会計参与の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。 ～ （略） (新設) 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に</p>

改正後	現行
<p>係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>～ (略)</p> <p>― <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>― (略)</p> <p>― 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役（社外役員に限る。ホにおいて同じ。）又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>― <u>過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。及びにおいて同じ。）であったことがあること。</u></p> <p>― <u>当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者（当該相互会社の実質子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。</u></p> <p>― (略)</p> <p>― 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p> <p>(削る)</p> <p>― 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト (略)</p> <p>(削る)</p> <p>チ 上記イから上までに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p>	<p>係る事項のうち、当該相互会社が社員総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項</p> <p>(3) 監査役の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>～ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>― (略)</p> <p>― 候補者が社外監査役候補者であるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 当該候補者が過去5年間に他の相互会社又は株式会社取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の相互会社又は株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該相互会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の相互会社又は株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）</p> <p>ホ (略)</p> <p>ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該相互会社が知っているときは、その旨</p> <p>(新設)</p> <p>i 当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者であること。</p> <p>― (略)</p> <p>― 当該相互会社又は当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。</p> <p>― <u>過去5年間に当該相互会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。</u></p> <p>― 過去2年間に合併等により他の相互会社又は株式会社の事業に関して有する権利義務を当該相互会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該相互会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の相互会社又は株式会社の業務執行者であったこと。</p> <p>ト (略)</p> <p>チ <u>当該候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の11において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要</u></p> <p>リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>(4) 会計監査人の選任に関する議案 次に掲げる事項を記載すること。</p>

改正後	現行
<p>・ (略)</p> <p>— <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由</u></p> <p>(略)</p> <p>— <u>候補者と当該相互会社との間で保険業法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要</u></p> <p>— ~ —</p> <p>2 役員の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。</p> <p>・ (略)</p> <p>— <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の解任に関する議案</u></p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— <u>監査等委員である取締役の氏名</u></p> <p>— <u>解任の理由</u></p> <p>— <u>保険業法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>— <u>監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由</u></p> <p>(削る)</p> <p>— (略)</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案</p> <p>次に掲げる事項（相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、 から までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>~ (略)</p> <p>— <u>相互会社が監査等委員会設置会社である場合において、保険業法第53条の15において準</u></p>	<p>・ (略)</p> <p>— <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第1号又は2号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>— ~ —</p> <p>2 役員の解任等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の解任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>・ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>— <u>解任又は不再任の理由</u></p> <p>— <u>議案が保険業法第53条の11において準用する会社法第344条第2項第2号又は第3号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨</u></p> <p>— (略)</p> <p>3 役員の報酬等に関する議案</p> <p>(1) 取締役の報酬等に関する議案</p> <p>次に掲げる事項を記載すること。取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、 から までに掲げる事項のうち社外取締役に係るものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。</p> <p>~ (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>用する会社法第 361 条第 6 項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要</p> <p>— (略)</p> <p>(1)の2 <u>監査等委員である取締役の報酬等に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>— <u>保険業法第 53 条の 15 において準用する会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項の算定の基準</u></p> <p>— <u>議案が既に定められている保険業法第 53 条の 15 において準用する会社法第 361 条第 1 項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由</u></p> <p>— <u>議案が 2 以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数</u></p> <p>— <u>議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴</u></p> <p>— <u>保険業法第 53 条の 15 において準用する会社法第 361 条第 5 項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要</u></p> <p>— <u>議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各総代が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 425 条第 4 項（<u>保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 426 条第 8 項及び第 427 条第 5 項において準用する場合を含む。</u>）に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第 23 条の 20 各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する<u>非業務執行取締役等</u>が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>合併契約等の承認に関する議案</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>新設合併設立相互会社（<u>保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。</u>）又は新設合併設立株式会社（<u>保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。</u>）の取締役となる者（<u>新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、当該新設合併設立相互会社の監査等委員である取締役となる者を除く。</u>）についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>— <u>新設合併設立相互会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立相互会社</u></p>	<p>— (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等</u> 次に掲げる場合において、取締役が保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 425 条第 4 項、<u>会社法第 426 条第 6 項及び第 427 条第 5 項に規定する承認の決議に関する議案を提出するときは、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等に与える第 23 条の 20 各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) <p>保険業法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する<u>社外取締役等</u>が損害を賠償する責任を負わないとされた場合</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>合併契約等の承認に関する議案</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>新設合併契約の承認に関する議案</u> 次に掲げる事項を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>新設合併設立相互会社（<u>保険業法第 161 条第 2 号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。</u>）又は新設合併設立株式会社（<u>保険業法第 165 条第 1 項第 2 号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。</u>）の取締役となる者についての 1 (1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>の監査等委員である取締役となる者についての1(1)の2に規定する事項</u> __ ~ __ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 社員又は総代提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員又は総代の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項(又 に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあっては、当該事項の概要)を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>議案が次のイからホまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して当該イからホまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ <u>取締役(相互会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。)</u> 1(1)に規定する事項</p> <p>ロ <u>監査等委員である取締役 1(1)の2に規定する事項</u></p> <p>ハ~ホ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は保険業法第53条の24第3項の社外取締役であること。</p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項の社外監査役であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p><u>当該候補者が当該相互会社の取締役に就任した場合には、社外取締役となる見込みであること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>__ 次のいずれかの要件に該当すること。</p>	<p>__ ~ __ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 社員又は総代提案の場合における記載事項</p> <p>(1) 議案が社員又は総代の提出に係るものである場合には、次に掲げる事項(又 に掲げる事項が社員総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合(相互会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。))にあっては、当該事項の概要)を記載すること。</p> <p>~ (略)</p> <p>議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、社員又は総代が保険業法第46条第3項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項(当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。)を相互会社に対して通知したときは、その内容</p> <p>イ 取締役 1(1)に規定する事項</p> <p>(新設)</p> <p>ロ~ニ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 上記において、次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 社外役員 会社役員(当該相互会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役をいう。以下同じ。)のうち、次のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(略)</p> <p>当該会社役員が次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該会社役員が保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、<u>保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号ハ若しくは第427条第1項の社外取締役であること。</u></p> <p>ロ 当該会社役員が保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(2) 社外取締役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。</p> <p><u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となることがないこと。</u></p> <p><u>当該候補者が現に当該相互会社又はその実質子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないこと。</u></p> <p><u>当該候補者を就任後当該相互会社の業務を執行する取締役として選定する予定がないこと。</u></p> <p><u>当該候補者を就任後当該相互会社の執行役として選任する予定がないこと。</u></p> <p><u>当該候補者を就任後当該相互会社の使用人とする予定がないこと。</u></p> <p>__ 次のいずれかの要件に該当すること。</p>

改正後	現行
<p>イ 当該候補者を保険業法第53条の2第5項、第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号又は<u>保険業法第53条の24第3項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>□（略）</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。 <u>当該候補者が当該相互会社の監査役に就任した場合には、社外監査役となる見込みであること。</u></p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>□（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>9（略）</p>	<p>イ 当該候補者を保険業法第53条の16において準用する会社法第373条第1項第2号、<u>保険業法第53条の24第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第425条第1項第1号八若しくは第427条第1項の社外取締役であるものとする予定があること。</u></p> <p>□（略）</p> <p>(3) 社外監査役候補者 次に掲げるいずれにも該当する候補者をいう。 <u>当該候補者が過去に当該相互会社又はその実質子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないこと。</u></p> <p>次のいずれかの要件に該当すること。</p> <p>イ 当該候補者を保険業法第53条の5第3項又は同法第53条の36において準用する会社法第427条第1項の社外監査役であるものとする予定があること。</p> <p>□（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>9（略）</p>

改正後	現行																											
<p>(略)</p> <p>会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第342条の2第2項又は第345条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員（株式会社にあつては、<u>会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。</u>）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>については、当該監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>— <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合</u> 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>— <u>保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合</u> 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>(略)</p> <p>会社法第345条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第1項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第345条第2項（同条第4号において読み替えて準用する場合を含む。）（相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第2項（法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。））の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員（<u>会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。</u>）については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表</p> <p>(生命保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表</p> <p>(生命保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後	現行
別紙様式第6号の2 (第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の2 (第59条関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第67号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び8を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 事業の経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後	現行																								
<p>としたものを除く。) (略) 会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容 会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。 ー 保険会社が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由 ー 保険会社が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項 (1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			<p>としたものを除く。) (略) 会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容 会社法第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由。</p> <p>3 社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項 (1) 当中間会計期間の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																							
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																									
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																									
監査等委員である取締役																									
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																							
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																									
社外取締役																									
会計参与及び監査役																									

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の2

改正後		現行
<p style="text-align: center;">会計参与及び監査役</p>		
<p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表</p> <p>(生命保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>		<p>(2) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第2 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表</p> <p>(生命保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(損害保険会社)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(15) (略)</p> <p>(16) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第6号の3

改正後	現行
別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第6号の3 (第59条関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(12) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2) (略) (削る) (3)・(4) (略) 4~8 (略) 9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> 10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> 11・12 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (2) <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (3) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>指名委員会等設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) — <u>完全子会社等</u> 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼任その他の状況 (2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> (4)・(5) (略) 4~8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼務の状況 (新設) (2) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 <u>委員会設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) (新設)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行				
<p>が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</p> <p>— 保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>— 保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</p> <p>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="296 1522 1410 1605"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 1522 587 1566">氏名</th> <th data-bbox="587 1522 1410 1566">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 1566 587 1605"></td> <td data-bbox="587 1566 1410 1605"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において委員会設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行				
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>— 保険会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>— 保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては、当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>— 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会</p> <p>— 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>— 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>— 監査役会設置会社の社外監査役 監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>— 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1522 1680 2634 1767"> <thead> <tr> <th data-bbox="1522 1680 1805 1719">氏 名</th> <th data-bbox="1805 1680 2634 1719">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1522 1719 1805 1767"></td> <td data-bbox="1805 1719 2634 1767"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあっては、法</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行																											
<p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、次の又はに掲げる場合の区分に応じ、当該又はに定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>— 保険会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険会社を除く。)</p> <p>— 保険会社に親会社等がない場合 保険会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 25%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社(当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社)の子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 25%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u> <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項(相互会社にあつては、法第53条の23において準用する会社法第399条第1項)の同意をした理由</u> <u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1 <u>会社法第362条第4項第6号(相互会社にあつては、法第53条の14第4項第6号)に規定する体制</u></p> <p>2 <u>会社法第399条の13第1項第1号口及び八(相互会社にあつては、法第53条の23の3第1項第1号口及び八)に規定する体制</u></p> <p>3 (略)</p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> (記載上の注意) <u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該保険会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意) <u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p> <p>第2</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> (新設)</p> <p><u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要を記載すること。</u></p> <p>1 <u>会社法第362条第4項第6号(相互会社にあつては、法第53条の14第4項第6号)に規定する体制</u> (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第2</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>	<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>
<p>1 計算書類に関する事項 (1)~(6) (略) (7)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1~4 (略) 5 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (8)・(9) (略)</p> <p>2 事業報告書に関する事項 (1) (略) (2) <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意) 株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものに限る。)がある場合には、会社法施行規則第128条第3項の規定に従い記載すること。 (3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表 (生命保険会社) (略) (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若し</p>	<p>1 計算書類に関する事項 (1)~(6) (略) (7)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1~4 (略) 5 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (8)・(9) (略)</p> <p>2 事業報告書に関する事項 (1) (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表 (生命保険会社) (略) (損害保険会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(19) (略) (20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若し</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号

改正後	現行
<p data-bbox="433 220 1328 253">くは第 165 条第 7 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p data-bbox="757 297 867 330">(以下略)</p>	<p data-bbox="1657 220 2551 253">くは法第 165 条第 6 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p data-bbox="1981 297 2090 330">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号の2(第17条の5、第25条の2及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度(年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)~(2) (略) (3) 責任限定契約 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2) (略) (削る) (3)・(4) (略) 4~8 (略) 9 特定完全子会社に関する事項 10 親会社等との間の取引に関する事項 11・12 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (2) 親会社等との間の取引に関する事項 (3) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) — 完全子会社等 会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。	年度(年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1)・(2) (略) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼任その他の状況 (2) (略) (3) 責任限定契約 (4)・(5) (略) 4~8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略) 第2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼務の状況 (新設) (2) (略) 第3~第13 (略) (記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 (略) 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) (新設)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>— <u>親会社等</u> <u>会社法第2条第1項第4号の2に規定する親会社等をいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第67号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第342条の2第2項又は第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第5号記載上の注意8(1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員</p>	<p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 保険会社が会社法施行規則第2条第2項第55号又は保険業法施行規則(以下「規則」という。)第25条の3に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第1中に定める記載事項のうち「1 保険会社の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該保険会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該保険会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該保険会社に関する事項をも記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>第1</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 会社役員の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第345条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第1項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第345条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、法第53条の11において準用する会社法第345条第2項(法第53条の11において準用する会社法第345条第4項において読み替えて準用する場合を含む。))の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行				
<p>が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</p> <p>— 保険会社が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</p> <p>— 保険会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</p> <p>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1522 1410 1605"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1522 587 1566">氏名</th> <th data-bbox="587 1522 1410 1566">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1566 587 1605"></td> <td data-bbox="587 1566 1410 1605"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>会社役員(取締役又は監査役に限る。)と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあつては、法第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条3号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第4号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において委員会設置会社でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行				
<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>— 保険会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>— 保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては、会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては、当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。</p> <p>(略)</p> <p>— 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>— 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((4)及び(5)を除く。)</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険会社又は保険会社の特定関係事業者(株式会社にあっては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあっては当該相互会社の実質子会社(法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第24条の3第6項第2号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあっては、以下に定めるものを含む。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>— 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1522 1680 2634 1767"> <thead> <tr> <th data-bbox="1522 1680 1805 1719">氏 名</th> <th data-bbox="1805 1680 2634 1719">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1522 1719 1805 1767"></td> <td data-bbox="1805 1719 2634 1767"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 社外役員と保険会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項(相互会社にあっては、法</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

改正後	現行																											
<p>(3) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハ(相互会社について準用する。)により、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号(相互会社について準用する。)に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、次の又はに掲げる場合の区分に応じ、当該又はに定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>— 保険会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険会社を除く。)</p> <p>— 保険会社に親会社等がない場合 保険会社の子会社又は子法人等</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>第53条の36において準用する会社法第427条第1項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険会社の親会社等からの報酬等」については、保険会社の親会社又は当該親会社(当該保険会社に親会社がない場合にあっては、当該保険会社)の子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険会社の役員が有している当該保険会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役員																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u> <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項(相互会社にあつては、法第53条の23において準用する会社法第399条第1項)の同意をした理由</u> <u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 会社法第399条の13第1項第1号口及び八(相互会社にあつては、法第53条の23の3第1項第1号口及び八)に規定する体制</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>9 <u>特定完全子会社に関する事項</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第847条の3第2項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険会社及びその完全子会社等(同法第847条の3第3項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下9において同じ。)における当該保険会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該保険会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の5分の1(同法第847条の3第4項の規定により5分の1を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第118条第4号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u></p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第118条第5号の規定に従い記載すること。</u></p> <p><u>11・12 (略)</u></p> <p>第2</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要を記載すること。</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9・10 (略)</u></p> <p>第2</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>	<p>年度 (年 月 日から) 附属明細書 (年 月 日まで)</p>
<p>1 計算書類に関する事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>2 事業報告書に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (記載上の注意) <u>株式会社である保険会社にあつては、保険会社とその親会社等との間の取引(当該保険会社と第三者との間の取引で当該保険会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であつて、当該保険会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第112条第1項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第4号から第6号まで及び第8号に掲げる事項を省略するものに限る。)</u>がある場合には、<u>会社法施行規則第128条第3項の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表 (生命保険会社) (略) (損害保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若し</p>	<p>1 計算書類に関する事項</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8)事業費の明細 (生命保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u> (損害保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。</u></p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>2 事業報告書に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 年度(年 月 日現在)貸借対照表 (生命保険会社) (略) (損害保険会社) (略) (記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 法第91条の規定による規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若し</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の2

改正後	現行
<p data-bbox="433 218 1328 253">くは第 165 条第 7 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p data-bbox="754 295 867 330">(以下略)</p>	<p data-bbox="1657 218 2576 253">くは法第 165 条第 6 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p data-bbox="1978 295 2090 330">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第7号の3

改正後	現行
別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第7号の3 (第25条の3及び第59条関係) (日本工業規格A4)
年度 (年 月 日から) 連結業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日	年度 (年 月 日から) 連結業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住所 会社名 代表取締役 氏名 印	住所 会社名 代表取締役 氏名 印
年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次	年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目次
第1～第3 (略) (記載上の注意)	第1～第3 (略) (記載上の注意)
1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。	1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
第1 (略)	第1 (略)
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1 (略)	1 (略)
2 連結貸借対照表	2 連結貸借対照表
年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表	年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(記載上の注意)	(記載上の注意)
1 (略)	1 (略)
2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。	2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
(1)～(14) (略)	(1)～(14) (略)
(15) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額	(15) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第6項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
(以下略)	(以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 14 号

改正後	現行
別紙様式第 14 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 14 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ~ 第 3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ~ 第 3 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 <u>委員会設置会社</u>にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは法第 165 条第 6 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号

改正後	現行
別紙様式第 15 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 15 号(第 210 条の 10 関係) (日本工業規格 A 4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ~ 第 3 (略) (記載上の注意) 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて 記載すること。 2・3 (略) 第 1 (略) 第 2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (1)・(2) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。 (1)~(14) (略) (15) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額 (以下略)	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで) 年 月 日 金融庁長官 殿 住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。 目 次 第 1 ~ 第 3 (略) (記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載す ること。 2・3 (略) 第 1 (略) 第 2 連結財務諸表 1 (略) 2 連結貸借対照表 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表 (1)・(2) (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。 (1)~(14) (略) (15) 法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は法第 164 条第 4 項若しくは法第 165 条第 6 項において準用する法第 91 条の規定による合併剰余金額 (以下略)

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行				
<p>常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由 <u>— 保険持株会社が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合</u> 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</p> <p>8 <u>事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)</u>であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。 <u>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。)</u>、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、<u>同条第 5 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>指名委員会等設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1363 1410 1445"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1363 587 1406">氏 名</th> <th data-bbox="587 1363 1410 1406">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1406 587 1445"></td> <td data-bbox="587 1406 1410 1445"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) <u>会社役員(取締役又は監査役に限る。)</u>と保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) <u>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((3)及び(4)を除く。)</u></p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要			<p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号</u>に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、<u>委員会設置会社</u>にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において<u>委員会設置会社</u>でない会社については、記載を省略することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) <u>直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること。((4)及び(5)を除く。)</u></p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況</p>
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行				
<p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>— 保険持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>— 保険持株会社又は保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあっては、次に定めるものを含む。</p> <p>(略)</p> <p>— 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>— 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条第5号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第6号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、次の 又は に掲げる場合の区分に応じ、当該 又は に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等</p>	<p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が保険持株会社又は保険持株会社の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあっては、以下に定めるものを含む。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>— 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1525 1166 2634 1248"> <thead> <tr> <th data-bbox="1525 1166 1805 1213">氏 名</th> <th data-bbox="1805 1166 2634 1213">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1525 1213 1805 1248"></td> <td data-bbox="1805 1213 2634 1248"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>社外役員と保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第124条6号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第7号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、保険持株会社の親会社又は当該親会社(当該保険持株会社に親会社がない場合にあっては、当該保険持株会社)の子法</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行																											
<p>を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>— <u>保険持株会社に親会社等がある場合 当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該保険持株会社を除く。)</u></p> <p>— <u>保険持株会社に親会社等がない場合 保険持株会社の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>— <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第399条第1項の同意をした理由</u></p> <p>— ~ — (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p><u>人等から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>以下の事項を「その他」に記載すること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>— ~ — (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制</p> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の概要を記載すること。</u></p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 15 号の2

改正後	現行
<p>1 会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制</p> <p>2 会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号口及び八に規定する体制</p> <p>3 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意) <u>保険持株会社(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該保険持株会社及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。)における当該保険持株会社のある完全子会社等(株式会社に限る。)の株式の帳簿価額が当該保険持株会社の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 (同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)を超える場合における当該ある完全子会社等をいう。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 4 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>10 親会社等との間の取引に関する事項 (記載上の注意) <u>保険持株会社とその親会社等との間の取引(当該保険持株会社と第三者との間の取引で当該保険持株会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。)であって、当該保険持株会社の当該事業年度に係る個別注記表において会社計算規則第 112 条第 1 項に規定する注記を要するもの(同項ただし書の規定により同項第 4 号から第 6 号まで及び第 8 号に掲げる事項を省略するものを除く。)がある場合には、会社法施行規則第 118 条第 5 号の規定に従い記載すること。</u></p> <p>11・12 (略)</p>	<p>1 会社法 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制 (新設)</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>9・10 (略)</p>

改正後	現行																												
<p>別紙様式第 16 号(第 211 条の 2 関係) (日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長)殿</p> <p style="text-align: right;">申請者(郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">本店又は主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号() -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">登録申請書</p> <p>保険業法第 272 条の 2 第 1 項の規定により登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">登録番号</th> <th style="width:80%;">財務(支)局長 第 号(年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資本金の額又は基金の総額</td> <td style="text-align: right;">千円 年 月 日現在</td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、</td> <td style="text-align: center;">別添 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>5. 本店その他の事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">別添 3 のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	(ふりがな)		1. 商号又は名称		2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在	3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり	4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり	5. 本店その他の事務所の所在地	別添 3 のとおり	<p>別紙様式第 16 号(第 211 条の 2 関係) (日本工業規格 A 4) (第 1 面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長)殿</p> <p style="text-align: right;">申請者(郵便番号)</p> <p style="text-align: right;">本店又は主たる事務所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号() -</p> <p style="text-align: right;">商号又は名称</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">登録申請書</p> <p>保険業法第 272 条の 2 第 1 項の規定により登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> </div> <p style="text-align: right;">(第 2 面)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">登録番号</th> <th style="width:80%;">財務(支)局長 第 号(年 月 日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. 商号又は名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資本金の額又は基金の総額</td> <td style="text-align: right;">千円 年 月 日現在</td> </tr> <tr> <td>3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名</td> <td style="text-align: center;">別添 1 のとおり</td> </tr> <tr> <td>4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、</td> <td style="text-align: center;">別添 2 のとおり</td> </tr> <tr> <td>5. 本店その他の事務所の所在地</td> <td style="text-align: center;">別添 3 のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	(ふりがな)		1. 商号又は名称		2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在	3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり	4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり	5. 本店その他の事務所の所在地	別添 3 のとおり
登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)																												
(ふりがな)																													
1. 商号又は名称																													
2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在																												
3. 取締役、会計参与及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては、取締役及び会計参与。指名委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり																												
4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり																												
5. 本店その他の事務所の所在地	別添 3 のとおり																												
登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)																												
(ふりがな)																													
1. 商号又は名称																													
2. 資本金の額又は基金の総額	千円 年 月 日現在																												
3. 取締役、会計参与及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役、執行役及び会計参与)の指名	別添 1 のとおり																												
4. 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容、	別添 2 のとおり																												
5. 本店その他の事務所の所在地	別添 3 のとおり																												

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 17 (第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 17 (第 17 条の 5、第 25 条の 2 及び第 211 条の 36 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)	年度 (年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)
年 月 日	年 月 日
金融庁長官(財務(支)局長) 殿	金融庁長官(財務(支)局長) 殿
住所	住所
会社名	会社名
代表取締役 氏名 印	代表取締役 氏名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状
況を次のとおり報告します。	況を次のとおり報告します。
目 次	目 次
第 1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (1) <u>会社役員の状況</u> (2) <u>責任限定契約</u> 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼職その他の状況 (2) (略) (削る) (3) (略) 4 ~ 8 (略) 9 <u>特定完全子会社に関する事項</u> 10 <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> 11・12 (略)	第 1 事業報告書 1 (略) 2 会社役員に関する事項 (新設) (新設) 3 社外役員に関する事項 (1) 社外役員の兼任その他の状況 (2) (略) (3) <u>責任限定契約</u> (4) (略) 4 ~ 8 (略) (新設) (新設) 9・10 (略)
第 2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼職の状況 (2) <u>親会社等との間の取引に関する事項</u> (3) (略)	第 2 附属明細書 1 (略) 2 事業報告書に関する事項 (1) 会社役員の兼務の状況 (新設) (2) (略)
第 3 ~ 第 13 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>指名委員会等設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 3 (略)	第 3 ~ 第 13 (略) (記載上の注意) 1 (略) 2 <u>委員会設置会社</u> にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 3 (略)

改正後	現行																
<p>4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) 完全子会社等 会社法第 847 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する完全子会社等をいう。 親会社等 会社法第 2 条第 1 項第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 67 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険業者の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>第 1 事業報告書</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(1) 会社役員(の)状況 (年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び9を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第 5 号記載上の注意 8 (1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書</p>	氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他					<p>4 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。 ~ (略) (新設) (新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 55 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち「1 少額短期保険業者の現況に関する事項」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「(2)財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7 (略)</p> <p>第 1 事業報告書</p> <p style="text-align: center;">年度 (年 月 日から) 事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員に関する事項</p> <p>(新設) (年度末現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">氏 名</th> <th style="width: 25%;">地位及び担当</th> <th style="width: 25%;">重要な兼職</th> <th style="width: 25%;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」に次に掲げる事項を記載すること(当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書</p>	氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他				
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他														
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他														

改正後	現行				
<p> すること。 4・5 (略) 6 監査役、監査等委員又は監査委員については、当該監査役、監査等委員又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。 <u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u> <u>— 少額短期保険業者が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u> <u>— 少額短期保険業者が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u> 8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。 なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。 9 (略) (2) 責任限定契約 <table border="1" data-bbox="304 967 1410 1051"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> (記載上の注意) 会社役員(取締役又は監査役に限る。)と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。 3 社外役員に関する事項 (略) (1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意) 1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号(相互会社について準用する。)に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第 121 条第 8 号(相互会社について準用する。)に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合には、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。 2 (略) 3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。 </p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p> 4・5 (略) 6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。 (新設) (新設) 7 (略) (新設) 3 社外役員に関する事項 (略) (1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意) 1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合には、当該株式会社と当該他の法人等との関係を記載すること。 2 (略) 3 社外役員が少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあつては会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては当該相互会社の実質子会社(保険業法第 33 条の 2 第 1 項に規定 </p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

改正後	現行																						
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>___ <u>少額短期保険業者の親会社等(自然人であるものに限る。)</u></p> <p>___ <u>少額短期保険業者又は少額短期保険業者の特定関係事業者(株式会社にあつては、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいい、相互会社にあつては、当該相互会社の実質子会社(法第 33 条の 2 第 1 項に規定する実質子会社をいう。)及び関連会社(規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</u></p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。 (略) ___ <u>監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</u> ___ <u>指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			<p style="text-align: center;">現行</p> <p><u>する実質子会社をいう。)及び関連会社(保険業法施行規則第 24 条の 3 第 6 項第 2 号に規定する関連会社をいう。)並びに当該相互会社の主要な取引先である者(法人以外の団体を含む。)をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険業者が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。 (略) (新設) ___ <u>委員会設置会社の監査委員 監査委員会</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏 名</th> <th style="width: 70%;">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p><u>社外役員と少額短期保険業者との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項(相互会社にあつては、法第 53 条の 36 において準用する会社法第 427 条第 1 項)の契約をいう。 以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	責任限定契約の内容の概要				新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																					
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																							
氏 名	責任限定契約の内容の概要																						
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																					
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																							
社外取締役																							
会計参与及び監査役																							

改正後			現行
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			(記載上の注意) (略)
監査等委員である取締役			
会計参与及び監査役			
<p>(記載上の注意) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事項を「その他」に記載すること。 <u>報酬等について監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が会社法第 399 条第 1 項(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 23 において準用する会社法第 399 条第 1 項)の同意をした理由</u> <u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>次に掲げる体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要を記載すること。</u></p> <p>1 <u>会社法第 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 14 第 4 項第 6 号)に規定する体制</u></p> <p>2 <u>会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号口及びハに規定する体制(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 23 の 3 第 1 項第 1 号口及びハ)</u></p> <p>3 (略)</p> <p>9 特定完全子会社に関する事項 (記載上の注意) <u>株式会社である少額短期保険業者にあつては、少額短期保険業者(当該事業年度の末日において、その完全親会社等(会社法第 847 条の 3 第 2 項に規定する完全親会社等をいう。)があるものを除く。)に特定完全子会社(当該事業年度の末日において、当該少額短期保険業者及びその完全子会社等(同法第 847 条の 3 第 3 項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。以下 9 において同じ。))における当該少額短期保険業者のある完全子会社等(株式会社に限る。))の株式の帳簿価額が当該少額短期保険業者の当該事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額の 5 分の 1 (同法第 847 条の 3 第 4 項の規定により 5 分の 1 を下回る</u></p>			<p>(2) (略)</p> <p>6 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の状況 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 以下の事項を「その他」に記載すること。 (新設)</p> <p><u>～ (略)</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 業務の適正を確保する体制 (記載上の注意) <u>以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要を記載すること。</u></p> <p>1 <u>会社法 348 条第 3 項第 4 号及び同法第 362 条第 4 項第 6 号(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 14 第 4 項第 6 号)に規定する体制</u> (新設)</p> <p>2 (略) (新設)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 17

改正後	現行
<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>	<p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは同法第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p>(以下略)</p>

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 18(第 211 条の 36 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 18(第 211 条の 36 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ~ 第 7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>指名委員会等設置会社</u>にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 67 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち、「1 事業経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第 1 中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 ~ 5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2、7及び8を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ~ 第 7 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>委員会設置会社</u>にあっては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3 ~ 5 (略)</p> <p>6 少額短期保険業者が会社法施行規則第 2 条第 2 項第 55 号又は保険業法施行規則第 25 条の 3 に規定する連結計算書類を作成している会社である場合には、この様式第 1 中に定める記載事項のうち、「1 事業経過及び成果等」、「2 財産及び損益の状況の推移」、「3 支店等及び代理店の状況」、「4 使用人の状況」については、これらのすべてを企業集団(当該少額短期保険業者及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該少額短期保険業者に関する記載を省略できるものとする。ただし、「2 財産及び損益の状況の推移」については、当該少額短期保険業者に関する事項をも記載すること。</p> <p>7・8 (略)</p> <p>第 1 中間業務報告書</p> <p style="text-align: center;">年度中 (年 月 日から) 中間事業報告書 (年 月 日まで)</p> <p>1 ~ 5 (略)</p> <p>6 会社役員の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること(2及び7を除く。)</p> <p>2 辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会(相互会社にあつては、社員総会又は総代会)の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「その他」</p>

改正後	現行																											
<p>に次に掲げる事項を記載すること(当該中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項又は第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 342 条の 2 第 2 項又は第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由</p> <p>3 社外役員(株式会社にあつては、<u>会社法施行規則第 2 条第 3 項第 5 号に規定する社外役員をいい、相互会社にあつては別紙様式第 5 号記載上の注意 8 (1)に規定する社外役員をいう。以下同じ。</u>)については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>については、当該監査役、<u>監査等委員又は監査委員</u>が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p><u>7 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。</u></p> <p>— <u>少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において監査等委員会設置会社である場合 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>— <u>少額短期保険業者が当該中間会計期間の末日において指名委員会等設置会社である場合 常勤の監査委員の選定の有無及びその理由</u></p> <p>8 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p>に次に掲げる事項を記載すること(当該中間会計期間前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。)</p> <p>(略)</p> <p>会社法第 345 条第 1 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 1 項及び第 4 項)の意見があるときは、その意見の内容</p> <p>会社法第 345 条第 2 項(同条第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。)(相互会社にあつては、保険業法第 53 条の 11 において準用する会社法第 345 条第 2 項及び第 4 項)の理由があるときはその理由。</p> <p>3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 監査役又は監査委員については、当該監査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」に記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>7 (略)</u></p> <p>7 (略)</p> <p>8 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 当中間会計期間の末日において少額短期保険業者の役員が有している当該少額短期保険業者の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 18

改正後	現行
<p>(記載上の注意) (略) (2) (略) 9 (略) 第 2 中間貸借対照表 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(10) (略) (11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(2) (略) 9 (略) 第 2 中間貸借対照表 年度中(年 月 日現在)中間貸借対照表 (少額短期保険株式会社) (略) (記載上の注意) 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1)~(10) (略) (11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第16号の19

改正後	現行
別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)	別紙様式第16号の19(第211条の36第4項関係) (日本工業規格A4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間連結業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会社名 代表取締役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの当社及び子会社等 の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1・第2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>3~5 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 中間連結財務諸表</p> <p>1 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(8) (略)</p> <p>(9) 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額又は同法第164条第4項若しくは同法第165条第6項において準用する同法第91条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 24

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 24(第 211 条の 81 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度中 (年 月 日から) 中間業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ・ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。</p> <p>2 ~ 4 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 中間連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 中間連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度中(年 月 日現在) 中間連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(10) (略)</p> <p>(11) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しくは第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 25

改正後	現行
別紙様式第 16 号の 25(第 211 条の 81 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)	別紙様式第 16 号の 25(第 211 条の 81 第 2 項関係) (日本工業規格 A 4)
<p>年度(年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1 ~ 第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者の欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改め て記載すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度(年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しく は第 165 条第 7 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>年度(年 月 日から) 業務報告書 (年 月 日まで)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官(財務(支)局長) 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 社 会 名 代 表 取 締 役 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状 況を次のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第 1・第 2 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 委員会設置会社にあつては、提出者の欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載 すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 連結財務諸表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年度(年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(13) (略)</p> <p>(14) 保険業法第 91 条の規定による組織変更剰余金額又は同法第 164 条第 4 項若しく は第 165 条第 6 項において準用する同法第 91 条の規定による合併剰余金額</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

改正後	現行				
<p>8 事業年度の末日において監査役会設置会社(大会社に限る。)であって金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。</p> <p>なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載又は記録することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。</p> <p>9 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない会社については、記載を要しない。</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="304 1246 1410 1329"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 1246 587 1284">氏名</th> <th data-bbox="587 1246 1410 1284">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 1284 587 1329"></td> <td data-bbox="587 1284 1410 1329"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) 会社役員(取締役又は監査役に限る。)と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容の概要(当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((3)及び(4)を除く。))。</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する</p>	氏名	責任限定契約の内容の概要			<p>(新設)</p> <p>7 (略)</p> <p>(2) 会社役員に対する報酬等 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会社役員ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条 3 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 4 号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、委員会設置会社にあつては、記載を要しない。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の内容の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、委員会設置会社でない会社については、記載を要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 社外役員に関する事項 (記載上の注意) 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限り記載すること((4)及び(5)を除く。))。</p> <p>(1) 社外役員の兼職その他の状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1 社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社</p>
氏名	責任限定契約の内容の概要				

改正後	現行				
<p>業務執行者をいう。以下同じ。)であることが重要な兼職(同令第 121 条第 8 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>— 少額短期保険持株会社の親会社等(自然人であるものに限る。)</p> <p>— 少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、次に掲げる者である場合にあつては、次に定めるものを含む。</p> <p>監査役会設置会社の社外監査役 監査役会</p> <p>— 監査等委員会設置会社の監査等委員 監査等委員会</p> <p>— 指名委員会等設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 社外役員に対する報酬等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条第 5 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 6 号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、次の 又は に掲げる場合の区分に応じ、当該 又は に定めるものから当該事業年度において役員としての報酬等</p>	<p>法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)に該当する場合は、少額短期保険持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 社外役員が少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の特定関係事業者(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 19 号に規定する特定関係事業者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを少額短期保険持株会社が知っているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 社外役員の主な活動状況</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表における取締役会は、以下に掲げる者である場合にあつては、以下に定めるものを含む。</p> <p>監査役設置会社の社外監査役 監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>— 委員会設置会社の監査委員 監査委員会</p> <p>2 (略)</p> <p>(3) 責任限定契約</p> <table border="1" data-bbox="1525 1166 2634 1248"> <thead> <tr> <th data-bbox="1525 1166 1805 1209">氏 名</th> <th data-bbox="1816 1166 2634 1209">責任限定契約の内容の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1525 1209 1805 1248"></td> <td data-bbox="1816 1209 2634 1248"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>社外役員と少額短期保険持株会社との間で責任限定契約(会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該社外役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。</p> <p>(4) 社外役員に対する報酬等</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 社外役員の報酬等の総額及び現に支給対象となった人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 124 条 6 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 7 号に規定する報酬等についても記載すること。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 「保険持株会社の親会社等からの報酬等」については、少額短期保険持株会社の親会社又は当該親会社(当該少額短期保険持株会社に親会社がない場合にあつては、当該少額</p>	氏 名	責任限定契約の内容の概要		
氏 名	責任限定契約の内容の概要				

○保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号) 別紙様式第 16 号の 26

改正後	現行																											
<p>を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>___ <u>少額短期保険持株会社に親会社等がある場合</u> <u>当該親会社等又は当該親会社等の子会社等(当該少額短期保険持株会社を除く。)</u></p> <p>___ <u>少額短期保険持株会社に親会社等がない場合</u> <u>少額短期保険持株会社の子会社又は子法人等</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役(監査等委員であるものを除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>監査等委員である取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 会社役員は、<u>当該事業年度の末日</u>において在任している者に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役			社外取締役(監査等委員であるものを除く。)			監査等委員である取締役			会計参与及び監査役			<p><u>短期保険持株会社の子会社若しくは子法人等</u>から当該事業年度において役員としての報酬等を受けているときは、当該報酬等の総額を記載すること(社外役員であった期間に受けたものに限る。)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 新株予約権等に関する事項</p> <p>(1) 事業年度の末日において少額短期保険持株会社の役員が有している当該少額短期保険持株会社の新株予約権等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">新株予約権等の内容の概要</th> <th style="width: 35%;">新株予約権等を有する者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役及び執行役(社外役員を除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計参与及び監査役</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 会社役員は、<u>当中間会計期間の末日</u>において在任している者に限る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p>		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数	取締役及び執行役(社外役員を除く。)			社外取締役			会計参与及び監査役		
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役(監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)及び執行役																												
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)																												
監査等委員である取締役																												
会計参与及び監査役																												
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の数																										
取締役及び執行役(社外役員を除く。)																												
社外取締役																												
会計参与及び監査役																												

